第三部

労働組合の組織と運動

I 労働組合の組織現状と組織動向

組織率26.8%、組合員数1,223万人

労戦の全的統一、大きく前進

反「連合」派もセンター結成を模索

総評系産別組織で分裂・脱退

85年と比較した産業別組合員数の変化別構成比

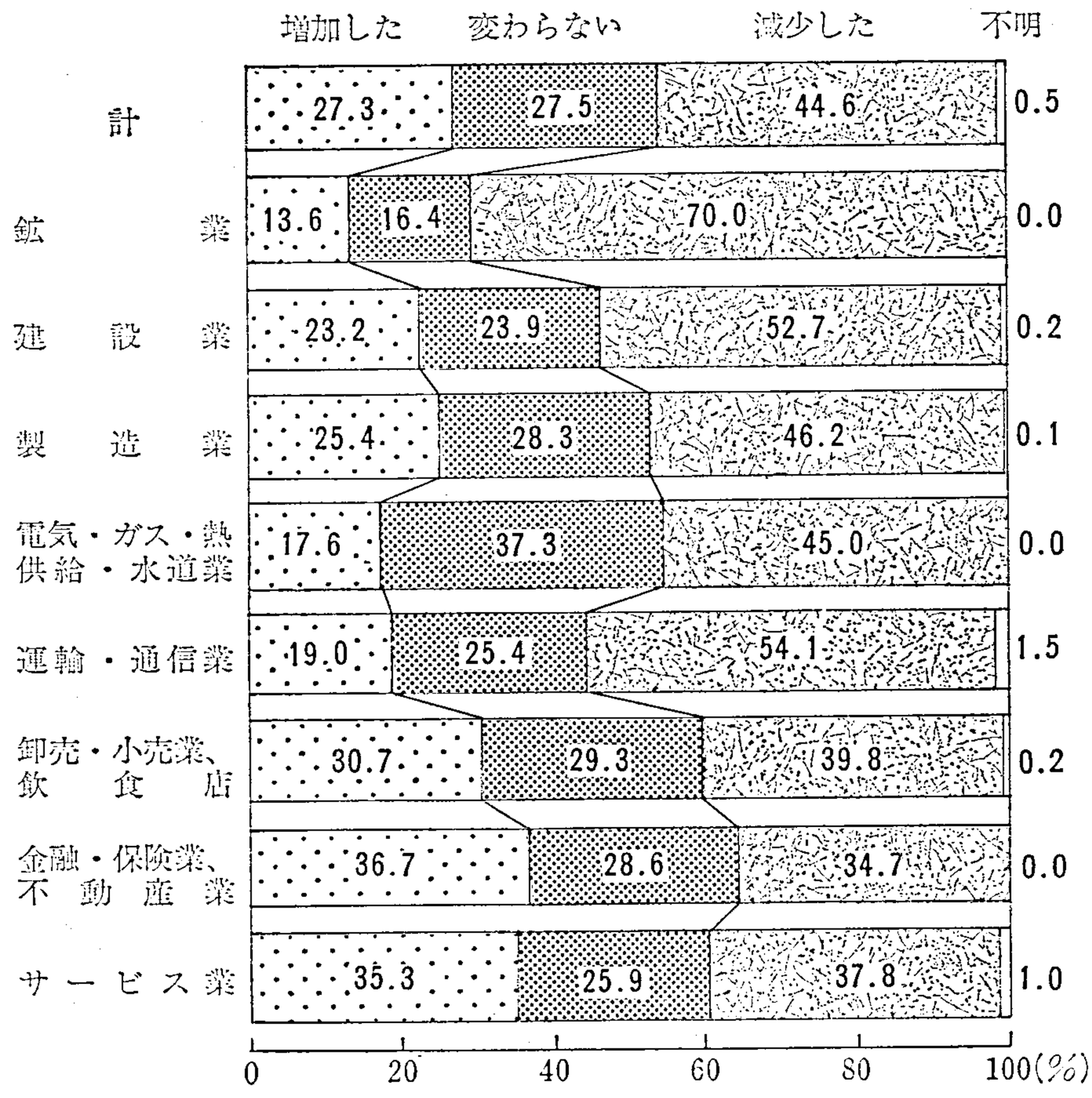

〔出所〕 労働省『昭和63年労働組合基礎調査報告』

概況

☆　八七年六月末現在の労働組合員数は一二二七万人で、組織率二七・六%、八八年は一二二二万人、二六・八%と、さらに減少し、七六年以降の減少傾向がつづいている。

☆　産業別にみると、前年にくらべ組合員が増加した産業は金融・保険・不動産業、卸売・小売・飲食店、建設業の三業種であり、減少した組合では運輸・通信業と製造業の二業種がめだっている。

☆　労働四団体に加盟している組合員数は、前年比一六万七〇〇〇人減の七八九万三〇〇〇人であった。逆に、無加盟の組合員数は二万人増加している。

☆　都道府県別にみると、全体で八万六〇〇〇人の減であるが、前年より増加した地域は東京（三万五〇〇〇人増）など八都県しかなく、減少した地域では兵庫（一万八〇〇〇人減）をはじめ、福岡、北海道、大阪の一万人以上減がめだっている。

☆　労働戦線統一問題は、連合と総評・官公労、連合と友愛会議・全官公の個別会議をとおして大きく前進した。連合は地方組織結成にむけて活発に活動したが、総評の県評・地評・地区労とのあいだであつれきを生みだした。統一労組懇は、反連合勢力としての新しいナショナルセンター結成と共同行動を提唱し、労研センターも「全労協」結成を呼びかけた。

☆　産業別組織でも内部対立が先鋭化し、全国一般、全国金属、全印総連、自治労、政労協などで分裂・脱退が生じており日教組も亀裂が深まりつつある。

概況

Ⅱ　労働組合の組織状況

1　労働組合の組織水準

組合員数と組織率

八七年六月末日現在における労働組合数（単位労働組合数）は、七万三一三八組合で、前年にくらべ組合数は一〇四五組合（一・四%）減少した。労働組合員（単一労働組合員）は約一二二七万人で、前年にくらべると七万一〇〇〇人の減で、八〇年から八二年の三年間を除くと七六年から組合員の減少傾向がつづいている。

七五年以来、雇用者は増加をつづけているのにたいして、組合員数は、減少ないしは停滞している。したがって、雇用者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率（以下、組織率と略記）も前年よりも〇・六ポイント下がって、二七・六%となり、七五年から低下しつづけている（第40表）。

また、「昭和六三年労働組合基礎調査報告速報」によれば、八八年の労働組合数（単位労働組合数）は、七万二七九二組合になり、前年にくらべて労働組合数は三四六組合（〇・五%）減少し、労働組合員（単一労働組合員）は約一二二七万七〇〇〇人で、前年にくらべ

四万五〇〇〇人（〇・四％）の減となり、組合数、組合員数ともに低下している。組織率も前年よりも〇・八ポイント下がって二六・八％に減少し、戦後最低の組織率を更新しつづけている。

戦後のわが国における組合員数と組織率の変動をふりかえってみると、ほぼ一五年間ぐらいを一つの時期にして大きく三つの時期に分けられる。第一期は、敗戦直後から一九六〇年までの時期、第二期は、六〇年から七五年までの時期、第三期は、七六年以降現在にいたる時期である。七五年の三四・四％をピークにした組合員数は、その後現在まで減少ないしは停滞をつづけ、また組織率も七六年から低下の一途をたどっている。

国際比較

資本主義国の労働組合組織率をみると、まずアメリカの組織率は戦後長期間にわたって低落傾向にあり、一九五五年の三二・二％から、八六年一七・五％にまで低下した。八六年の組合員数は一六九七万五〇〇〇人である。イギリスの組合員数は八五年で一〇七一万六〇〇〇人で、七九年のピーク時からくらべると一九％減少している。組織率は八〇年の五七・八％をピークに年々低下し、八五年には四九・八％と七〇年代初期の組織率にまで低下した。なお、組合数は三七三である。西ドイツの組合員数は八〇年の九二六万二〇〇〇人から八六年には九三五万一〇〇〇人に増加している。組織率も同じように四〇・三％から四一・五％に上昇した。オーストラリアは組合員三一五万四〇〇〇人、組織率五七％（八五年）である。

以上は『昭和六三年版海外労働白書』における数値であるが、それ以外の国について『先進諸国の労使関係』（日本労働協会、八八年）

第 40 表　労働組合数・組合員数および推定組織率の推移（単一労働組合，単位労働組合）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
							万人	%
1981	34,200 (73,694)	12,471,270 (12,355,372)	△ 32 (1,001)	102,008 (114,720)	△ 0.1 (1.4)	0.8 (0.9)	4,055	30.8
1982	43,477 (74,091)	12,525,529 (12,418,347)	277 (397)	54,259 (62,975)	0.8 (0.5)	0.4 (0.5)	4,102	30.5
1983	34,539 (74,486)	12,519,530 (12,410,988)	60 (395)	△ 5,999 (△ 7,359)	0.2 (0.5)	△ 0.0 (△ 0.1)	4,209	29.7
1984	34,579 (74,579)	12,463,755 (12,358,075)	40 (93)	△ 55,775 (△ 52,913)	0.1 (0.1)	△ 0.4 (△ 0.4)	4,282	29.1
1985	34,539 (74,499)	12,417,527 (12,319,356)	△ 40 (△ 80)	△ 46,228 (△ 38,719)	△ 0.1 (△ 0.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	4,301	28.9
1986	34,216 (74,183)	12,342,853 (12,280,983)	△ 323 (△ 316)	△ 74,674 (△ 38,373)	△ 0.9 (△ 0.4)	△ 0.6 (△ 0.3)	4,383	28.2
1987	34,033 (73,138)	12,271,909 (12,195,437)	△ 183 (△1,045)	△ 70,944 (△ 85,546)	△ 0.5 (△ 1.4)	△ 0.6 (△ 0.7)	4,448	27.6

〔備考〕 1) 組合数，組合員数は，単一労働組合である。（　）内は単位労働組合数および組合員数である。
2) 雇用者数は総務庁統計局『労働力調査』各年6月分による。
3) 推定組織率は，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4) △印は減少を示す。
5) 労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』による。

のデータを紹介すると、組合組織率はイタリア四三％（八六年）、フランス一七％（八六年）、カナダ三六％（八六年）、スウェーデン九六％（八五年）となっている。

2　産業別・企業規模別組織状況

産業別組合員数

八七年の単一労働組合員数を産業別にみると、前年にくらべ増加した産業と増加組合員数は、金融・保険業・不動産業（三万三〇〇〇人）、卸売・小売業・飲食店（一万九〇〇〇人）、建設業（六〇〇〇人）の三業種である。減少では、運輸・通信業（六万七〇〇〇人）と、製造業（三万七〇〇〇人）の二業種がめだっている（第41表）。

産業別組織率

各産業における推定組織率をみると、公務が七二・四％でもっとも高いが、前年より二・八％低下している。ついで電気・ガス・熱供給・水道業六六・七％、運輸・通信業五六・五％、金融・保険業・不動産業四九・七％、鉱業三八・二％、製造業三四・二％となっている。

なお、鉱業は前年の五二・七％から大幅に減少をみた。一方、卸売・小売業・飲食店（八・八％）、農業・林業・漁業（一四・五％）、サービス業（一六・七％）、建設業（一八・二％）は、全産業の組織率よりもかなり低い組織率になっている。

第 41 表　産業別労働組合員数（単一労働組合員数）

産業	労働組合員数				雇用者数		推定組織率	
	労働組合員数	対前年増減数	対前年増減率	構成比	雇用者数	対前年増減率	1986年	1987年
	人	人	%	%	万人	%	%	%
全産業	12,271,909	△70,944	△ 0.6	100.0	4,448	1.5	28.2	27.6
農業，林業，漁業	63,983	△ 2,939	△ 4.4	0.5	44	△ 4.3	14.5	14.5
鉱業	30,551	△ 6,325	△ 17.2	0.2	8	14.3	52.7	38.2
建設業	736,385	6,238	0.9	6.0	408	△ 0.2	17.9	18.2
製造業	4,103,887	△37,433	△ 0.9	33.4	1,200	△ 1.6	34.0	34.2
電気・ガス・熱供給・水道業	226,745	108	0.0	1.8	34	0.0	66.7	66.7
運輸・通信業	1,780,106	△67,372	△ 3.6	14.5	315	△ 3.1	56.8	56.5
卸売・小売業，飲食店	882,994	18,601	2.2	7.2	1,000	3.4	8.9	8.8
金融・保険業，不動産業	1,067,712	33,227	3.2	8.7	215	2.9	49.5	49.7
サービス業	1,691,835	△ 3,645	△ 0.2	13.8	1,015	5.4	17.6	16.7
公務	1,456,007	△ 3,838	△ 0.3	11.9	201	3.6	75.2	72.4
分類不能の産業	231,704	△ 7,566	△ 3.2	1.9	—	—	—	—

〔備考〕 1.　「—」は，当該数値がないものである。
2.　労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』による。

企業規模別組合員数

民営の労働組合数および組合員数を単位労働組合についてみると、六万五六七組合、九四三万三〇〇〇人で、前年にくらべて組合数は二四九四組合（四・三%増）、労働組合員数は約一八万三〇〇〇人（二・〇%増）の増加となっている。この増加は日本国有鉄道の民営化によるところが大きい。

企業規模別にみると、「三〇～九九人」規模の〇・六%の減少を除くと、いずれの規模でも増加がみられる。とくに二企業以上の労働者で組織される労働組合がふくまれる「その他」の三・五%の伸びが注目される。「一〇〇〇人以上」規模で組合員数で二・三%、「三〇～九九人」と「二九人以下」規模で一・三%の増加がみられる（第42表）。

組合員数の企業規模別構成

八七年における民営企業の労働組合員数の企業規模別構成は、つぎのようになっている。

「一〇〇〇人以上」の五四八万五〇〇〇人がもっとも多く、構成比で五八・二%と六割近くを占めている。つぎが「三〇～九九人」の一四六万一〇〇〇人（一五・五%）、さらに「一〇～二九人」の一〇三万二〇〇〇人（一〇・九%）、「三〇～九九人」の四三万八〇〇〇人（四・六%）、「二九人以下」の六万五〇〇〇人（〇・七%）になっている。

なお、「その他」は九五万一〇〇〇人で、構成比一〇・一%である。

第 42 表　企業規模別民営企業の労働組合員数（単位労働組合員数）

企業規模	労働組合数		労働組合員数		労働組合員数の対前年増減率	労働組合員数の構成比
	1986 年	1987 年	1986 年	1987 年		
			人	人	%	%
計	58,073	60,567	9,249,111	9,432,538	2.0	100.0
1,000 人以上	17,685	19,983	5,360,529	5,485,219	2.3	58.2
300～999 人	7,898	7,856	1,442,610	1,460,917	1.3	15.5
100～299 人	10,910	10,979	1,022,074	1,032,028	1.0	10.9
30～ 99 人	12,345	12,242	440,395	437,549	△ 0.6	4.6
29 人以下	5,888	5,925	64,532	65,356	1.3	0.7
そ の 他	3,347	3,582	918,971	951,469	3.5	10.1

〔備考〕 1) 「その他」には，２企業以上の労働者で組織されている労働組合の労働組合員数のほかに規模不明の労働組合員数が含まれる。

2) 労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』による。

3　組合員数増減の諸要因

▒ 組合員数増減の主要因

八七年には前年にくらべて、単一労働組合員数は七万一〇〇〇人、単位労働組合員数は八万六〇〇〇人減少した。こうした組合員数の変化は、既設組合（八六年六月末日までに設立された組合）における組合員数の増減と、八六年七月から八七年六月末日までの一年間における組合の新設・解散による組合数の増減の総合された結果である。

第43表にみるとおり、八七年の新設組合員数は三三万一〇〇〇人で、そのうち組合の組織変更および分裂にともなう形式的な新設を除いた実質的新設組合員数は一五万八〇〇〇人であった。これにたいして解散組合員数は三一万四〇〇〇人、実質的解散組合員数は八万八〇〇〇人になり、実質的新設組合員数は実質的解散組合員数を七万人上回った。すなわち、これが実質的増加分である。

ところが、単位組合員数全体は、実質的増加分約七万人があるにもかかわらず、前年にくらべて八万六〇〇〇人減少しているわけだから、既設組合においては、この両者の合計一五万六〇〇〇人が一年間に減少したことになる。

▒ 要因別・産業別にみた組合員数の増減

八七年に組合員数の大きな増加をみた産業は、さきにみたように、

第 43 表　新設・解散労働組合数および組合員数　（単位労働組合）

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数	実質的新設－実質的解散 組合員数
		人		人		人		人	人	人
1981	2,295	234,871	1,458	116,340	2,340	209,453	1,257	79,998	25,418	36,342
1982	2,234	170,423	1,535	82,773	2,262	157,980	1,399	61,286	12,443	21,489
1983	1,961	201,539	1,148	86,987	2,204	202,228	1,281	65,813	△ 689	21,174
1984	1,807	147,262	1,048	65,362	2,254	161,089	1,412	57,726	△13,827	7,636
1985	1,808	166,460	1,067	73,841	2,276	158,177	1,312	47,867	8,283	25,974
1986	1,642	158,710	952	59,913	2,288	137,374	1,359	40,003	21,336	19,910
1987	2,670	330,746	1,506	157,505	4,031	314,100	1,923	87,866	16,646	69,639

〔備考〕 1) 新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および「その他の理由による新設（たとえば労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等）」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2) 解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および「その他の理由による解散（たとえば組合の無用論による解散，組合内の紛争による解散等）」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3) △ 印は減少を示す。
4) 労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』により作成。

第 44 表　産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1987年）（単位労働組合）

	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A)−(B)
	人	人	人
全産業	157,505	87,866	69,639
農林，漁業，水産養殖業	166	111	55
鉱業	11	2,327	△ 2,316
建設業	2,711	4,554	△ 1,843
製造業	26,951	24,934	2,017
卸売業・小売業，飲食店	11,056	4,757	6,299
金融・保険，不動産業	15,585	15,715	△ 130
運輸・通信業	85,285	28,182	57,100
電気・ガス・水道・熱供給業	319	336	△ 17
サービス業	13,069	5,763	7,306
公務	773	1,077	△ 304
分類不能の産業	1,579	110	1,469

〔備考〕 1) △ 印はマイナスを示す。
2) 労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』により作成。

第 45 表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1987年）（単位労働組合）

企業規模	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A)−(B)
	人	人	人
合計	154,620	84,651	69,969
1,000 人以上	110,714	54,970	55,744
500 ～ 999 人	10,598	4,092	6,506
300 ～ 499 人	2,269	2,557	△ 288
100 ～ 299 人	8,651	8,240	411
30 ～ 99 人	4,784	8,080	△ 3,296
29 人以下	1,575	2,823	△ 1,248
その他	16,029	3,889	12,140

〔備考〕 1) △ 印はマイナスを示す。
2) 労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』により作成。

金融・保険業・不動産業、卸売・小売業・飲食店、建設業の三業種であった。

実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差を産業別にみると、金融・保険業・不動産業では実質一三〇人減であるので、既設組合がそれを上回る増加をなしていることになる。卸売・小売業・飲食店では新たな組合で六二九九人の増となり、既設組合ではその数を除いた分をさらに拡大している。建設業では新設組合員よりも解散組合員の方が一八四三人多いが、それをさらに上回る増員を既設組合がおこなった。

つぎに組合員の減少の大きい運輸・通信業と製造業をみると、運輸・通信業では、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差は五万七一〇〇人増であったにもかかわらず、全体の組合員数では六万七三七二人減っており、既設組合の組合員がかなり減少したことを示している。製造業では、新設・解散組合員数の差が二〇一七人増、全体の組合員数が三万七四三三人の減となっており、既設組合の大幅な減少がみられる（第44表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

八七年の民営企業の単位労働組合員数は、前年にくらべて一八万三四二七人の増加である。実質的新設組合員数と実質的解散組合員数の差し引きでは、第45表のように六万九九六九人増になっているので、既設組合における増加は一一万三四五八人になる。

なお、新設・解散の差し引きの組合員数では、「三〇～九九人」と「二九人以下」の企業規模の小さいところでマイナスになっている。

4　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

全国連合体＝ナショナルセンターは、日本労働組合総連合（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、通常「労働四団体」とよばれていた。これに加えて、八二年一二月、四団体を残したまま、これらの枠をこえて「全日本民間労働組合協議会」がつくられていたが、この協議会が八七年一一月、「全日本民間労働組合連合会」（連合）として連合体へ移行した。これにともなって八七年に同盟・中立労連が、八八年には新産別が解散した。したがって、「労働組合基礎調査報告」による労働四団体の調査は八七年が最後になる。

労働四団体に所属する組合員数は、八七年には七八九万三〇〇〇人で、全労働組合員数の六四・三％を占め、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数は三九二万人で、全労働組合員数の三一・九％、無加盟の労働組合員数は一〇七万三〇〇〇人で全労働組合員数の八・七％となっている。これを前年にくらべると、四団体に加盟している労働組合員数は一六万七〇〇〇人（二・一％）の減少、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数は一五万四〇〇〇人（四・一％）増加している。一方、無加盟の労働組合員数も二万人（一・九％）増加している。労働四団体ごとに組合員数の

動きをみると、つぎのとおりである。

総評

総評の加盟組合員数は、六四年の同盟発足以来一〇年間は伸び悩み、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以降は流れが若干変わり、七四～七六年と増加をつづけ、その後一進一退をくり返してきた。だが、八一年の約四五六万九〇〇〇人をピークに以後六年つづきで加盟組合員を減じ、八七年は前年よりも一九万五〇〇〇人（四・六％）減少して、四〇七万五〇〇〇人となった。八七年に労働組合員数が減少したおもな組合は、国労（一二万人減）、合化労連（一万八〇〇〇人減）、建設一般全日自労（一万五〇〇〇人減）、鉄鋼労連（一万一〇〇〇人減）、日教組（八〇〇〇人減）などとなっている。増加した組合は、日本医労協（五〇〇〇人増）、自治労（三〇〇〇人増）である。

同盟

同盟は、六四年の発足以来七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大を進め、労働組合員数に占める比率を高めてきたが、その後、組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少に転じ、八〇年以降ようやく足ぶみ状態に入った。八六年は減少、八七年も前年より二万六〇〇〇人減少（一・二％）して二一〇万三〇〇〇人となった。傘下組合のうち八七年に組合数が増加したおもな労働組合は、鉄労（五〇〇〇人増）で、組合員数が減少したおもな組合は、造船重機労連（三万人減）、海員（五〇〇〇人減）、一般同盟（三〇〇〇人減）である。

第 46 表　主要団体別労働組合員数の推移（単一労働組合）

年	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1981	12,471,270 (100.0)	4,568,826 (36.6)	2,181,903 (17.5)	63,997 (0.5)	1,391,346 (11.2)	3,595,887 (28.8)	1,067,480 (8.6)
1982	12,525,529 (100.0)	4,550,279 (36.3)	2,196,641 (17.5)	64,367 (0.5)	1,438,876 (11.5)	3,617,209 (28.9)	1,066,069 (8.5)
1983	12,519,530 (100.0)	4,508,376 (36.0)	2,193,232 (17.5)	64,016 (0.5)	1,480,325 (11.8)	3,784,341 (30.2)	1,054,954 (8.4)
1984	12,463,755 (100.0)	4,431,112 (35.6)	2,176,964 (17.5)	60,337 (0.5)	1,512,352 (12.1)	3,779,358 (30.3)	1,056,906 (8.5)
1985	12,417,527 (100.0)	4,364,831 (35.2)	2,160,602 (17.4)	60,585 (0.5)	1,557,173 (12.5)	3,774,865 (30.4)	1,045,698 (8.4)
1986	12,342,853 (100.0)	4,270,044 (34.6)	2,129,180 (17.3)	61,885 (0.5)	1,599,152 (13.0)	3,766,119 (30.6)	1,053,503 (8.5)
1987	12,271,909 (100.0)	4,074,774 (33.2)	2,102,893 (17.1)	66,293 (0.5)	1,646,060 (13.4)	3,919,649 (31.9)	1,073,296 (8.7)
対前年増減数(人)	△ 70,944	△195,270	△ 26,287	4,408	46,908	153,530	19,793
対前年増減率(%)	△ 0.6	△ 4.6	△ 1.2	7.1	2.9	4.1	1.9

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　(　)内の数字は構成比を示す(%)。
3)　労働省『昭和61年労働組合基礎調査報告』による。

新産別

八七年に組合員が増加した組合は、日鉄労（七〇〇〇人増）で、新産別全体は六万六〇〇〇人の組合員数である。

中立労連

八七年の傘下組合員数は前年を四万七〇〇〇人（二・九％）上回って、一六四万六〇〇〇人となり、四団体のなかで加盟組合員の増加がめだつ連合体であった。組合員数が増加したおもな傘下組合は、全建総連（一万七〇〇〇人増）、電機労連（一万四〇〇〇人）、生保労連（一万四〇〇〇人）などとなっている。

全民労協など

おもな協議組織の動向をみると、全日本民間労働組合協議会（全民労協）は、全日本鉄道労働組合総連合会（鉄道労連）の加盟もあって前年より五万四〇〇〇人増の五二二万八〇〇〇人になった。また、全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）は二万一〇〇〇人減少し、二〇四万一〇〇〇人、日本化学エネルギー労働組合協議会（化学エネルギー労協）は三万六〇〇〇人減の六一万七〇〇〇人となった。

四団体の産業別組織状況

八七年の労働組合員数の産業別構成は、製造業（三三・四％）、運輸・通信業（一四・五％）、サービス業（一三・八％）、公務（一一・九％）であり、この四部門で七三・六％を占めている。この四大部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業では同盟が二七・〇％で最大の比率を占めており、中立労連（一九・一％）、総評（一四・六％）、新産別（一・三％）とつづいているが、以上のいずれにも属さない組合員が全体の四四・七％と最大の比率を占めている。運輸・通信業では、総評が四九・八％、同盟が二一・〇％、四団体のいずれにも属さないものが三四・六％であるが、この無所属の比率は前年の二七・二％から大幅に増大している。サービス業では、総評が五九・〇％、同盟が四・三％、いずれにも属さないものが三七・二％であり、公務では、総評が九〇・八％と圧倒的な比率で、同盟二・八％、いずれにも属さないもの六・五％となっている。

農業と電気・ガス・熱供給・水道業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業・不動産業では四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めている。同盟は、漁業、卸売・小売業、電気・ガス・熱供給・水道業で、中立労連は建設業、金融・保険業でそれぞれ首位になっている（第47表）。

四団体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別にみると、八七年には、労働組合法適用単一労働組合員数は九五六万一〇〇〇人（七七・九％）、地方公務員法適用組合員数が一九三万九〇〇〇人（一五・八％）、国労法適用は二八万八〇〇〇人（二・三％）、国家公務員法適用は二七万八〇〇〇人（二・三％）、地方公営企業労働関係法適用は二〇万四〇〇〇人（一・七％）であった（労働省「昭和六三年労働組合基礎調査報告」参照）。

これらの適用法規別組合員数に占める八七年の主要団体別組合員数の比率は、第48表にみるとおり、労組法適用組合員数では、同盟

第 47 表　産業別労働組合員数の主要団体別構成比（単位労働組合）　(%)

産業	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全産業	100.0	33.4	17.2	0.5	13.5	40.7
農業	100.0	35.5	8.4	—	—	56.1
林業	100.0	83.1	11.9	—	—	5.5
漁業	100.0	1.3	39.7	—	15.6	43.5
鉱業	100.0	45.7	19.7	—	4.5	30.0
建設業	100.0	9.9	3.9	—	49.9	38.1
製造業	100.0	14.6	27.0	1.3	19.1	44.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.1	60.5	—	11.0	58.9
運輸・通信業	100.0	49.8	21.0	0.7	0.0	34.6
卸売・小売業，飲食店	100.0	4.8	32.2	0.0	4.2	66.3
金融・保険業	100.0	1.5	1.2	—	37.7	60.0
不動産業	100.0	23.3	9.3	—	0.0	89.2
サービス業	100.0	59.0	4.3	0.1	1.2	37.2
公務	100.0	90.8	2.8	—	—	6.5
分類不能の産業	100.0	31.3	9.5	—	0.2	59.0

〔備考〕 1)　労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』による。
2)　電気・ガス・熱供給・水道業などでは，同盟とその他で重複があるため，累計は合計と一致しない。

第 48 表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比（単一労働組合）　(%)

主要団体	合計		労組法		国労法		地公労法		国公法		地公法	
	86年	87年	86年	87年	86年	87年	86年	87年	86年	87年	86年	87年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	34.6	33.2	17.9	17.7	78.2	73.9	89.0	89.5	79.9	80.0	90.8	90.9
同盟	17.3	17.1	21.2	20.8	20.0	25.4	1.4	1.0	10.5	10.6	0.3	0.4
新産別	0.5	0.5	0.6	0.7	0.4	—	0.4	0.6	—	—	—	—
中立労連	13.0	13.4	17.0	17.2	—	—	0.2	0.2	—	—	—	—
その他	39.0	40.7	48.9	49.9	1.5	0.7	9.6	8.7	8.9	9.5	8.9	8.8

〔備考〕 1)　その他とは，労働4団体以外の上部組合への加盟および無加盟の組合員数の合計である。
2)　重複加盟があるので累計は合計と一致しない。
3)　労働省『昭和62年労働組合基礎調査報告』により作成。

二〇・八%、総評一七・七%、中立労連一七・二%、新産別〇・七%、いずれにも加盟していないものが四九・九%を占めている。

一方、各主要団体ごとに適用法規別の労働組合員数の割合についてみると、総評は国公法、地公法適用労働組合員数が四八・七%、労組法適用が四一・六%、国労法・地公労法適用が九・七%となっている。前年よりも国労法・地公労法適用組合員数が大幅に減少している。同盟は労組法適用組合員が九四・七%と総評と対照的に民間の比重が大きい。新産別、中立労連も労組法適用組合員が占める割合が圧倒的でそれぞれ九八・〇%、一〇〇・〇%となっている（労働省「昭和六三年労働組合基礎調査報告」参照）。

5　都道府県別組織状況

▒ 都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、八七年には東京の二二七万三〇〇〇人を筆頭に大阪の一〇三万七〇〇〇人、愛知の八〇万九〇〇〇人、神奈川の七九万二〇〇〇人、兵庫の五一万七〇〇〇人、北海道の五一万五〇〇〇人、福岡の四一万六〇〇〇人がこれにつづいている。

このうち北海道をのぞく、「太平洋ベルト地帯」の核心部である六都府県の組合員数は合計五八四万三〇〇〇人で、わが国の労働組合員数の四七・九%を占めている。その割合は前年より〇・二ポイント増加している。

労働組合員数が前年より増加した県は八都県しかないが、そのなかで、東京都が三万五〇〇〇人増と最も多く、以下山口県一万四〇〇〇人増、埼玉県八〇〇〇人増、岩手県五〇〇〇人増となっている。

減少した県は、兵庫県の一万八〇〇〇人減を筆頭に、福岡県一万四〇〇〇人減、北海道一万三〇〇〇人減、大阪府一万二〇〇〇人減、広島一万一〇〇〇人減などとなっている。

▒ 四団体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟員数の比率をみると、岐阜を除く他のすべての都道府県で総評への加盟割合が最大であるが、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、佐賀の二一都府県では四団体に加盟していないものが最大比率を占めている。

また、総評が五〇%以上を占めている県は、前年は五道県であったが、八七年には青森、大分、沖縄の三県になった。同盟は、宮崎の三〇・七%を筆頭に、岐阜、岡山、長崎で三割に近い比率を示し、中立労連は山形、茨城、埼玉、奈良、徳島で二〇%強の割合になっている。

2　労戦統一と組織運動

1　労働戦線統一をめぐる中央の動き

▒「官・民統一」協議の開始

総評系官公労の公労協と公務員共闘は「統一ナショナル・センター形成に参加するために」、八七年一二月、「官公労協」を結成、「官・民統一」への動きが具体化したが、八八年にはいると、「官民統一」の協議は総評と連合とのあいだで大きく進展した。「官・民統一」の協議の方法は、「連合」と総評・官公労の首脳会議、「連合」と友愛会議・全官公の首脳会議、この二つの個別協議でつめていくという形をとった。

個別協議にはいる前、一月二九日に開かれた友愛会議の第二回総会で、官公労対策について、「民主的な官民統一にあたっては『連合』の『進路と役割』などの『基本構想』を前提とする」という点が強調された。

「連合」と総評との第一回首脳会議は、総評臨時大会の前日、二月三日に開かれ、労働界全体の統一のための三重要課題として、①連合の『進路と役割』にかかる問題、②ＩＣＦＴＵ加盟問題、③統一労組懇問題を提起した。また「労働界全体の統一の時期については、連合の方針（一九八九年中）と総評の方針（一九九〇年）をふまえて、早める努力をする」との合意がなされた。「連合」の綱領に当たる「進路と役割」の位置づけ、国際自由労連への加盟問題、統一労組懇への対応、これらの「重要課題」について総評は態度を迫られることになった。

一方、「連合」と友愛会議・全官公との第一回会議は、二月五日にもたれ、その席で全官公は「連合の『進路と役割』、運動方針に賛成であり、即時連合加盟を希望している旨表明し、連合に対し、その受入れ体制の整備を要請した」（合意事項）。

三月二八日に開かれた第二回「連合」、総評・官公労の首脳会議では「『総評・官公労』は、前回の会議で確認された重要課題（進路と役割、ＩＣＦＴＵ問題、統一労組懇等問題）について、これを満たす努力をすすめることを表明した」との合意がなされた。「連合」から提起された重要課題について総評側がこれらをクリアするという態度を明らかにしたわけである。

この「満たす努力」をどのようにおこなうのかについては、翌二九日の総評拡大評議会に提出された「労戦統一――大会にむけてのとりくみ」で示された。このなかで「統一ナショナル・センターの綱領的文書として新たなものを作成する」ことをうちだした。内容的には八六年の総評定期大会で決めた「労働戦線の全的統一をめざして――目標とプロセス」を「基本とする」としながらも、「他方で『進路と役割』が、総評民間単産も参加して作られたものであること、総評もその作成過程で意見を述べ反映していることに配慮する」とのべている。「二つの文章は内容的に相対立するものではな

い」との位置づけで「連合」との話し合いにのぞむとした。

「進路と役割」の評価につづいて、国際自由労連加盟問題については統一ナショナル・センターの単位で「結成時には加盟」すると の態度を示した。つぎに統一労組懇問題では「選別反対の態度を堅持し、統一ナショナル・センターの綱領、運動方針に賛同するすべての組合に門戸を開放する」との表現であったが、これは綱領・運動方針に賛成することを門戸開放の条件とする意味あいであり、事実上統一労組懇の排除につながる、とみることができる。

総評はこのような見解によって重要課題への対応を正式におこなったが、さらに四月二一日、真柄総評事務局長は、①「総評は民間結集体である連合を承認しており、『進路と役割』についても同様である」、②ＩＣＦＴＵ加盟は当然である、③総評は「統一労組懇など現在の労戦統一を認めず、批判、中傷を加えるものには毅然たる方針、態度をとる」との三点の見解を「連合」に提出した。この「真柄メモ」にたいして五月一二日の「連合」中央執行委員会では「連合の条件に沿った内容である」、「進路と役割」の「『承認』と同様の意味である」との評価が下された。

「重要課題」について、「連合」と総評との見解のちがいはほぼ解消し、つぎはどのような形態で統一していくのか、「連合」と総評官公労との「対等合併」か「吸収合併」かの問題に重点が移っていくことになった。その場合に、総評にとっては新綱領をつくらなければ「吸収合併」になってしまうことから、新綱領づくりが焦点に浮かび上がった。

「連合」は五月二六日の三役会議で「労働界全体の統一に関する基本構想」をとりまとめた。そのなかで新統一体の綱領的文書については「連合」の現在の『進路と役割』とし、官公労労働運動分野の部分を補強する」とうたっている。若干の手直しはあるものの「進路と役割」を堅持し、「連合」が統一の主体であることを鮮明にした点で注目された。

総評大会

一方、総評は五月三〇日に拡大評議員会を開き、「労戦統一の完成に向けて」をまとめた。綱領については「綱領的文書として新たなものを作成する」としているものの、「内容的には」『進路と役割』を尊重し」となっている。三月の拡大評議員会の「配慮」の表現は、「真柄メモ」をふまえて「尊重」に変化した。また選別問題では「門戸開放」の言葉が消えて、そのかわり統一に反対する勢力にたいし「毅然たる態度をとる」という表現が加わっていた。全体として「連合」寄りの姿勢を強めたものになっている。

拡大評議員会のあいさつのなかで黒川議長は、「連合の『進路と役割』は私共の仲間も入ってつくったものでありますから、私共はこれを土台にして官公労が二階に入るための入口の多少の修正を主張しているのであります」とのべた。

総評大会に提出する「労働戦線統一の完成へむけて」の内容は、①統一の時期については八九年中の実現にむけて努力する、②統一のあり方については官民のブリッジによる協議体ではなく単産加盟のナショナル・センターとする、③統一ナショナル・センターの綱領については「進路と役割」を尊重し、官公労働者固有の課題について重要な柱として提起していく、④国際自由労連加盟については特別委員会を設置して一年以内に結論をだす、⑤労働戦線の統一の

大義にそむき、誹謗・中傷・妨害を加える者には毅然たる態度をとる、というものであった。

七月二六日から四日間開かれた総評第七九回大会は、一九五〇年に結成された総評の事実上の「幕引き」を確定する大会だった。拡大評議員会の決定にもとづく労働戦線統一の方針案に議論は集中したが、原案は賛成二五六、反対二五、保留七で可決した。方針は決定したものの総評解散を一年後にした不安は少なくなかった。とくに、これまで総評がすすめてきた社会党支持にもとづく政治運動を、今後もになうものとして構想された「総評センター」(仮称)のあり方や、地域労働運動を推進してきた総評地方組織の今後について不安や危惧がだされた。

しかし定期大会で今後の方針が正式決定されたことにより、労働戦線統一の動きは、総評・官公労と「連合」、友愛会議・全官公と「連合」とのブリッジ方式による協議を通じて活発になっていった。

地方組織をめぐる対立——「連合」の地方組織確立方針

「連合」・総評のすすめる新ナショナル・センター結成に向けての課題は、官・民協議の推進とともに、もう一つは地域組織の問題であった。「連合」は八七年一二月に執行委員会の諮問機関として「連合地方組織準備会」(委員長・山岸会長代理)を発足させ、地方組織の検討にはいった。次いで八八年一月一四日に開かれた第二回中央委員会では同準備会の第一次答申が承認されるとともに「連合地方準備会結成」方針が決定された。

この方針の特徴は、一つは『地方連合会』は遅くとも一九八九年秋までに結成する」、「その上に立って、『地方準備会』をおそくとも一九八八年三月一日までに発足させる」とあるように、「連合」の中央・地方の一体化を鮮明にした点である。もう一つは『『連合』加盟組織の当該地方組織をもって構成する」、「産別未加盟組織の取扱いについては、二年を目途にいずれかの産別組織に加入するよう求め、その間オブザーバー加盟を認める」と二年の猶予期間をもうけ、「連合」加盟を原則としたことである。連合地方準備会は三月中に四七都道府県のすべてにつくられた。

さらに「連合」は七月一四日の中央執行委員会で、「連合地方準備会」の第二次答申を連合の方針として決定した。それによると、「地方連合会」の結成は前回の答申では八九年秋とされていたが、それを早め八九年三月となった。これは、現段階では「連合」は民間労組だけであるが、その「連合」の地方組織結成を優先させることによって地方組織の民間先行を明確にしたものといえる。

総評の地方組織をめぐる方針

総評は、定期大会で決定された「労働戦線統一の完成へ向けて」と題する方針のなかで地方組織について方向を明らかにしている。労戦統一方針の「地方における統一」の部分の特徴は、まず第一に「中央における全的統一と同一時期に地方における統一実現を基本目標」に、「本格的地方組織の形成は、統一ローカル・センターの結成によって行うものとする」とした点である。「連合」の方針が、民間先行の「二段ロケット」方式とすると、総評の方針は統一ローカル・センター結成に統一を実現する「一段ロケット」方針をとっている。

第二には加盟形態の問題であるが、「単産の地方組織を加盟単位

の原則とする」とあるように、単産無所属組合は加盟を認めない方針である。もちろん「単産未加盟組合が多数（県評、地区労のみ加盟で約七〇万名）存在する現状からいって、ただちにこの加盟を認めないことにも無理があり、近い将来の単産加盟を前提に統一ローカル・センターに包括していく」と一定の猶予期間をおいてはいるが、この点では「連合」との差はみられない。

第三は中央の「総評センター」と同じように、県段階でも「県評センター（仮称）を設置し、「統一ローカル・センターに当面引き継ぐことの困難な課題をになう」としている。しかし、いずれにせよ、地域労働運動の発展に大きな役割をはたしてきた総評の県評・地評は、統一ローカル・センターのもとに改編されることになり、それに反対する県評をふくめ地方にあつれきを生じさせることになった。

もっとも総評県地評の大勢は八九年秋に解散し、統一ローカル・センターに向かうことを決めた。総評中央の方針どおりにスムーズに進んでいない都府県は、東京、京都、静岡、和歌山の四つである。

東京地評が予定していた九月の定期大会は、労戦統一方針が議案提出に必要な幹事会の三分の二を確保できず、無期延期となり、無予算状態になった。京都総評は八七年から大会が開かれておらず、和歌山県評も二回にわたって流会している。静岡の県評大会は規約にある「議案採択三分の二の賛成」を「過半数」に改める緊急動議を「連合」派が提出し、反対派がボイコットするなかで県評解散を「決定」した。総評本部は、京都、和歌山では地県評と離れて、別個にローカル・センターをつくる方向にむかうとみられる。

▒ 参加資格要件問題をめぐる対立

ブリッジ協議はそれぞれ八回におよび、比較的順調に進展したが、新統一体の名称、参加資格要件、統一への手順など統一に向けての残された問題のうち、参加資格問題が一つの焦点として浮かび上がってきた。それは、三重要課題における統一労組懇などにたいする態度を資格要件としてどの程度に定めるかという問題であった。

参加資格問題については旧同盟系組織が「統一労組懇などのなだれ込み」を極度に警戒し、参加のハードルを高くすることを主張した。宇佐美ゼンセン同盟会長は同盟大会の冒頭あいさつのなかで、「せっかく発足させた連合の信用を大切にしていかなければならない。新統一体がニワトリからアヒルになったといわれてはならない。非行少年をゾロゾロ連れて一緒になるとどうなるか。名門のゴルフコースはヤクザを絶対に入れない。信用がガタ落ちするからだ。スクラムを組む相手には慎重にならざるを得ない」と発言し、注目された。

この資格問題は「連合」三役会議における意見の対立を生んだ。宇佐美氏のような新統一体に参加する組織は統一労組懇などと決別すべきだという意見と、「加盟単位は産別であり、当該産別の対応にゆだねるべきだ」という意見とが対立していることを、九月一四日の「連合」中央委員会で竪山会長が明らかにした。旧同盟系組織に根づよい官公労吸収合併論にたいして、鉄鋼労連の定期大会（九月一五日）のあいさつのなかでは、原則を確認したうえで「民間労組と官公労とでは置かれた立場の違い」があり、「お互いがすべての条件を満足するのはむずかしい」（新沼鉄鋼労連委員長）という意見

や、「連合が官公労を吸収するとか入れてやるとか不遜な考えをもつべきではない」（藁科電機労連委員長）といった意見がだされた。

また、九月二九日の「連合」三役会議では、統一への手順についても、旧同盟系は「連合」の規約改正によって官公労参加の条件をつくる方法を主張し、総評系は、それでは官公労の「吸収合併」の形になると反対し、いまの規約にもとづいて官公労との「合同」の方法をとることを主張、両者の対立をみた。なおこの三役会議で、新しい統一体の名称を「全日本労働組合連合会」（略称・連合）とすることが合意された。

「連合」は一一月一二日の中央執行委員会で資格要件についての見解をまとめ、総評との首脳会議にのぞむことにした。資格要件の中心は「三重要課題に賛同する」、「統一労組懇などにたいし、参加組織それぞれが一線を画する」という二つを「加盟方針で明確にし、決定する」という点にあり、資格要件の「適否については、連合は連合の立場で確認していく」というものであった。

しかし、一七日の総評・官公労と「連合」との第七回首脳会議では、総評側は「連合」の見解にたいして、①新統一体は綱領的文書に賛同する組合で構成する、②統一労組懇などの問題は単産の責任で解決するという対案を示し、一致をみなかった。

「連合」・総評との統一への大筋合意

この問題は一二月七日の総評・「連合」の第八回首脳会議で、資格要件について、「連合の討議経過と結論を大筋理解し」「三重要課題を基本に対処する」ことで合意された。先の「連合」の要件が、「あまりにもギラつきすぎている」として、真柄メモでクリアした「三重要課題」でいきたいという総評の意向が入れられた形となった。しかし山田「連合」事務局長が記者会見でのべた、参加資格のチェックが「なくてすむように当事者が責任をもってやってほしい」というところに大筋合意の意味あいがあると思われる。

また統一の手順については、一一月の「連合」中央執行委員会の見解にある「連合は、大会の議決を経て一括して『全国中央組織』への対応の手続きをとる」という線にもとづいて、総評と「連合」の首脳会議で「連合第二回大会にひきつづき『統一大会』を開催する」ことに落ちついた。規約改正による「連合」への官公労の「参加」・「吸収合併」ではなく、また官公労との「合同」でもない、「統一」という形態で折り合いをつけた。

参加資格要件が一応解決し、官民統一の協議は八九年に入ると急速に展開するもようである。「連合」は一二月一五日の中央委員会で「全国中央組織の基本方針」を決定したが、そのなかの『全国中央組織』への手順」で、今後の展開を定めている。

それによると、①「一九八九年三月には連合と官公労働組合との間で、作業委員会（仮称）を設置し、連合の基本方針にもとづく統一の具体化の検討を行う」、②作業委員会の結論をうけて「五月には『全国組織の具体的方針』を明らかにする」、③連合とその「具体的方針」に賛同する各官公労働組合との間で「九月には『統一のための準備委員会（仮称）』を設置し」具体的準備を進める、④「連合は、一九八九年一一月二〇日から開催する第二回大会で、『全国中央組織』に向けての必要な機関手続きのすべてを完了し、引き続いて『統一大会』を開催する」、というプログラムで統一の作業が進行することになっている。

2　「連合」反対勢力の動向

▒　統一労組懇によるナショナル・センター確立の準備

「連合」による官民統一の協議が進展するにともなって「連合」反対勢力の活動もいっそう活発化してきた。そのなかで、反「連合」の中心勢力である統一労組懇が、ナショナル・センター確立の時期をいつにするのかが注目されていた。共産党の機関誌『前衛』に荒堀労働局長のナショナル・センター結成の目標を「来年夏」とした論文が掲載された。つづいて五月二七日に開かれた統一労組懇の代表者会議で、春山事務局長はセンター確立を「来年夏」にもおこないたいと発言した。

統一労組懇の年次総会は八月一九日から三日間開かれた。引間常任代表委員はあいさつのなかで、センター確立の時期について「来年の総評解体前後」と初めて公式に明らかにした。さらに「階級的ナショナル・センター」は統一労組懇だけでつくるのでなく、左派組合や連合に行かないすべての組合を総結集してつくることを強調した。また、総会では前年の「階級的ナショナル・センターの確立と展望」を補足するものとして、「階級的ナショナル・センター構想」が提案された。「構想」は新センターの綱領、規約の「たたき台」にあたるものである。

「構想」では、「中央統一労組懇は、なによりもまず『左派組合』『純中立懇』その他『連合』にいかない組合との共同行動を追求し、それを基礎にして単産ならびにいくつかの地方組織の代表者による『ナショナル・センター確立の準備会』を結成するために奮闘します」と、共同行動を基礎にして準備会をつくり、綱領、規約を検討したうえで新センター結成を予定している。

「ナショナル・センターは、産業別全国組織（単産）と、都道府県組織（ローカルセンター）によって構成する連合体」として、共闘組織や協議会ではなく、本格的ナショナル・センターを一挙に結成する構想になっている。また、「ローカルセンターは、単産加盟の都道府県組織と、市町村の地域別組織（地域組織）及び、その他の組織によって構成する。地域組織は、単産加盟の市町村組織と、その他の組合によって構成される」とあるように、「連合」や総評のように単産加盟の原則をとっていない。地域組織を重視する傾向がみられる。統一労組懇は「一〇〇〇の地域統一労組懇」の結成を急いでおり、総会時点では全国五八八（二一五準備会をふくむ）の組織がつくられている。

一〇月五日の総評拡大評議員会以降、統一労組懇系代表は総評の機関会議への出席を拒否しており、総評との決別を明確にし新センター結成のための活動をいっそう強化している。一二月一八日には東京・浦安の東京ベイNKホールで約八〇〇〇人を結集して「階級的ナショナル・センターの確立」に向けての総決起集会を開いた。

▒　労研センターによる「全労協」結成の呼びかけ

労働運動研究センターは、前年の八七年六月四日に開いた第二三回幹事会で総評解体を許さないたたかいを訴えたが、八八年に入ると、総評解体反対にとどまらず新しい結集体をつくるための訴えとその活動を強化する方向を鮮明にした。六月三〜四日の全国幹事会

で「連合に反対するすべての労働者・労働組合の結集」をめざして、「全国労働組合連絡協議会」（略称＝全労協）の結成を訴えるアピールを確認した。総評解散にそなえて総評左派や純中立組合の受け皿をつくるというものであったが、結成時期についてはまだ明確になっていなかった。

全労協の構想は、一一月二二～二三日の労研センター総会で具体化された。「全労協の基調と目標（第一次案）」のなかの「組織方針」では、まず組織の性格を「労働組合の全国連絡・共闘組織であり、単産、単組および地方・地区組織で構成する」とし、ナショナル・センターではないことを明らかにしている。また、政党との関係では「要求と政策を共通する革新政党と協力して、統一戦線の形成をめざす」となっている。結成までの手順は、年内に「全労協の結成をめざす懇談会」を発足させ、来春（八九年）には「全労協結成準備会」を設置し、八九年秋に「全労協」結成をめざす、というスケジュールを提起している。

総会では、統一労組懇との関係に議論が集中し、統一労組懇とも共闘し、また、統一労組懇系が強い組合でも「階級的ナショナル・センター」に参加できない組合は全労協の組織範囲にすべきだという意見と、「反連合、非統一労組懇」の線を強調すべきだという意見との対立があった。意見を集約した岩井代表幹事は、「統一労組懇との共闘は当然だ。劣勢の左派が細かい相違点を強調しては全労協の勢力は小さくなる」との意見集約をおこなった。

▒ 八八春闘懇から八九春闘懇へ

「連合」春闘とは別の春闘の流れをつくろうと、八七年一二月一五日に初めての春闘の時限共闘組織として、八八春闘懇が結成された。八八春闘懇は八八年七月六日の総会で八九春闘でも同懇談会を組織していくことを確認し、さらに八八春闘懇の活動は情報交換・相互交流が中心だったが、これを八九春闘では「国民春闘路線に基づく共同行動・統一闘争の拠り所となる共闘の場」に一段と機能を高めるとしている。一〇月一二日には八九春闘懇の発足総会がもたれ、新たに都労連が加わり、四〇万人の組織になった。

この春闘懇談会が労働戦線統一の関連で注目されるのは、「連合」には反対であるが、統一労組懇にも参加していない労働組合が多数結集し、しかも共同行動の組織だからである。統一労組懇や全労協と連携、重複しながら、反「連合」の労働戦線統一に向かう一つの核をなしている。

八九春闘懇の幹事組合は、国労、新聞労連、全港湾、全印総連、民放労連、出版労連、広告労協、建設関連、全日建運輸、映演共闘、金属連絡会、紙パ協議会、一般中小連絡会、化学一般、都労連である。

▒ 地県評連絡会議の結成

総評七九回定期大会の初日に当たる七月二六日、「つくろう、組合員が主人公の労働運動を！　総評解体反対・地県評解体阻止、地域労働運動の継承・発展・強化をめざす七・二六全国集会」が東京・日比谷野外音楽堂で開かれた。宮部都労連委員長や大江京都地評議長など地域の労組幹部一七名が呼びかけ人となり、約八〇〇〇人が集まった。基調提案のなかで「県評・地区労全国交流組織」をこの日をきっかけにつくり、「連合」に反対する運動を地域から発展さ

せようとの行動提起があった。

この集会をひきつぐ形で一〇月二八日、京都で「総評・地県評・地区労運動の継承・発展・強化をめざす全国連絡会」（略称＝地県評連絡会議）の結成総会が開催された。総評左派系、統一労組懇系など全国二四都道府県、約三六〇人の活動家が参加した。組織の活動として、地域労働運動のための情報交換・交流や「連合」に反対する活動、労働者の生活と権利を守る活動などをおこなうとしている。

全国四七都道府県のすべてに組織をつくり、代表と事務局をおいて全国組織の事務局は都労連本部に設置する予定になっている。一九人の全国代表委員のなかから、佐藤智治・国労東京地本委員長、宮部民夫・東京都労連委員長、服部信夫・名古屋市労連委員長、大江洸京都地評議長、光盛征司・宇和島地区労委員長を代表世話人に選出した。翌二九日の全国代表者会議で宮部代表世話人は総括答弁で反「連合」の中央組織について「階級的ナショナル・センター」や「全労協」については「直接関与しないが、連絡会づくりはその運動に幅と深みをもたらすだろう」とのべた。

3　産業別組織の動向

▒　全国一般の分裂

全国一般は「連合」加盟をめぐって内部対立がつづいていたが、八七年一〇月には五〇地本のうち二〇地本が「連合加盟をめざす地本連絡会」を結成し、七月の定期大会で加盟が決定できなければ新組織をつくり連合に加盟するとしていた。主流左派が多数を占めていた執行部は、総評解体が必至になるなかで、八八年二月の中央執行委員会で加盟を決定した。そして、六月三〇日の中央委員会で討議し、七月大会で正式決定する手はずであったが、中央委員会では資格問題で紛糾した。二〇地本のうち出席した九地本の会費未納と新組織結成の動きに批判が続出したからである。議案の提案もできないまま七月一三日に続開大会をおこなうことになり、続開大会では激しい論議のなかで連合加盟方針を協議した。

全国一般は七月三一日からの三日間、定期大会を開き、「連合」加盟を決定した。「連合」加盟には総評時代に比して中小問題はじめ態勢の不備など不安があるが、中小労組の受け皿に全国一般がなるためにも「連合」加盟が必要だという点が強調された。単産に加盟せずに県評・地区労に直接加盟している組合員は七〇万人いるといわれ、その多くは中小労組であるが、総評は全国一般が「連合」に入らなければ、全国一般に加盟させるわけにはいかないという立場をとっている。全国一般の「連合」加盟はこれにこたえるものであった。一方、加盟反対派は、「連合」に入って中小運動をやるといってもこれは楽観的意見であり、総評のようなオルグ派遣は保障されない、「連合」に入ると中小運動に親会社の圧力が素通りでかかってくるなどと反論した。討論はヤジや怒号のなかですすめられ、演壇の占拠など紛糾したが、「連合」加盟が決定された。採決の結果は、賛成六七、反対三一、保留七であった。

これにたいして反「連合」勢力でつくる「一般中小連絡会」は八月二八、二九日の両日、総会を開き、八九年秋に新たな産業別組織を結成する方針を決定した。中小連絡会は、全国一般の五地本をふ

くめ現在三万六〇〇〇人であるが、新しい組織は五万人をめざすとしている。連絡会のうち全国一般の組合員は約二万人であることから、全国一般一一万三〇〇〇人のうちこの二万人が脱退するとみられている。

全国金属大会と金属連絡会

全国金属は八月三〇日から三日間、定期大会を開いた。運動方針で、八九年秋に新しい組織をつくること、また、組織内の反対勢力と決別することを明らかにした。新しい組織については、現在分立している既存の機械金属の産業別組織を解体し、新しい産業別をつくる方針を示した。当面は、新産別系の全機金と新産別京滋、一部純中立組合とで合同して新組織をつくる方向である。

「新たな機械金属組織」の対象としては、機械金属共闘に参加している産別（全国金属、全金同盟、全機金）、大手約三〇単組でつくる機労会議、業種別共闘、金属共闘会議に参加している全電線、全造船などをあげている。九月二〇日には新たな組織をめざす「機械金属産業労働組合結成準備会」が全国金属と全機金を中心にしてつくられた。時間はかかるものの、「連合」のもとに金属機械産業のより大きな産別組織ができていくものと思われる。

一方、金属連絡会議にたいしては、方針で「継続して連絡会活動にかかわる支部には全国金属から離脱をもとめる」と明記し、統制権を発動して組織排除をする前にみずから離脱することをうながした。これにたいして金属連絡会議は、「死に体となった全国金属には何も期待できない」とし、「本日をもって出発点とし、金属産業に働くすべての労働者を結集し、まともな労働組合を建設し、反連合勢力の大同団結のために奮闘する」と、決別声明を発表した。

金属連絡会議は一〇月二～三日に総会を開き、八九年二月に新しい機械金属の産業別組織を結成することを決めた。連絡会の約八割は全国金属に所属しており、これらの組合の全国金属からの離脱は確実となった。なお連絡会は、「反連合のナショナルセンターが二つも三つもできるのは困る。反連合の勢力が総結集してつくっていくことに全力をあげたい」（生井事務局長）との方向をもっている。

全印総連、連合派の脱退

総評加盟の印刷産業の労働組合である全印総連は「総評五項目補強見解」が受け入れられないかぎり「連合」には参加せずという方針をとってきた。しかし、総評が全的統一・総評解散を打ち出すにつれて全印総連内の「連合」加盟志向派の動きも活発になった。

一方、八二年に全印総連を脱退した共同印刷や、旧同盟に加盟していた凸版印刷、さらに全化同盟・一般同盟加盟の印刷関連組合、純中立組合などで印刷労協がつくられていた。そのうちでまだ「連合」に加盟していない組合が八八年三月に「印刷関連産業別労働組合準備会」をつくり、この準備会に全印総連内の「連合」志向組合が参加した。

全印総連は五月一四日の中央執行委員会で改めて「連合」不参加の方針を確認し、規約にもとづいて「連合」志向組合に脱退届を提出するように要請した。六月一〇日に開かれた中央委員会では「連合」不参加を再確認するとともに脱退届を受理した。脱退したのはコクヨ、ヨシダ印刷など二九組合、三六〇九人で、全印総連の組合員のうちの約二〇％にあたる。

政労協の対立激化

政府関係の特殊法人の労働組合で構成する政労協(三万八〇〇〇人)は、八月四日から三日間、定期大会を開き、経過報告と運動方針は採択したものの、労戦問題がらみで議長人事問題が紛糾し、労働戦線統一方針は時間切れのため続開大会に持ちこされた。

続開大会は一〇月一二～一三日に開かれたが、労戦統一の方針は八九年春の臨時大会で正式決定し、「連合」に一括加盟するというものであった。方針は「連合」への一括加盟問題を強調している。現在の政労協は総評加盟だが、一括加盟という形をとっておらず、八六単組のうち二五単組が加盟しているにすぎない。しかし、このような形で政労協が「連合」系のナショナル・センターに加盟することはできないことから、一括加盟方式を強調しているのである。

執行部方針にたいして、全国社会保険診療報酬支払基金労組(全基労)、住宅都市整備公団労組(住都労)、水資源開発公団労組(水資労)、日本原子力研究所労組(原研労)、日本育英会労組(育英労)、中小企業退職金労組(退共労)の六単組は、方針原案全文削除の共同修正案を提出したが、採決で否決された。つづいて原案の採択に移った。政労協の規約では単組、代議員双方の採決で三分の二以上の賛成がないと方針は決定されないことになっているが、単組採決の結果は、出席単組八三のうち賛成五六、反対二一、保留六の一票差で原案が可決された。代議員採決では代議員数二四四人のうち賛成一六五、反対六五、保留二、無効二でかろうじて採択された。なお方針は、加盟の正式決定を八九年夏の定期大会まで延期することはありうるとの補足提案があり、採決に付された。

紙パ連合、紙パ協議会の結成

かねてから合同の動きのあった総評・紙パ労連と同盟・紙パ連合とが、八八年二月五日に合併し、紙パ連合(日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会)を結成した。すでに両者とも「連合」に加盟しており、八六年一〇月の石油労連の結成につぐ「連合」傘下における産業別組織の再編である。

一方、この紙パ連合の結成の翌六日、この合同に反対する旧紙パ労連内の組合が結集して紙パ協議会(全国紙パルプ産業労働組合協議会)を結成した。これにより、紙パルプ産業の産業別組織は、紙パ連合と紙パ協議会の二つに分かれたことになる。

レジャーサービス労連の結成

レジャー・サービス関連の労働組合は、これまで「レジャー・サービス産業労働情報開発センター」をつくって交流してきたが、八八年一二月一六日、新しい共闘組織、「レジャー・サービス関連産業労働組合連絡協議会」(略称＝レジャー・サービス労連)を結成した。同労連に参加したのは、ホテル労連、観光労連、食堂車四労組協議会の三単産で、組合員数は約五万五〇〇〇人である。加盟を予定していた駅・車販労協と給食労連は、組織的手続きの遅れから正式加盟は先送りになった。

自治労、組織分裂へ

「連合」との官民統一をめざす総評の真柄事務局長の出身単産である自治労は、総評方針を積極的に推進してきたが、八八年八月二

四日から開かれた定期大会でも、総評方針をバックアップする積極的な姿勢を示すとともに、統一労組懇にたいして新たな分裂と分断を持ち込むものときびしく批判する運動方針を原案どおりに決めた。この労戦統一方針をめぐって激しい論戦が展開され、また、反主流派などから修正案が提出されたが、代議員数の約五分の一にとどまった。

一方、統一労組懇自治体部会は一〇月二三～二四日に「連合」不参加自治体労働組合全国代表者会議を開いた。会議には三九都府県一〇〇〇人が参加し、そこで「連合」不参加組合による「自治体労働組合全国連絡協議会」（全国連絡協）を八九年春に発足させることを確認した。

一二月一七日、統一労組懇自治体部会の吉田平議長、自治労京都府本部の大江洸委員長ら自治体労組の代表二七氏は、新しい自治体産別を展望した全国連絡協の結成を呼びかけた。呼びかけ文では、「連合への道を選択した自治労は、自治体労組の全国組織、産業別組合としての正当な機能と、本来の役割を放棄する道をつき進んでいる」とし、全国連絡協への結集を呼びかけている。八九年一月に準備会をつくり、三月に旗揚げする方針である。全国連絡協の活動は、自治労反主流派の岩手、愛知、埼玉、京都、千葉、愛媛、静岡の七地本が中心になってすすめている。これらの地本は自治労への会費納入を凍結している。

また「連合」不参加を明らかにしている八政令都市労組（都職労、横浜市従、名古屋市職労、京都市職労、神戸市職労、福岡市職労、広島市職労、北九州市職労）も、一二月二〇日に「大都市市職労連絡会議」を結成した。連絡会議は全国連絡協と共同していくとしている。

これらの動きにたいして、自治労は、九月の中央委員会で組織防衛・産別強化委員会と闘争本部を設置、組合資金を投入し、対抗するかまえをとっている。八九年の自治労分裂は必至の情勢になっており、組織攻防はさらに激化するとみられる。

日教組の官民統一への傾斜

日教組は八八年二月の定期大会で主流派と主流左派、反主流派のあいだの「四〇〇日抗争」に終止符をうつとともに、労戦統一方針では総評の方向を支持することを決めた。また、七月の定期大会でも「総評・官公労協の全的統一の方向を支持」する方針が原案どおりに承認された。この原案にたいして、大阪、青森、東京などの反主流派は三つの修正案を提出したが、いずれも賛成一四八～一五七、反対三二四～三一五の票差で否決された。また熊本、鹿児島、宮城の主流左派が提出した五つの修正案はいずれも賛成一七四～二一五、反対二五〇～二九八で否決となった。

日教組は、三つの派がほぼ均衡をたもつ勢力比であるために労戦統一については積極的な対応がしにくい組織状況にあったが、総評解体を目前にし、執行部は局面の打開に活発な動きをみせている。自治労につづき日教組も八九年には大きな亀裂が生じる可能性が強いと思われる。

【参考資料】①労働省『昭和六三年度版労働組合基礎調査報告』、『昭和六三年度速報』、②総評定期大会資料、③『全民労協ニュース』、④『総評新聞』、⑤統一労組懇年次総会資料、⑥『日本労働協会ニュース』

II 労働組合全国組織の動向

連合、官公労との統一合意すすむ

総評、89年秋の解散決定

「全労協」めざす「左派」組合

統一労組懇、「階級的センター」確立へ

企業規模別にみた労働組合員数の割合
（1988年）

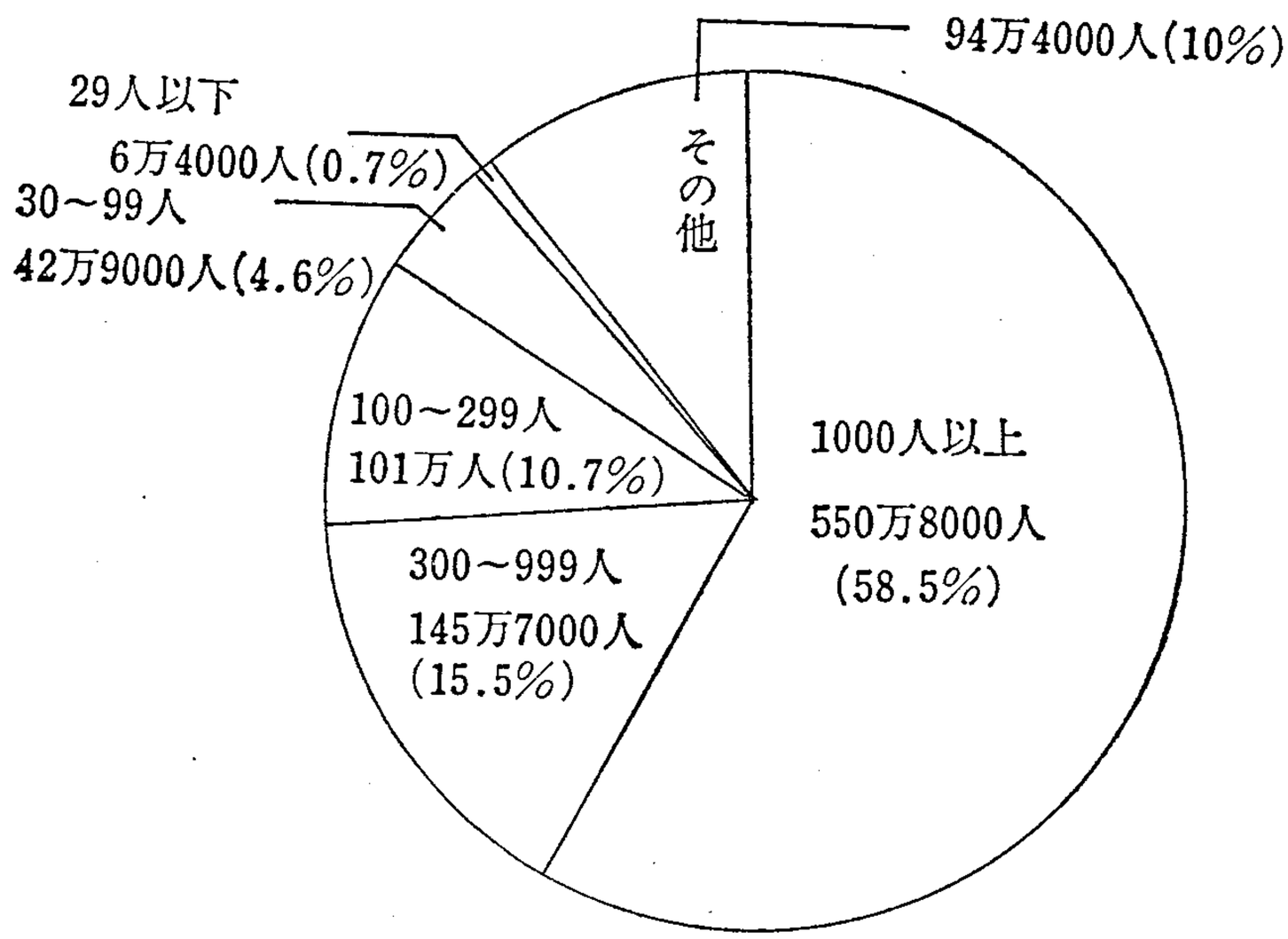

〔注〕「その他」には，２企業以上の労働者で組織されている労働組合のほかに規模不明の労働組合員数がふくまれる。
〔出所〕 労働大臣官房政策調査部「昭和63年労働組合基礎調査報告」

☆　八八年の労働組合全国組織の動向の最大の焦点は、ひきつづき労働戦線統一・再編問題であった。連合を中心とした八九年秋の統一ナショナル・センター結成への動きと、これに対抗する統一労組懇などの動きがいっそう鮮明になった。

☆　前年に結成された連合は、労働界全体の統一について、総評・官公労との協議、および友愛会議・全官公との協議をおこない、八九年秋の統一のための基本文書（綱領的文書）、「統一ナショナル・センター」参加の資格要件、組織名称などについて合意をつくった。また、地方連合の準備会がすべての都道府県で結成され、八九年三月までの正式結成をめざしている。なお、初の「連合春闘」にとりくみ、税制改革をはじめとした制度・政策活動を展開した。

☆　総評は、第七九回定期大会で、労働戦線の統一時期を前年方針の九〇年から八九年秋に一年繰り上げ、組織を解体することを決定した。反主流派は、決別の声明を出した。

☆　新産別は、第四一回定期大会で組織を解体し、三九年にわたる歴史の幕を閉じた。

☆　統一労組懇は、八八年次総会で、「新しい階級的ナショナル・センターの役割と課題」「構成と運営の基本」を提起し、総評解体前後の早い時期に階級的ナショナル・センターを確立する方針を決定した。

☆　友愛会議は、労戦統一問題については、連合の「進路と役割」を基本とすることを強調して、総評・官公労を牽制するとともに、地方組織と官公労対策が最重要課題と位置づけている。また、連合にただちにはひきつげない政策的課題として、原発と行財政改革へのとりくみ強化をあげている。

☆　「左派」は、八八春闘懇、八九春闘懇に結集するとともに、連合にいけない、いかない組合の連絡共闘組織として「全国労働組合連絡協議会（全労協）」の結成を提起し、年末に「全労協結成をめざす懇談会」を設置した。さらに、地県評連絡会の結成など統一労組懇系組合との共闘も進みはじめている。

☆　労働戦線統一再編の進展のなかで、産業別組織の再編・分裂への動きがめだった。全金連合・紙パ連合の結成など産業別組織の再編や、全国一般・全国金属での左派の脱退、新たな産業別組織結成への動きなど、内部対立・分裂への動きもみられた。自治労内でも、反主流派が新たな産別組織を展望する連絡協議会の結成を提唱した。日教組は、二年半ぶりに大会を開き、執行部退陣で組織混乱を収拾したが、労戦問題では主流・反主流の意見が対立し、分裂の様相を深めている。

Ⅱ　連　合

1　組織状況と機構

▒ 発足後一年間の活動の評価

結成後約一年間の連合の活動は、山岸章会長代理によれば、つぎのように評価されている（八八年一二月一四日の日刊労働通信社主催の特別セミナー）。

まず前進面は、①労働戦線統一問題で「統一実現への状況をきりひらいた」こと、②「労働運動の将来に対して多くの人々に夢と希望を与えた」こと、③総合生活闘争など「一定の改革提起をおこなったこと」、④「労働界の政策形成能力を大きく高める役割をはたした」ことである。また問題点は、ⓐ「運動面の活動は極めて弱かった」こと、ⓑ野党政治戦線にたいして、「いま一つ影響力を行使しえなかった」こと、ⓒ「各産別組織の〝ふる里〟意識が強すぎる」ことである。

八七年一一月二〇日に結成大会が開かれ、五五加盟組織、五三九万人、オブザーバー加盟一組織と友好組織をあわせて六二組織五五五万人で発足し、総評を抜いて日本最大のナショナル・センターとなった。

この連合は、八二年一二月一四日に発足した全民労協を母体に、「労働運動の基盤強化をはかり、自由にして民主的な労働運動を強化・拡大」し、「労働界全体の統一、すなわち一国一ナショナル・センターの実現に努める」（「進路と役割」）ことを基本目標として結成された。

▒ 組織機構

「連合」の機関としては、大会、中央委員会、中央執行委員会がおかれている（規約第二一条）。定期大会は二年に一回開催され（第二三条）、①活動報告、②会計監査、③歳入・歳出、予算、④活動方針、⑤役員の選出、⑥連合の合同・解散、⑦「進路と役割」、規約の改廃、⑧上級団体としての国際組織への加盟または脱退、⑨加盟組織・地方組織からの提案、⑩その他の重要事項を「付議事項」とする（第二四条）。中央委員会が必要と認めたとき、または加盟組織の三分の一以上から請求があったときは臨時大会を招集する（第二五条）。なお、八八年は、定期大会も臨時大会も開催されなかった。

中央委員会は中央委員と役員によって構成され、大会を開かない年度の予算・決算について決定する権限をもち（第三一条）、原則として三カ月に一回開催される（第三二条）。八八年は、二月一八日の第二回中央委員会から、一二月一五日の第一三回中央委員会まで、一二回開催された。

中央執行委員会は、会長、副会長、事務局長、副事務局長、中央執行委員によって構成され（第三七条）、日常業務・財政収支などに

かかわる執行方針を決定するとともに、大会・中央委員会の開催を準備し、提出議案を作成する（第三六条）。

議事の採決は、いずれも合議制を原則とするが、合議にいたらない場合は、大会では通常出席代議員の過半数、「重要案件として指定された事項については会費納入人員による加盟組織ごとの比例採決」（第三四条）、中央執行委員会では「出席構成員の過半数の賛否」（第三七条）によって採決される。

役員と出身単産

連合の役員は、会長一名、副会長若干名、事務局長一名、副事務局長若干名、中央執行委員若干名、会計監査若干名から構成され、任期は選出された定期大会の翌日からつぎの定期大会終了までの二年間で、再選は妨げられない。

会長は連合を代表し、大会、中央委員会、中央執行委員会および地方代表者会議を招集し、中央執行委員会の議長となる。

先にのべたように定期大会は隔年のため、八八年は開催されなかった。したがって、八七年一一月二〇日の結成大会で選出された役員をつぎにかかげておく。

【連合の役員および出身単産】

会長＝竪山利文（電機労連）

副会長＝有村利範（造船重機労連）、宇佐美忠信（ゼンセン同盟）、片山閑（電力総連）、鈴木健勝（商業労連）、田中良一（全化同盟）、田村憲一（食品労連）、田村誠（私鉄総連）、土井一清（海員組合）、得本輝人（自動車総連）、新沼行（鉄鋼労連）、橋村良夫（全国金属）、藤原巌（全金同盟、のち全金連合）、前川忠夫（全機金）、山岸章（情報通信労連）、山野辺四郎（生保労連）、藁科満治（電機労連）

事務局長＝山田精吾（ゼンセン同盟）

中央執行委員＝今井鐘七（全食品同盟）、大友龍紀（全電線）、大西三千雄（全日通）、鈴木久夫（ゴム労連）、須藤安三（日放労）、田井二郎（運輸労連）、高橋武夫（全国ガス）、藤原基司（交通労連）、細川英香（紙パ総連合、のち紙パ連合）、前川一男（一般同盟）、宮内留吉（合化労連）

副事務局長＝奥野利英（全化同盟）、河口博行（電機労連）、坂本哲之助（自動車総連）、豊田稔（情報通信労連）、松本惟子（電機労連）

会計監査＝歌川勝己（航空同盟）、海老塚彰（全国セメント）、田村敏男（非鉄金属労連）、福原福太郎（鉄道労連）

事務局は、事務局長、副事務局長、局長・室長、部長、部員をもって構成される。事務局長と副事務局長は大会で選出されるが、その他は中央執行委員会の議を経て、会長が指名する。

加盟六二組織、五五七万人

加盟組織は、八八年一二月一五日の第一三回中央委員会の時点で、正式加盟五六組織（五四三万三七一七人）、オブザーバー加盟一組織（三万七五五二人）、友好組織五組織（一〇万三〇九〇人）をあわせて、五五七万四三五九人である。

【正式加盟】 自動車総連、電機労連、ゼンセン同盟、生保労連、情報通信労連、全金連合、電力総連、鉄鋼労連、私鉄総連、造船重機労連、全国金属、鉄道労連、海員組合、一般同盟、交通労連、全化同盟、商業労連、合化労連、運輸労連、化学総連、食品労連、全自交労連、ゴム労連、全日通、全電線、全食品同盟、鉄産総連、全機金、たばこ共闘、相銀全労、石油労連、全国ガス、紙パ連合、全窯連、航空同盟、全国セメント、非鉄金属労連、日放労、ホテル労連、建設同盟、新化学、炭労、新産別京滋、凸版労組、資源労連、全海連、基金労組、新運転、全炭鉱、全国農協連合、全電力、全映演、繊維労連、全国一般、ＮＨＫ労連、全造船

【オブザーバー加盟】 チェーン労協

【友好参加組織】　日建協、車輌労協、金属家具労協、全国アロイ労協　化労研

八八年八月一八日の第九回中央委員会で、繊維労連の正式加盟と全造船のオブ加盟を承認した。また、一一月一七日の第一二回拡大中央委員会で、全国一般とNHK関連労組連合会の加盟を正式に承認した。さらに、一二月一五日の第一三回中央委員会では全造船が申請していたオブ加盟から正式加盟への切り換えが承認された。

一方、八月一八日、中央執行委員会で日本港湾と全国自労の脱退を確認した。

なお、二月一八日の第二回中央委員会で、紙パ労連と紙パ総連合が合同して紙パ連合を結成したため、加盟単位を紙パ連合とすること、また全金同盟も純中立であった組合と全金連合を結成したため、加盟単位を全金連合へ変更することが承認された（「6単産などの動向」の項参照）。

地方連合準備会、四七の全都道府県で結成

八七年一二月に設置した「連合地方組織準備会」（委員長・山岸章会長代理）が検討を重ね、八八年一月一四日の第二回中央委員会で、地方連合会は、「遅くとも八九年秋までに結成」し、「地方連合準備会」は「遅くとも八八年三月一日までに発足させる」と決定した。また、地方組織は、①連合加盟組織の当該地方組織で構成する、②産別未加盟組織についても二年を目途にいずれかの産別に加盟するように求め、その間オブザーバー加盟を認める、③県評、県同盟、県中連、新産別地協などに既加盟の産別未加盟組織は、当該地方労働団体との合意のうえ対処するとし、さらに、「地方組織を支援し、活動の調整の場」として全国九ブロックに「ブロック連絡会」を設置することとした。

これを受け、地方連合準備会は、一月二七日の徳島からはじまり、三月三〇日の沖縄を最後に、予定より若干遅れたものの、四七都道府県すべてで結成された。

四月二五日には、地方準備会全国代表者会議を開催した。

六月一六～一七日、地方準備会は、八九年三月を目途に地方準備会を連合会にきりかえていく方針を確認し、「第二次答申」を七月一四日の第八回中央委員会で最終決定した。

九月二六～二七日、地方準備会全国代表者会議が開催された。議論の焦点となったのは、財政問題と産別未加盟組織の取り扱いであったといわれる。

地方連合会は、八八年中は一二月一六日に大阪で、一二月一七日、福岡で結成された。他の都道府県では八九年三月までに結成の見通しである。

部門連絡会、六部門で設置

八八年八月一八日、第九回中央委員会で、規約により、①金属、②化学、③繊維・食品・一般、④資源エネルギー、⑤交通・運輸、⑥流通・サービス・金融・保険・情報の六つの部門連絡会を設置することを決めた。

各委員会の設置

〔組織専門委員会〕　八八年八月二三日、第一回組織専門委員会を開いた。産業別の整理と組織拡大計画の策定などにむけた組織委員会

の諮問機関である。

〔中央調整委員会〕 第三回中央委員会で、連合の加盟組織間の組織上にかかわる紛争を調整することを目的にした「中央組織調整委員会」を設置することを確認した。委員は竪山会長はじめ一九名。

〔「連合会館」構想検討委員会〕 八八年六月三〇日、三役会議は「連合会館」構想検討委員会を設置することを決定した。

財政、一人当たり三〇円

初年度の予算は、八七年一二月一日（一一月二〇日）～八八年九月三〇日までの一〇カ月とし、その後は八八年一〇月一日～八九年九月三〇日である。

会費は、組合員一人当たり月額二五円と連帯基金五円とし、「労働組合基本調査」にもとづいて、会費は九〇％、連帯活動基金は五〇％の納入人員とした。オブザーバー加盟は正式加盟の七〇％、友好組織は五〇％である。

機関紙誌は四種類

連合の機関紙は「WEEKLYれんごう」で、毎週金曜日に発行されている。八八年度は一月八・一五日付の第六号から一二月二三日付の第五〇号までが発行された。

機関誌は、月刊の「連合」が発行されている。

また、「れんごう政策資料」が八八年一月一七日付から不定期刊で発行されている。八八年は一二月二七日付の第三八号までが発行された。

なお、海外向け英語版の「RENGO」も発行されている。

経営者団体との会談

〔日経連との会談〕 日経連との初の懇談会が八八年一月二五日に開かれ、物価・地価対策、不公平税制の是正など国民生活の質的向上にむすびつく課題について共同歩調をとることで意見が一致したが、賃上げについては意見の相違もみられた。

三月三一日、第二回会談を開き、賃金・時短で意見を交換した。

六月二一日、第三回定期会談が開かれ、土地・住宅シンポジウムを秋に開催することで合意した。そして、一〇月一九日、「今後の土地・住宅問題を考える」と題した共同シンポジウムを開催した。

一〇月三日、第四回会談が開かれ、労働時間短縮と中小企業対策で意見を交換した。

〔経団連との会談〕 八八年三月八日、連合と経団連との会談がもたれた。円高メリットの還元で合意した。

〔経済同友会との会談〕 同友会との会談が、八八年三月九日に開かれ、おもに税制改革で議論がおこなわれた。

〔東京商工会議所との会談〕 東京商工会議所との会談が八八年三月二五日に開かれ、税制改革、土地問題、労働時間短縮など政策課題で意見を交換した。

政府との関係

〔産業労働懇話会（産労懇）〕 産労懇は、八八年に五回開かれた。各会合の開催日と連合側の出席者は、つぎのとおりである。

第一六一回会合……「当面の諸問題」をテーマに二月四日に開かれ、竪山利文会長、宇佐美忠信・山岸章・藁科満治の各会長代理、

橋村良夫・土井一清の各副会長、山田精吾事務局長が出席した。山岸会長代理は新任。

第一六二回会合……「当面の経済情勢」をテーマに三月九日に開かれ、竪山会長、宇佐美会長代理、田中・橋村・山野辺四郎の各副会長が出席した。

第一六三回会合……「外国人労働者問題」をテーマに五月二五日に開かれ、竪山会長、宇佐美・山岸両会長代理、土井・山野辺両副会長、山田事務局長、中村卓彦鉄鋼労連委員長が出席した。

第一六四回会合……「雇用対策基本計画」『労働白書』をテーマに七月二〇日に開かれ、宇佐美・藁科両会長代理、土井・山野辺副会長、中村元鉄鋼労連委員長が出席した。

第一六五回会合……「農産物貿易」をテーマに一一月一七日に開かれ、竪山会長、宇佐美・山岸・藁科の各会長代理、田中・土井・橋村・山野辺の各副会長、山田事務局長、中村元鉄鋼労連委員長が参加した。

〔労働時間短縮政策会議〕　八八年三月三〇日に初会合を開いた労使トップと有識者による「労働時間短縮政策会議」の委員に、宇佐美忠信ゼンセン同盟会長、山岸章情報通信労連委員長、藁科満治電機労連委員長の三人が参加した。

〔経済審議会〕　経済審議会が策定作業を進めていた一九八八年度から五年間の「新経済計画」について、四月一五日、労働者側委員の宇佐美・藁科両連合会長代理は、もう一人の労働者委員である黒川総評議長とともに、総会への意見書を提出した。内容は、「生活主導型経済構造への転換を円滑に実現するためには、年平均四％台後半の実質経済成長率の確保、完全失業率を二％台のできるだけ低い数字への抑制、年間総労働時間一八〇〇時間の全面的な達成を政策目標とすべきだ」と主張した。

〔外国人労働者問題調査会〕　八八年五月二四日に第一回会合が開かれた「外国人労働者問題調査会」には、藁科満治会長代理、橋村良夫副会長、片山閑副会長、加藤敏幸調査局長が委員として参加した。

〔パートタイム労働問題専門家会議〕　八八年六月一日に第一回会合を開催した労働省の「パートタイム労働問題専門家会議」には、加藤敏幸連合法制局長、加藤悦弘ゼンセン同盟労働政策局長、柴田守商業労連会長代行（六月の定期大会で会長就任）が参加した。

〔サミットへの要望〕　竪山会長は、八八年五月二四日、トロント・サミットを前に、総評の黒川議長とともに、竹下首相に要望事項を伝えた。

〔小渕官房長官、中村労相への要請〕　八八年七月一四日、小渕官房長官、中村労相を個別に訪問し、設立準備中の「国際労働財団」をODAの推進機関として活用するように要請した。

〔産業労働フォーラム〕　連合と通産省は、八八年七月二七日、第一回「産業労働フォーラム」を開催し、時短の推進などで意見が一致した。これは、全民労協時代の通産省との「労働関係産業政策会議」を発展的に解消したものである。

2　主要課題の運動方針と経過

▒　連合初春闘、「賃上げ六～七％程度」のガイドゾーン

八八年春闘は、八七年一一月に連合が発足して初めての春闘とな

った。連合は、八七年末に「欧米並みの生活水準」などを基本目標にすえ、「六～七%程度のガイドゾーン」とする賃上げ目標を決めた。一月一四日の第二回中央委員会では、「ゆとりある生活と家庭の幸せのために」を副題とした『連合白書』を発表した。

しかし、賃金闘争は、「加盟組織の責任と連合の調整」とのべ、「連合の責任と加盟組織の参加」を基本としている制度・政策闘争とは異なった位置づけをしている。そのため、産業別組織の自力・自決体制の確立を強く要請している。

二月一五日、山田事務局長の談話「日銀総裁の賃上げ抑制発言に強く抗議する」を発表した。

二月一八日の第二回中央委員会で、集中決戦のヤマ場を四月第二週半ばと想定し、全組合が四月中決戦をめざす、などとした「春季生活闘争・当面の方針（その2）」を決定した。三月一〇日には「当面の方針（その3）」を発表した。三月二四日、第四回闘争委員会と中央委員会では「当面の方針（その4）」を決め、「春季生活闘争決起集会」を開いた。

三月三一日、第五回闘争委員会と戦術委員会で「昨年実績を大幅に上回る賃金引上げをめざす」とした「当面の方針（その5）」を決定した。

春闘の最大のヤマ場を越した四月一四日の第五回中央委員会で確認した「当面の方針（その6）」では、「連合が今日まで主張してきたわが国経済とのかかわり（マクロ的）からすれば不十分さは残るものの、各組織は連合の方針を目指し、精力的に交渉を重ね、経営側の意図する賃金抑制を押し返し、加盟組織の責任で当初予想されていた水準を乗り越える成果をあげている」との評価を明らかにした。また、四月二五日には、中小の未解決組合を支援するために「八八春季生活闘争解決促進集会」を開催した。

六月一六日、第七回中央委員会は「八八春季生活闘争の終わりにあたって（まとめ）」と題した八八春闘の総括を確認したが、賃上げ結果について「当初めざしたマクロ的な目標からみて、決して十分なものとはいえないが、経営側の意図した低額相場への抑え込みを押し返したものであり、加盟組織の努力の成果」との評価を示した。

一一月一〇日の中央執行委員会では、八八年と同様、①賃上げ、②時短、③政策・制度改善の三位一体とする八九春季生活闘争の基本方針を確認し、同月一七日の第一二回拡大中央委員会で正式決定した。

一二月一五日に開かれた第一三回中央委員会は、賃上げ、時短、制度・政策改善を三位一体でとりくむ八九春季生活闘争方針を決定した。このうち賃上げについては「六～八%のゾーンとし、七%程度を中心に」することとした。

▒ 労働時間短縮闘争を最重要課題と決定

八八年五月一七日、第一回時短担当者連絡会を開催した。

六月六日に開かれた時短共闘連絡会は、八八春闘での労働時間短縮のとりくみについて最終集計結果をまとめた。それによれば、八八年春に要求を提出した三〇単産二五四五組合のうち、わずかでも前進がみられたのは二六・六%にあたる六七八組合で、前年から継続してとりくんだ組合をふくめても七二一組合にとどまった。

六月一六日、第七回中央委員会で、一九九三年度の年間総労働時

間一八〇〇時間の実現をめざした「中期時短方針」を決定した。時短闘争を今後の「最重要課題」とした八八春闘総括をふまえて、全加盟組織にたいして年次有給休暇の拡大と完全取得、時間外労働の大幅削減を三大目標とした具体的方針を作成するように要請した。連合本部も、時短推進委員会を設け、改正労基法への対応や社会的気運を醸成する運動を強化していくこととした。

一一月二日、労働時間短縮で「ゆとり・うるおい・幸せさがし」と銘打った時短推進集会が開催され、九二〇〇人が参加した。

税制改革への本格的とりくみ

連合は、制度政策に関しては「連合の責任と加盟組織の参加」を基本とし、賃上げ闘争よりも活動の重点をおいている。

八八年は、五月一九日の第六回中央委員会で「昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言」を正式決定した。このなかで、八八年はとくに税制改革を重視している。

八八年一月二八日、三役会議がまとめた税制改革に関する統一見解はつぎのとおり。

まず、「基本的態度」としては、『新型間接税、秋口に結論』を前提とした税制改革は絶対に進めるべきではない。もし、導入をめざすのなら、まず国民の信を問うことが議会制民主主義のルールである」。

つぎに、「緊急を要する課題」として、①「税制改革にあたっては、財政と切り離し、制度の不公平是正を中心におこなうべきである」、②「公平の原則は、サラリーマンの源泉徴収納税を基本として考えるべきである」、③「勤労所得に重く、資産所得に軽い現行の不公平税制を抜本的に是正すべきである」、④「法人税については、租税特別措置の縮小と各種課税逃れを防止する一方、産業・雇用の空洞化を回避するため、実効税率の国際比較を重視すべきである」とした。

さらに「中・長期的な課題」として、①「二一世紀を展望すると高齢化社会の進行、国際化の進展、経済社会の活力の維持、受益と負担の関係、国民負担率（租税・社会保険料の国民所得にたいする比率）といった視点から、望ましい税制のあり方について、『基本構想』を策定する必要がある」、②「中・長期の責任ある福祉政策を確立すべきである」、③「財源探しの税制改革にすべきでない」などとした。

税制改革については、以下のような活動を展開した。

第二回中央委員会において、所得税・住民税一兆五八〇〇億円の減税、「国民納税カード」の導入による資産所得課税強化などを柱とする「昭和六三年度税制改革・減税要求」を決めた。

一月七日、連合・総評の「労働団体税制連絡会」の初会合が開かれた。

一月二一日には、「生活国会に新風を」と題したフォーラムが開かれ、税制改革に論議が集中した。

一月二八日、三役会議で「税制改革に関する考え方」をまとめた。

三月八日、八八年度の減税実施などをふくんだ自民党と社会・公明・民社三党の国会対策委員長会談の合意を「減税の実施が約束された」とする山田事務局長談話を発表し評価した。

三月三一日、「大幅減税実施を求める組織代表者集会」を衆議院

第一議員会館で開催し、二〇〇人が参加した。

四月二八日、政府税制調査会が「税制改革についての中間答申」を決めたことについて、同日、「所得・資産課税の不公正是正が極めて不十分で、高齢化社会の姿が曖昧なまま、新消費税の具体案が盛り込まれたのはきわめて遺憾」とする見解を発表した。

五月一三～一四日、「昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言」案の中央討論集会を開き、五月一九日の第六回中央委員会でこれを正式決定した。

国会終盤の五月一八～二一日、減税要求で請願デモ・街頭宣伝などを展開した。

五月二四日、減税実現組織代表者集会を開催し、三〇〇人が参加した。

自民党税制調査会が「税制の抜本的改革大綱」をまとめたことにたいして、六月一四日、「依然、新型間接税の導入が先にありきで、全体を通じて課税の公正、国民生活の視点が欠けている」とした事務局長談話を発表した。

七月一一日、税制改革問題を中心とした「連合フォーラム臨時国会に臨む」を開催し、一八〇名が参加した。

八月三一日、「資産課税の強化をさらに訴える」と題した声明を発表し、現行税制の不公平是正をあらためて指摘した。

九月八日の中央執行委員会では、「新型間接税、今秋結論」を前提にした税制改革を絶対進めるべきではない、などとした「臨時国会に臨む連合の態度（その2）」を確認した。

一一月一〇日の衆議院税制問題特別委員会における自民党単独強行採決にたいして、「議会制民主主義をふみにじる暴挙である」との抗議談話を発表した。

加盟単産の「新型間接税」導入容認論

八八年二月二日、造船重機労連の中央執行委員会は、「税制改革に関する当面の見解」をまとめたが、そのなかで「財源対策については今後の高齢化時代に対応する角度、間接的に不公平税制を是正させる方法（たとえば間接税）など、多角的に検討すべきである」とした。

また、鉄鋼労連の新沼行委員長は、三月三日、第七八回臨時大会でのあいさつのなかで、「消費面に広く薄く課税する一方で、あわせて給与所得以外の補捉率の向上にも資するという方向での直接税・間接税の見直しは、問題解決の次善の策として検討の価値がある」とのべた。

四月一五日、自動車総連の中央執行委員会は「税制改革に関する考え方」をまとめ、「『広く・薄く・公平な負担』を原則とした間接税を導入する」とのべた。

四つの柱の婦人政策

第二回中央委員会で「男女平等の社会づくりを進めよう」をスローガンとした「八八・八九年度婦人部門活動計画」を決定した。①男女平等の考え方や態度を広める、②あらゆる分野への女性の参画、進歩への女性の貢献を進める、③健康で母性が保障された社会をつくる、④家庭の幸せ、ゆとりある生活、女性労働者が働きやすい社会をつくる、の四つが柱となっている。

三月一七日には「パート婦人懇談会」を開催した。

四月一日、総評と共催で「男女雇用機会均等法施行二周年集会」を開いた。

五月二〇日、「家庭の幸せ、欧米並みの生活をめざして――男女平等の職場、家庭、社会をつくるために」をスローガンに第一回中央婦人集会が開催され、一〇〇〇人が参加した。

一〇月二五日、「育児休業制度の労働協約化のための研究集会」を開催した。

社会・平和運動へのとりくみ

〔憲法記念日のアピール〕　八八年五月三日の第四一回憲法記念日にあたり、連合の運動は「日本国憲法の精神の上に築かれるもの」としたアピールを発表した。

〔平和運動〕　八八年七月一五日～八月一五日、「幸せに暮らしたい……地球のスペアーはありません」をキャッチ・フレーズにした「平和運動月間」とし、軍縮、核兵器の廃絶、憲法擁護、非核三原則の厳守などを目的にした各種の運動を展開した。

〔北方領土返還要求運動〕　八八年一〇月七～八日、連合が初めて主催する北方領土返還の実現を求めるシンポジウムと集会が開催された。

連合総合生活開発研究所の活動

八八年二月一六日に「先進国モデルへの転換にむけて」と題したフォーラムを開催した。また、一一月四日、「生活の質向上をめざして」と題したフォーラムを開き、年次報告書にあたる「八八年経済情勢報告」が発表された。

青年組合員意識調査、連合の活動いまだ知られず

「若者は、いま」と題した三〇歳以下の組合員の意識調査を八～九月に実施した。連合の発足と活動内容については、「発足ばかりか活動内容も知っている」と回答したのは八・九％にとどまり、「発足したのは知っているが内容は知らない」が五一・七％、「発足したことも知らなかった」が三八・五％を占めた。

「関心のある政党」では、「なし」が五二・八％で最も高く、以下、自民党一七・五％、社会党一四・六％、民社党八・六％、公明党二・一％、共産党一・五％の順であった。

3　労戦統一問題に関する連合と総評・官公労との協議

労働戦線統一問題に関する連合の協議は、①連合と総評・官公労との間、②連合と友愛会議・全官公との間のブリッジ形式でおこなわれた。ここでは、前者の連合と総評・官公労との協議についてのみ記録する。後者の連合と友愛会議・全官公との協議については、「4　友愛会議」の項で記録する。

三重要課題の提起

〔第一回・二月三日〕　連合側は、①連合綱領の「進路と役割」にかかる対応問題、②国際自由労連加盟問題、③統一労組懇への対応問

題の三つを統一のための重要課題として提起した。この時点では、統一労組懇問題では合意にいたらなかったといわれる。また、統一の時期は、双方の方針が併記された。

〔第二回・三月二八日〕 前回会談で連合側が提出した三重要課題について、総評・官公労側が「これを満たす努力をすすめる」ことを表明した。

〔連合と総評の事務局長会談・四月五日〕 四月五日に開かれた事務局長会談で山田連合事務局長は、総評側の説明を納得せず、文書回答を求めた。これをうけて、四月二一日、真柄総評事務局長は「総評は統一労組懇を認知していない。統一労組懇など現在の労戦統一を認めず、批判・中傷を加えるものには毅然たる方針、態度をとる」などとした、いわゆる真柄メモを提出した。

連合の「基本構想」提起と総評側の対応

〔第三回・五月二六日〕 連合側は、「労働界全体の統一に関する基本構想」を提起し、説明した。「構想」は、①民間先行による労働戦線統一の「基本構想」の理念を堅持する、②今後の課題は連合と官公労働組合の統一であり、それは連合体方式である、③統一体は三課題に賛同する産別組織をもってすすめる、「特に統一労組懇など、現在の労働界全体の統一を認めず、ひぼう、中傷を加えるものに対する対応について、参加組織それぞれが一線を画する態度を明確に示すことである」、④統一体の基本文書は「進路と役割」とし、官公労働分野の部分を補強する、などとした。

〔第四回・六月二〇日〕 前回、連合側が示した「基本構想」について、総評側の見解がのべられた。内容は、①統一の対象は連合と官公労働組合と限定しているような表現は避けたい、②統一の時期を八九年とすることは賛成（この時点は、八九年へ一年前倒しする総評大会以前であった）、③「進路と役割」の内容は尊重するが、「補強」という表現は考え直してほしい、④綱領的文書には、官公労運動にかかる諸問題、労働者自主共済（福祉）地方の制度政策課題とその組織課題が必要である、⑤参加資格は綱領的文書に賛成する組合でよい、⑥綱領的文書などを作成するための官公労代表参加の作業委員会を発足させる、などであった。

〔第五回・七月二五日〕 総評側から「労働戦線の全的統一の今後のすすめ方についての総評・官公労の考え方」が文書で提起された。その内容は、①新しい名称の文書を作成する、②「進路と役割」のなかの「課題と使命」の部分は結成宣言および運動方針にゆだねる、③前回提起した官公労運動にかかわる諸問題など三点についての考え方、④中小労働運動、未組織労働者および国民との連帯、護憲・平和反核運動、国際労働運動の責任と役割についても綱領的文書もしくは運動方針などで重視する、などであった。

双方の対立点と合意

〔第六回・一〇月一五日〕 連合で討議中の「首脳会談に臨む『連合』の見解のポイント」と、総評から「総評・官公労の考え方――その2」がそれぞれ説明された。双方の見解の対立点は、①統一の方法、②資格要件、③綱領的文書、④組織名称の四点であった。

統一の方法については、連合側は、「規約改正」と「合同」の二つの方法を併記した。総評側は、連合と官公労単産加盟の「連合体」方式を主張した。

資格要件については、連合側は、三重要課題に加えて、三重要課題を機関決定する、中央・地方を通じて二重加盟を認めない、連合側はその適否を確認する、を主張した。総評は、「綱領的文書に賛同する組合」とした。

綱領的文書については、連合側は、綱領、基本目標、課題と使命の三部作とし、追加・補強・修正は最小限度にとどめる、とした。また呼称については、事務局から「連合の進路」という案が出されたが、旧同盟系が反対してまとまらず、連合側の文書には「呼称の扱い」とだけなっていた。これにたいして、総評側は、正式に提起されていない文書の名称変更を「評価」し、「連合の進路」を一つの案として協議していくとした。また、前回、「進路と役割」から「課題と使命」をはずすように求めていたが、今回は「綱領的文書になじまない」と指摘するにとどまった。さらに、連合側が文書に付け加えるべき内容について具体的に何ものべていないにもかかわらず、「総評・官公労の提起したものがうけとめられていることを評価する」と、ちぐはぐな内容になっていた。

名称については、連合は、「全日本労働組合連合会（略称、連合）」とした。総評は、カッコ書きで「全日本労働組合総連合（略称、「総連合」または「総連」）」を検討、とした。

〔第七回・一一月一七日〕連合側から「労働界全体の統一について」の文書が提起された。これについて、総評はつぎのようにのべた。

統一のあり方については、連合は、統一体の基本は『連合』の基盤のうえに」資格要件を満たした官公労働組合との連合体とした。総評は、「官公労、民間各単産の加盟するものとして運営されることが基本的に担保されたことは評価する」とした。しかし、連合は、「連合は、大会の議を経て一括して『全国中央組織』への対応手続きをとる」とした。総評は、これを「連合の手続きの問題」とし、加盟単産から意見の出されていた「対等合併なら連合も解散すべきである」などの主張はしなかった。

資格要件については、総評側は「綱領的文書に賛成するもの」でよいとし、「その適否については、連合は連合の立場で確認していく」との表現は不要だとした。しかし、連合側は、三役会議には総評代表もはいっているし、満場一致で決めている、などの理由から拒否した。総評は、総評・官公労には総評・官公労の意見があり、それを首脳会談ですりあわせるべきだ、とのべ、物別れに終わった。

また、連合側は、基本文書の呼称を「連合の進路」とすることを初めて示した。総評は、これを「一つの有力な案」として応ずることにした。連合側は、基本文書の三部構成は変えないこととしていたが、総評は、「課題と使命」は「修正の必要があるのではないか」と提起した。

連合側は、正式名称について総評の意見を一部とりいれ、「日本労働組合総連合会（略称＝連合）」とすることにした。総評は、略称について、要望した。

〔第八回・一二月七日〕連合は、一一月三〇日の三役会議で「日程、手続き等について」という統一組織結成にたいする手順を決めた文書をまとめて、会談に臨んだ。この会談では、①「一九八九年秋統一大会を成功させる」、②「総評・官公労は、連合の討議経過と結論について大筋理解した」、③相違点として残されていた「組織名称については、連合の案を尊重し」、「基本文書（綱領的文書）につい

ては、首脳会談の大筋合意にもとづき、作業委員会の作業に移」し、「資格要件については……三重要事項を基本に対処する」、④「一九八九年三月を目途に作業委員会を設置し、おそくとも五月までに統一に必要な具体案を作成する」、⑤「この作業委員会の結論に賛同する組合で、九月を目途に『統一準備会(仮称)』を設ける」などが合意された。

この会談のあと、連合は一二月一五日の第一三回中央委員会で「全国中央組織の基本方針」を最終決定した。これには、連合が提起した資格要件、基本文書の構成、名称が原文のまま残され、さらに新たな資格要件が付加された。すなわち、連合が統一を円滑に進めるため、三役会議構成員で構成する「統一対策委員会」を設置し、この委員会が二度にわたって資格要件の確認をおこなうとした。

4　政党との関係

社・公・民・社連との協力強化を打ち出す

連合の政党・政治との関係については、「進路と役割」のなかの「基本目標」および「課題と使命」、運動方針の「その八」で規定されている。

「進路と役割」の「基本目標」は、「われわれは政権を担いうる新しい政治勢力の形成に協力し、政権交代を可能にする健全な議会制民主主義を実現する」としている。また、「課題と使命」では、「連合の発足は、政治の流れを転換するための起爆剤的役割を果たす可能性を持っている。このような労働組合の役割の重要性を自覚し、さらに影響力を強めていく。また、目的を達成するため、要求・政策・目的が一致する政党・団体とは相互の自主性を尊重しながら必要に応じ協力して活動を進める」とし、「政党支持については、当面、加盟組織の判断にゆだねる」としている。

運動方針の「その八」は、「『連合』と政治（政党）との連携強化をはかる」であり、このなかで、「要求・政策・目的が一致する政党・団体」との協力を基本に、「従来からの四野党の連携および協力関係を強化していく」こと、四野党とは政策・制度課題を中心に「定期会合」などで意見を交換しながら協力を進めること、「組織内議員懇談会」は今後も継続すること、政党支持については「当面、加盟組織の判断にゆだねる」こと、「政治とのかかわりあいについて検討する場を設ける」ことなどが打ち出されている。

政治路線・選挙対策について「五人委員会」を設置

竪山会長、宇佐美、藁科、山岸の三会長代理、山田事務局長で構成する「五人委員会」の設置を八八年一月一四日に確認した。この会合は、一月二八日、三月一〇日、四月一四日、四月二五日、五月一九日、五月二六日に開かれ、連合の政治路線、選挙対策について協議した。

国政選挙、四野党との調整をはかるも難航

「五人委員会」で検討をおこない、八八年五月二六日の第一六回三役会議で確認された「参議院選挙を中心とした国政選挙への対応

について（その二）」は、六月九日の中央執行委員会で確認された。その要旨は以下のとおりである。

①　検討するにあたっての基本として、国政選挙の戦略目標は連合の制度・政策要求の実現におくとともに、政治の流れを転換させ、国会における与野党政治勢力の伯仲・逆転におく。選挙協力のあり方としては、四野党の選挙協力を原則に、連合はこれに協力する体制をとるとした。

②　検討課題として、今日の段階においては、参院選（比例区・選挙区）とするが、比例区選挙については、社・公・民・社連など野党間の話し合いの現状から、連合として、いまただちに着手することは困難と判断し、当面選挙区選挙に焦点をしぼって検討することとした。

③　検討対象選挙区は、前回、前々回いずれかの選挙で、自民党独占となった選挙区に東京、大阪、京都の三選挙区および必要な選挙区とする。

④　候補者選定にあたっての要望として、連合の「進路と役割」など基本路線に賛同する、連合の政策・制度要求実現のため、政治の場で率先して活動する、無所属で立候補し、当選後はいずれの政党にも所属せず、新たな院内会派で活動する、などとした。

六月九日の中央執行委員会で、八九年夏の参議院選挙で四野党と選挙協力できる選挙区の絞り込みなどの具体策を論議する国政検討委員会を設置することを確認した。国政選挙検討委員会は、無所属統一候補を擁立する対象選挙区を二四選挙区にしぼり、検討を深めていくことを決め、四野党との調整に入ったが難航し、当初の構想は大幅に縮小しつつある。

「小選挙区制」導入支持論あいつぐ

八八年は、衆議院選挙における小選挙区制の導入発言や支持発言があいついだ。

得本輝人連合副会長は、九月七日、自動車総連大会の初日、同総連会長としてあいさつし、「政権交代が可能な政治体制をつくるため、選挙制度のあり方にもメスを入れる必要がある。この際思い切って小選挙区制の採用を検討したらどうか」とのべた。また、『社会労働評論』一一月号で、「（きっかけは）組織内議員とフリートーキングしたことだった」と書いた。

また、九月一二日、ゼンセン同盟大会で連合会長代理でもある宇佐美会長（当時）は、「中選挙区制の欠陥を是正し、国民に清潔な二大政党が必要である。長い目でみて、小選挙区制について具体的な検討をおこなう時期にきている」と発言した。

さらに、堅山会長も、九月一四日の連合中央委員会で、連合の政治路線に言及したなかで小選挙区制について、「連合として組織内討議はしていないが、中長期の政治情勢の展望のなかで、是非検討しなければならない課題だと明確にいえる」と語った。

連合の政治的前進基地として「国会対策室」を設置

八八年五月一〇日、連合の国会対策の前進基地となる「国会対策室」が設置された。衆議院別館の社会党委員会控室があてられた。

その他、連合は、八七年一二月八日に設立された連合議員懇談会をもっている（『日本労働年鑑』第58集二二四ページ参照）。

政党との会談など

八八年二月一六日、連合と公明党との初の会談があった。

五月三〇日、「昭和六三・六四年度政策・制度要求と提言」、参議院選挙を中心とした国政選挙への連合の対応、労働界の全体の統一の三点について、社会・公明・民社・社民連の四野党と各一時間、初の会談をおこなった。

また、一二月五日、公明党と参議院選挙の選挙協力について協議した。さらに、一二月一五日に社会党と、一二月二〇日には公明・民社・社民連の三党と個別に首脳会談を開いた。

なお、山岸会長代理は『社会労働評論』九月号で、リクルート事件にからんで民社党の「塚本委員長はその責任を明らかにすべき」と指摘し、また一二月一四日の記者会見で、明電工事件に関連して「間接的ながら矢野氏〔矢野公明党委員長〕は辞任すべきではないか、との考えを示した」（『朝日新聞』八八年一二月一五日付）。

自民党との関係については、八八年二月二日、山田事務局長が渡辺美智雄政調会長らと税制改革で会談した。また、二月四日には、竪山会長が自民党安倍派の勉強会で講演した。六月八日、自民党との初の首脳会談をおこなった。

5　国際活動

国際自由労連への登録四五〇万人、世界四位

連合は、八七年一一月二〇日の結成大会で、国際自由労連への加盟を決定した。この問題では、同大会で承認にされたばかりの規約により「会費納入人員比例による加盟組織ごとの比例採決」方式がとられた。正規加盟組織のうち、二組織が棄権、三組織が保留したが、圧倒的多数で可決され、ただちに加盟申請した。同年一二月の国際自由労連執行委員会は、一一月二〇日付けでこれを承認した。

また、連合加盟の組合のうち民間部門における国際自由労連既加盟組合は、加盟形態の変更をおこなった。

連合の登録組織人員は、四五〇万人で、アルゼンチン労働総同盟（CGT）とポーランド「連帯」が五〇〇万人を登録しているものの、事実上、アメリカ労働総同盟・産別会議（AFL・CIO）、イギリス労働組合会議（TUC）、ドイツ労働総同盟（DGB）につぐ、四番目に位置している。

宇佐美氏、国際自由労連の副会長に選ばれる

「変化への挑戦」をメーン・テーマにした国際自由労連第一四回大会（八八年三月一四～一八日、オーストラリア・メルボルン）には、竪山会長、宇佐美・藁科両会長代理をはじめ主要産別の三役などが三二名参加した。また、山岸全電通委員長も傍聴した。大会第二日目に竪山会長があいさつした。

役員選挙では、宇佐美連合会長代理が執行委員に選出され、閉会後の執行委員会で宇佐美氏は一三人の国際自由労連副会長の一人に選ばれた。

国際産業別組織（ITS）への加盟状況

連合の正式加盟組合のうち、国際産業別組織（ITS）へ加盟し

ているのは以下のとおりである。八八年は、新たに日放労が五月三〇日から開かれた国際ジャーナリスト連盟（IFJ）の世界大会で加盟を承認された。

① 国際鉱山労組連盟（MIF）――非鉄金属労連、炭労、全炭鉱

② 国際運輸労組連盟（ITF）――私鉄総連、海員組合、運輸労連、交通労連、航空同盟、観光労連

③ 国際郵便電信電話労組連盟（PTTI）――情報通信労連、全逓

④ 国際繊維被服皮革労組連盟（ITGLWF）――ゼンセン同盟

⑤ 国際化学エネルギー一般労組連盟（ICEF）――合化労連、全化同盟、ゼンセン同盟、ゴム労連、全国ガス、紙パ連合、石油労連、新化学、化学総連（なお、このほかに電力総連の中心組合である電力労連が加盟、連合の友好組織である化労研が加盟している）

⑥ 国際食品関連産業労組連合会（IUF）――食品労連、全食品同盟、ホテル労連（このほかに、たばこ共闘のうち、全たばこが加盟している）

⑦ 国際商業事務専門職技術労組連盟（FIET）――商業労連、ゼンセン同盟、自動車総連、航空同盟

⑧ 国際建設・林産労組連盟（IFBWW）――全化同盟（合板部会）、建設同盟

⑨ 国際ジャーナリスト連盟（IFJ）――日放労

以上のほかに、自動車総連、電機労連、全金連合、鉄鋼労連、造船重機労連、全機金が、全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）を通じて国際金属労組連盟（IMF）に加盟している。

また、連合加盟組合のうち、唯一、世界労連系の産業別インターである運輸・港湾・漁業インターナショナルに加盟しているのが全自交労連である。その他では、全映演が映演共闘を通じて、中立の国際映画放送労組連盟（FISTAV）に加盟している。

連合はまた、経済協力開発機構労組諮問委員会（OECD・TUAC）に加盟している。

国際組織・外国労組との交流

〔国際自由労連APRO大会〕 国際自由労連アジア太平洋地域組織（ICFTU・APRO）の第一四回大会が八八年八月四～六日開かれ、宇佐美会長代理（APRO会長）、藁科会長代理、園木全電通副委員長らが出席した。

〔社会主義国労組との交流の指針〕 八八年七月一四日の第八回中央委員会で、国際自由労連未加盟労組との交流は、二カ国間の交流に限定し、世界労連および同インター加盟労組の参加する多国間会議にはILOをのぞき参加しないことを決定した。

〔国際自由労連代表団の米大統領との会談〕 一月二一日、国際自由労連代表団はレーガン米大統領と会談したが、この会談には宇佐美連合会長代理も出席した。

〔AFL・CIOとの初の首脳会談〕 五月九～一〇日、AFL・CIOとの初の首脳会談が開かれ、共同声明を採択した。

〔DGBと初の首脳会談〕 六月一四日、ILO総会開催中、ドイツ労働総同盟（DGB）との初の首脳会談を開催した。

〔先進国労組指導者会議〕 五月三一日、トロント・サミットを前に先進六カ国のナショナル・センターの代表が参加して、先進国労組指導者会議が開かれ、連合から堅山会長と貝原国際局長が出席し

た。

〔中華全国総工会との会談〕 堅山会長は一〇月一六～一八日、中国を訪問し、倪志福中華全国総工会主席らと会談した。同主席は、連合の結成を高く評価し、八九年の官民統一実現への期待をのべ、新組織と中国労働組合との恒久的友好関係の発展を希望した。

〔全ソ労評との会談〕 一〇月二六～二九日、堅山会長はソ連を訪問し、S・A・シャラエフ議長らと会談した。同議長は、連合の結成を評価し、堅山会長の訪ソを歓迎した。

〔中国総工会のメッセージ問題〕 八七年一一月の連合結成大会で配布された海外友好団体からの祝電・メッセージ集に中国総工会からのメッセージが載っていなかった問題で、連合は三月三一日付けで中国総工会宛に陳謝文を送付した。

国際活動の強化を目的として「国際労働財団」を設立

八八年一一月一〇日、中央執行委員会で、労働分野での国際交流・援助活動を強化するため設立準備を進めていた、「国際労働財団の骨格が確認され、同月一七日の第一二回拡大中央委員会で正式決定した。八九年四月から活動を開始する予定。

（連合の国際活動については、第三部「Ⅵ 国際労働組合運動」の項参照）

2 総評

1 組織状況

八九年秋に組織解体

総評は、前年大会の「九〇年秋」の統一という目標を繰り上げ、「既成事実ともいえる官民統一路線を〝追認〟」（『朝日新聞』八八年七月二九日付夕刊）するかたちで、八九年秋の解体を決定した。

総評は一九五〇年七月一二日、「自由にして民主的な労働組合を強固な基礎のうえに確立しようとする同一の志の目的のもとに結集した労働組合」（規約、前文）によって組織され、発足して以来、わが国最大のナショナル・センターであった。しかし、八七年一一月の連合の発足によって、その地位を譲っていた。

組織機構

総評規約の定める「機関」は、大会、評議員会、幹事会の三つである。

大会は「総評の最高機関」で「毎年七月に開催するのを原則」（規約第一一条）としている。八八年に開催された定期大会は第七九

回定期大会である。また「必要ある場合」に開催する臨時大会は毎年二月にもたれ、おもに春闘の態勢を確立することを目的にしている。この間に開催されたのは、第七八回臨時大会であった。

評議員会は、「大会の決定した基本方針に反しない範囲で、総評の意思を決定する権限」（規約第一五条）をもっており、三カ月に一回開催するのを原則にしている。

幹事会は、議長、副議長、事務局長、財政局長、副事務局長、常任幹事によって構成され、必要に応じて随時議長が招集する（規約第一八条）。また、本部の「事務機関として事務局と財政局を置く」（規約第一九条）。そして、「事務局、財政局に事務遂行上必要に応じて評議員会の議を経て専門部・室・局を置くことができる」ことになっている。

役員と出身単産

規約で「役員」と呼ばれる範囲は、議長（一名）、副議長（若干名）、事務局長（一名）、財政局長（一名）、副事務局長（若干名）、会計監査（五名）である（規約二一条）。とくに前五者は「五役」と通称される。八七年度（八七年七月～八八年七月）の役員の氏名は以下のとおりである。

【総評の役員および出身単産】

議長＝黒川武（私鉄総連）
副議長＝橋村良夫（全国金属）、斉藤安正（鉄鋼労連）、宮内留吉（合化労連）、小森正夫（情報通信労連）、亀崎俊雄（全港湾）、森原三登（全逓）、丸山康雄（自治労）、江田虎臣（全農林）、久保正（都市交）
事務局長＝真柄栄吉（自治労）
財政局長＝亀山栄一（全逓）
副事務局長＝平四郎（私鉄総連）
労戦対策局長＝真柄栄吉、総務局長＝長峰義博（自治労）、企画局長＝大川昭雄、政治局長＝平四郎、国民運動局長＝加藤徹夫（国労）、国際局長＝山田陽一（書記局）、組織局長＝飯田功（全国金属）、地方局長＝佐野明（全国一般）、調査局長＝本道善夫（合化労連）、経済局長＝井上定彦（書記局）、生活・社会保障局長＝前川哲夫（全国オルグ）、労働局長＝松橋茂（炭労）、労働時間短縮センター局長＝清水栄一（都市交）、教文局長＝三島静夫（非鉄金属労連）、婦人局長＝山野和子（情報通信労連）、青年局長＝佐野明（全国一般）、中小企業対策本部＝飯田功
会計監査＝新田豊作（日放労）、奥野村松（鉄鋼労連）、池野廣（全水道）、石原嘉久（情報通信労連）
顧問＝大木正吾（情報通信労連）、槇枝元文（日教組）、富塚三夫（国労）

事業および活動

規約にしたがえば、「事業および活動」としてかかげられているのは、「加盟組合に共通の問題にたいする共同方針の決定およびその推進」「加盟組合の争議を成功に導くための有効な援助」「未加盟組合の同調と加盟の促進」「加盟組合間の連絡および同種産業内組織の産業別整理の助長」「国外労働関係団体との連携連絡および労働者の国際組織への参加」「院内外における政治的活動」「国内国外の情報収集および宣伝、出版、調査ならびに諸資料の作成」、その他となっている（規約第二条）。

加盟組合との関係

総評は「日本国内における産業別労働組合」によって構成すると定めている（規約第三条）。すなわち、加盟単位は「産業別労働組合」であって、地域組織などは加盟単位とはならないし、大会において

も地域組織は構成組織としていない。

加盟組合の地位と権利は、規約のもとに平等とされ、加盟組合の責任としては、「基本綱領および規約、ならびに総評のおこなう事業活動に反対する活動をとらないこと」「機関の決定事項を尊重し、具体的措置をともなう決定事項についてはこれを実行すること。ただし実行できない場合あるいはできなかったときはその理由を明らかにすること」「会費、特別賦課金を所定の期日までに納めること」などとなっている（規約第四条）。

【加盟組合】

情報通信労連、鉄鋼労連、私鉄総連、全国金属、日本医労連、全国一般、合化労連、建設一般全日自労、全自交労連、全日通、新聞労連、全競労、たばこ共闘、全港湾、政労協、非鉄金属労連、運輸一般、全日建、全駐労、全印総連、日放労、ホテル労連、炭労、全海連、繊維労連、全山労、全造船機械、全電力、自運労、アル専、放影研労組、国労、鉄産総連、全逓、全林野、全印刷、全造幣、自治労、日教組、都市交、全水道、国公労連、全農林、全開発、全財務、大蔵職組、沖縄国公労、会計労、農団労協である。

他に、オブザーバー単産として住宅労協。

紙パ労連は、八八年二月紙パ総連合との組織統一によって紙パ連合を結成し、総評を脱退した。一方、一〇月五日の拡大評議員会で、農団労協（全国農林漁業団体職員労働組合協議会）の新規加盟を承認した。

▒ 反主流四単産、機関会議不参加

総評解体を決定した大会最終日の七月二九日、日本医労連、運輸一般、建設一般全日自労、国公労連の四単産は「総評はもはや名実ともナショナル・センターの機能を喪失した。階級的ナショナル・センター確立に全力をあげる」との共同声明を発表した。さらに、一〇月五日の拡大評議員会には運輸一般など反主流派四単産は「解散を決めた総評にナショナル・センターの機能はなく、参加しても無意味である」として不参加の態度をとった。

▒ 地県評の解散問題への対応

総評の加盟単位は、前述のとおり産業別労働組合であり、大会においても地方組織を構成組織としていないが、各県評など「地方組織」として認めているものがある。

総評系の地県評大会の多くは八九年中に統一ナショナル・センター結成を決めた。しかし、東京地評は定期大会を無期延期し、静岡県評は統一推進派が大会を強行し反対派が総退場するという状況のなかで八九年の解散を決定した。また、京都総評と和歌山県評は大会を開催できなかった。

▒ 八八年度財政、二二億七六八五万円

財政関係は、財政局、財政運営委員会、財政局・部長会議および会計監査委員会によって取り扱われる。八八年度予算は、五〇単産（オブ加盟ふくむ）の会費納入人員二〇四万八九六九名、会費額（遞減プラス定額）一人平均九一円五六銭とした年間会費に機関紙誌収入、雑収入を加え、総額二二億七六八四万七四一五円。

▒ 機関紙誌

『総評新聞』（毎週金曜日発行）、『月刊総評』、『総評調査月報』、『広報総評』、『総評国際労働運動』、『Sohyo News』。

総評選出の政府関係審議会委員

総評（単産）選出の各種審議会委員は、つぎのとおりである（八八年六月一日）。

中央労働委員会＝大西三千雄（全日通）、村上寅十（私鉄総連）、平沢栄一（全国金属）
公共企業体等労働委員会＝石井平治（総評）、内山光雄（総評）、谷合勝正（総評）、清水卯一（総評）
産業労働懇話会＝黒川武（総評）、真柄栄吉（総評）、江田虎臣（全農林）、橋村良夫（全国金属）
中央労働基準審議会＝清水永一（総評）、岡村省三（総評）、本道善夫（総評）、遠藤為介（全交運）
中央最低賃金審議会＝岡村省三（総評）、小倉勇（私鉄総連）、鈴木公市（全国金属）
じん肺審議会＝信太忠二（総評）、伊藤彰信（全港湾）、佐々木勝幸（非鉄金属労連）
労働者災害補償保険審議会＝清水永一（総評）、橋村良夫（全国金属）、藤原福夫（炭労）
中央職業安定審議会＝大川昭雄（総評）、山本興一（自治労）、田村誠（私鉄総連）
雇用安定等事業部会＝馬谷佳克（総評）
雇用保険部会＝馬谷佳克（総評）
建設部会＝田村昌道（総評）
駐留軍関係離職者対策部会＝馬谷佳克（総評）、目取真栄文（全駐労）、神山操（全駐労）
港湾労働部会＝亀崎俊雄（全港湾）、坂野哲也（全港湾）
身体障害者雇用審議会＝千葉登（鉄鋼労連）、小谷喜富（日教組）
雇用問題政策会議＝真柄栄吉（総評）
中央職業能力開発審議会＝柿崎昌悦（政労協）、林田賢二（鉄鋼労連）
労働福祉事業団＝金良清一（全自交）、清水永一（総評）
中央家内労働審議会＝清水永一（総評）、中島道治（繊維労連）
雇用促進事業団運営協議会＝宮内留吉（総評）、高橋由紀雄（炭労）、目取真栄文（全駐労）、松橋茂（総評）
雇用審議会＝井上定彦（総評）、梅田義夫（全日通）
婦人少年問題審議会＝山野和子（総評）、佐野明（総評）
中小企業退職金共済審議会＝飯田功（全国金属）
勤労者財産形成審議会＝亀山栄一（総評）
社会保険審議会＝前川哲夫（総評）、村上寅十（私鉄総連）
社会保険審査会＝井尻勇蔵（私鉄総連）、公文昭夫（総評）、鈴木輝夫（全日通）、田村敏男（非鉄金属労連）
中央社会保険医療協議会＝立花銀三（合化労連）
社会保険診療報酬支払基金＝前川哲夫（総評）、田村誠（私鉄総連）、佐々木健（合化労連）
年金審議会＝前川哲夫（総評）
老人保険審議会＝前川哲夫（総評）
公衆衛生審議会＝前川哲夫（総評）
人口問題審議会＝久保正（総評）
年金福祉事業団＝小森正夫（総評）
中央心身障害者対策審議会＝前川哲夫（総評）
内閣税制調査会＝真柄栄吉（総評）
社会保障制度審議会＝大川昭雄（総評）
港湾調整審議会＝亀崎俊雄（全港湾）、坂野哲也（全港湾）
対外経済協力審議会＝黒川武（総評）
住宅宅地審議会＝前川哲夫（総評）
中小企業安定審議会＝飯田功（総評）
中小企業近代化審議会＝松井保彦（全国一般）
産業構造審議会（総合部会）＝真柄栄吉（総評）
産業技術審議会＝斉藤安正（総評）
航空・機械工業審議会＝斉藤安正（総評）
総合エネルギー調査会＝黒川武（総評）
国民生活審議会＝森原三登（総評）

国民生活安定審議会＝丸山康雄（総評）
経済審議会＝黒川武（総評）
総合部会＝真柄栄吉（総評）
物価安定政策会議＝黒川武（総評）
運輸政策審議会＝小久保昭次（全交運）
中央公害対策審議会＝加藤徹夫（総評）
国土利用計画審議会＝長峰義博（総評）
林政審議会＝宝田善（総評）
中央職業能力開発協会＝松橋茂（総評）、馬谷佳克（総評）
年金保養協会＝三島静夫（総評）
身体障害者福祉審議会＝中野俊次（自治労）

2　運動の基調と主要課題の方針

第七九回定期大会、八九年秋の解散を決定

「労働戦線統一を完成させ、労働運動の新たな前進で、豊かなくらしと平和で公正な社会を実現しよう」をスローガンとした総評第七九回定期大会（八八年七月二六～二九日）は、八九年に「統一ナショナル・センター」を結成し、総評を解散するとした運動方針を賛成多数で決定した。これは、前年定期大会の「九〇年秋の統一」という目標を繰り上げ、八九年秋の解体を決定したものである。

大会では、運輸一般・日本医労連・建設一般全日自労・国公労連の四単産が提出した修正案は二八八人中賛成二四人、また国労が単独で提出した修正案は賛成三三人で、それぞれ少数否決された。原案は、賛成二五六、反対二五、保留九で可決した。原案には、日本医労連、運輸一般、建設一般全日自労、国公労連、国労、新聞労連、全印総連、全日建、会検労の九単産が反対した。

なお、採決にあたって松原都教組委員長ら日教組内の統一労組懇系七名の代議員は日教組本部によって代議員権を剝奪された。

運動の基調は労働戦線統一の総仕上げ

運動の基調は、「八〇年代を通じて最重要課題としてとりくんできた労働戦線の統一を、官民をふくむ全体の統一へと完成させなければならない」、「不退転の決意で労働戦線の統一にとりくみ、その総仕上げにむけて自ら積極的役割をはたしていく」とした。また、「統一ナショナル・センターにただちにひきつぐことの困難な課題、政治活動、平和活動をになうため、過渡的な機構として『総評センター』を設置する」とした。

そして、「運動の基本目標」として「一、先進国にふさわしい生活へ――賃上げも、時短も、雇用も」、「二、公正な社会の実現」、「三、社会改革と公共部門の役割」、「四、生き生きした地域社会をめざして」、「五、高齢化社会への対応、男女平等社会の実現」、「六、労働者自主管理活動の発展をめざして」、「七、核兵器全廃をめざす平和運動」、「八、九〇年代を切り開く政治決戦」、「九、国際連帯活動の質的な飛躍」の九項目をたてた（労働戦線問題、政治活動および国際活動については、それぞれ「4 労働戦線問題への対応」、「5 政党との関係と選挙へのとりくみ」および「6 国際活動」の項を参照）。

主要な闘争課題とその方針

〔賃金闘争〕　日本の賃金は「実質購買力においてはなお欧米先進

諸国に劣っており、労働分配率も低い。こうしたなかで賃金闘争はひきつづき労働運動の主要な柱として重視されなければならない」とした。

〔労働時間短縮のたたかい〕「年間労働時間一八〇〇時間の達成」を中間目標として、「すべての職場・地域で週休二日制の完全実施、時間外労働の規制、年休拡大と完全消化」、「官公庁、金融機関の完全週休二日制実現」をあげた。

〔雇用保障のたたかい〕「資本の都合による一方的な解雇を認めないたたかいを強めるとともに、完全雇用を最優先課題とするよう国の政策転換を迫り、地域での雇用創出や高齢者の雇用確保をはかっていく」とした。

〔不公平税制の是正と新「消費税」導入反対、住宅・土地政策〕「大企業利益主導型の景気回復」によって「いまや頂点に達した社会的格差・矛盾を解消し、『公正な社会』を実現していくため、不公平税制を中心とする税制改革、土地・住宅・都市政策の抜本的確立が緊急な課題」であるとした。

〔社会改革と公的部門の役割〕「生産優先から生活重視へ、内需拡大型の経済成長への転換」は、「公的部門の質と量」が大きくかかわっているとし、「この点で官公労働運動のはたす役割は重要であり、公民のニーズにこたえる新しい公共事業、公共サービスを追求していく」ことをあげた。

〔高齢化社会への対応〕「定年と年金受給が結合した『安心して暮らせる公的年金』制度、医療制度の改革、公的かつ社会的な介護システムの確立」をはかるとした。

〔労働者自主共済活動の強化〕「現に展開されている全労済、労金などの自主共済、福祉活動の積極的提携、新しい分野での自主共済の組織化、未組織労働者の参加し得る共済制度の検討など自主共済活動の全面的な強化」をあげた。

〔核兵器廃絶をめざす平和運動〕米ソ間の中距離核戦力廃止などの軍縮交渉の前進を評価し、その「原動力は、人間の生存をかけて世界各地でくりひろげられてきた反核・平和運動である」とし、「いまこそ核軍縮の流れを決定的なものとし、核廃絶へとつなげていかなければならない」との決意を表明している。

〔組織強化〕労働戦線統一に向けた組織活動として、「単産の活動・任務・機能の見直し」「抜本的な強化」と、「多数存在する単産未加盟組合を総評に結集すること」をあげ、後者は「ここ一年の急務としてとりくむ」とした。

〔外国人労働者問題〕八八年春に発表した「外国人労働者問題に対する当面の見解」では、「国際化時代はたんに資本、商品の移動だけでなく、人の面の自由移動は不可避である」とし、外国人労働者の受け入れに基本的に賛成の態度を示し、同時に「量・質の誘導と規制をおこなう」とした。

4　労働戦線問題への対応

▒ 全的統一（労働界全体の統一）への態度

第七九回定期大会の第二号議案の「労働戦線統一の完成にむけて」は、連合との協議に臨む態度をつぎのように決めた。

「①統一の時期については一九八九年中の実現にむけて努力する」、「②綱領的文書の取り扱いについては、その形式は統一ナショナル・センターの綱領的文書として新たなものを作成する。内容的にも、総評もその作成過程で参加した『進路と役割』を尊重し、あわせて『目標とプロセス』における『統一ナショナル・センターの姿』（その機能と役割など）とくに官公労働者固有の課題について重要な柱として提起していく。課題とされている国際自由労連加盟については、定期大会後に特別委員会を設置し、一年以内に結論を出す。これにより、総評として加盟の態度決定をおこなう。もう一つの課題である選別については、選別反対の態度を堅持し、統一ナショナル・センターの綱領、組織原則に賛同するすべての労働組合で組織する。なお、労働戦線統一の大儀に背き、誹謗、中傷、妨害を加えるものには毅然たる態度をとる」、「③統一のあり方については、連合と官公労組のブリッジによるゆるやかな協議体ではなく、単産加盟の本格的ナショナル・センターとする」とした。

また、「早急に大枠の合意をえたうえで、地方組織など具体的問題の協議に入っていく」とし、「同時に、できるだけすみやかに当事者が同一のテーブルにつき実質的に統一の準備について話しあう場（たとえば統一準備会）を発足させ、具体化をはかっていく」とした。

地方における統一についても「中央における全的統一（労働界全体の統一）と同一時期」に実現することを「基本目標」とした。

▒ 八回にわたる連合との労戦協議

総評・官公労と連合との労働戦線問題での協議は、二月三日の第一回会談以来、一二月七日の第八回会談まで開催され、新統一体に参加する官公労組の資格要件について「連合の討議経過と結論を大筋理解し」、すでに「首脳会談で合意している三重要事項を基本に対処する」（一二月七日、第八回会談）こととした（総評・官公労と連合の八回にわたる協議の内容は「Ⅱ 連合」の「3 労戦統一問題に関する連合と総評・官公労との協議」の項に詳述したので参照のこと）。

5 政党との関係と選挙へのとりくみ

周知のように総評は、日本社会党との密接な支持・協力関係を持ってきた。八八年度運動方針では、「これまでどおり社会党との支持協力関係を維持し、自民党に代わる野党連合政権をも展望しつつ選挙闘争に臨む」とした。これに関連し、真柄事務局長は一月一〇日の社会党員協議会単産委員長・書記長会議で、「総評としては、『反自民・非共産』の野党結集をポイントにした選挙協力の方策を考えるべきだ」と発言した。これまで総評が「反自民・非共産」という表現で政治路線を打ち出したことはなく、その意味で一歩踏みこんだものであった。

また、今後の関係については、運動方針は「労戦統一後も当面『総評センター』を通じて社会党との関係維持につとめる」とし、「『社会党を支持し強める会』については各単産団体加盟により中央、地方での結びつきを強化して、よりいっそうの発展をはかる」とした。

なお、総評議員団（大原享団長）は、衆議院五三名、参議院三〇名の計八三名を擁している。

6　国際活動

国際連帯方針、国際自由労連へ強く傾斜

総評は従来、「積極中立の立場」として知られる方針をかかげてきたが、すでに八五年度運動方針で「共通する課題に直面する資本主義国労組や国際諸組織との交流、共同行動を強めていくこととする」とし、具体的には、「TUAC（労働組合諮問委員会）、ICFTU（国際自由労連）との交流、協力活動を進め」、「国際産別組織との連携強化をはかり、ITS（国際産業別書記局）加盟を促進する」とのべ、事実上、国際自由労連へ強く傾斜した国際連帯方針を打ち出した。

さらに八七年度運動方針は、「国際自由労連との友好協力関係の実績、政策上の一致、総評傘下単産の国際自由労連およびITSの加盟状況にかんがみ、加盟問題をふくめ国際自由労連との関係強化の検討に着手する」と、国際自由労連への加盟を検討することを提起した。

そして八八年度の運動方針は、「これまでの国際自由労連との連携強化方針を一歩進め、国際自由労連加盟の検討に着手する」とし、そのため大会後「国際自由労連問題検討委員会」（委員長＝黒川議長）を設置し、八九年大会までに結論を出す、とした。

おもな国際活動

八七年七月から八八年六月までのおもな国際活動の概要は、以下のとおり（『総評第七九回定期大会、各局報告書』などによる）。

〔外国労組への訪問〕　総評建設関連労組訪ソ団（八七年七月二〇日～八月一日）、総評民間青年婦人訪中団（八七年八月一三～二三日）、第一六回日ソ友好と平和のための労働組合集会（八七年八月一九～二九日）、総評訪朝団（八七年九月一～一〇日）、総評訪中団（八七年九月一六～二五日）、ソ連メーデー、キューバ・メーデー（八八年四月二七日～五月八日）、総評東北ブロック訪中団（八八年六月一～一〇日）、総評九州ブロック訪中団（八八年六月一八～二一日）、第二二回自由ドイツ労働組合総同盟FDGB労働者文化祭典（八八年六月一八～二八日）。

〔外国労組にたいする招待、受け入れ〕　中華全国総工会研修生（八七年一〇月五日～八八年一月四日）、イタリア労働総同盟CGIL（八七年一〇月一九～二二日）、中国労働組合青年代表団（八八年五月一～二〇日）。

〔外国労働組合の大会への出席〕　第六回シンガポール労組会議大会（八八年四月二七日～五月三日）、第一七回AFL・CIO大会（八七年一〇月二四日～一一月三日）の各大会に代表を派遣した。

〔国際自由労連大会〕　第一四回国際自由労連大会（八八年三月一四～一七日）に真柄事務局長が参加し、あいさつした。

〔国際組織関係〕　第三回国連軍縮特別総会（八八年六月六～一七日）、OECD労働組合諮問委員会TUAC第七九回総会（八七年一二月三～四日）、OECD労働組合諮問委員会TUAC第八〇回総会（八八年四月二八～二九日）、ILO第七五回総会（八八年六月一～二二日）に

代表を派遣し参加した。

〔政労使ミッション〕 八七年一〇月二～一〇日、平井卓志労働大臣を団長とする政・労・使三者構成代表団は、ブルネイ、インドネシア、オーストラリアを訪問したが、総評からは真柄事務局長が参加した。

〔韓国労組と初の公式接触〕 八八年七月八日、日本労働協会の招待で来日中の韓国労働組合総連盟（FKTU）と山田国際局長が会談した。総評は八七年一〇月に韓国労組との交流開始の方針転換をおこなっていた。

傘下組織の国際労働組合組織への加盟状況

総評は、いかなる国際労組組織にも加わってこなかったが、八七年度運動方針で「全的統一までに解決しなければならない課題」として、国際自由労連への加盟を検討することを提起した。

また、傘下の単産の国際組織への加盟状況はつぎのようになっている。大別すれば、①国際自由労連への直接加盟、②国際自由労連系の国際組織であるITSへの加盟、③世界労連系の国際産業別組織である産業別インターへの加盟とこれを通じた世界労連への加盟、である。総評の国際連帯方針の近年の変化や労働戦線問題における国際自由労連志向のつよまりを反映して、前二者が圧倒的に多い。八八年に新たに日放労が国際ジャーナリスト連盟（IFJ）に加盟した。

なお、総評加盟でかつ連合加盟組合である全自交労連だけは世界労連系の産業別インターに加盟し、これを通じて世界労連に加盟している。

〔国際自由労連〕 全逓、都市交

〔国際産業別・職業別組織ITS〕

① 国際鉱山労組連盟MIF――非鉄金属労連、炭労

② 国際運輸労組連盟ITF――私鉄総連、国労、都市交（なお全日通が運輸労連を通じて加盟）

③ 国際郵便電信電話労組連盟PTTI――全電通、国際電電労組、情報通信労連、全逓

④ 国際化学エネルギー一般労組連盟ICEF――合化労連

⑤ 国際金属労組連盟IMF――鉄鋼労連

⑥ 国際建設・林産労組連盟IFBWW――全林野

⑦ 国際公務員労組連盟PSI――自治労、全水道

⑧ 国際自由教員労組連盟IFFTU――日教組

⑨ 国際製版印刷労組連盟IGF――全印刷

⑩ 国際ジャーナリスト連盟――日放労

〔世界労連〕 日本医労連、建設一般・全日自労、全建労、全自交労連、運輸一般

〔世界労連・産業別インター〕

① 公共業務関連従業員労働組合インターナショナル――日本医労連、国公労連（準加盟）

② 建築木材建築資材労働組合インターナショナル――建設一般全日自労、全建労（全建労は国公労連の構成組合）

③ 運輸港湾漁業労働組合インターナショナル――全自交労連、運輸一般

③ 新産別――解散大会

新産別は、第四一回定期全国大会を八八年一〇月二五日に開催し、組織の解散を決定した。これによって、一九四九年の結成以来三九年（前身の産別民主化同盟以来四〇年）の歴史を閉じた。

委員長あいさつ、組織解散の意義を強調

河合明博中央執行委員長は、大会の冒頭にあいさつし、「総評が全体の統一時期の目標と、自らの解散を一年繰り上げたことに見られるように、いっそう、統一への動きが加速した」と指摘。「組織を賭して統一を促進するという昨年大会における私たちの決断が、労働戦線統一の進展に大きく貢献したことは疑いない」と、新産別解散の意義を強調した。

同時に、「すべてが手放しで喜べる状況かといえばそうではない」とのべ、「自分の考えや行動のみが正しくて、反対意見の存在を許容しないというのでは、民主主義とはいえない」と、左派勢力をかかえている総評官公労との統一に難色を示す友愛会議系の意見に疑問を投げかけた。また、「あえてこれに乗らない組織は論外である」と統一労組懇や左派の動きをきびしく批判した。このあと、細谷、三戸顧問があいさつした。

組織解散を決定

議事では、まず一九八八年度会計報告・同監査報告を承認した。

第一号議案「清算委員会の設置に関する件」によって、河合明博中央執行委員長ら九名から構成される「残務処理および清算事務の一切についての責任を負う」清算委員会を設置した。

また、第二号議案「『新産別文庫』設置に関する件」によって、新産別がこれまで発刊してきた各種の書籍・パンフレット、発行文書など諸資料と書籍を、愛知県西春日井郡新川町須ケ口の豊和厚生会館（豊和労組所在地）に「新産別文庫」として所蔵することを決定した。

そして、「規約第五五条の規程により、本大会をもって新産別の発展的解散を行うことを確認する」とした第三号議案「新産別の発展的解散の件」と、「今日まで、新産別運動のなかで培ってきた精神と、運動の実績を糧に、わが国労働運動の再生のため、発展的解散を確認すると同時に、新たな挑戦を開始する」とした「新産別の発展的解散の決議」をおこなった。

解散決議が新産別の求めてきた労働運動の自立と民主化に「現状はほど遠い」と指摘していることから、「『連合』や来秋発足予定の新しいナショナル・センターへ、どの程度、継承できるか。継承できるのが『反共産党』の姿勢だけだとしたら、不本位さを残す解散ともなりかねない」（『朝日新聞』八八年一〇月二六日付）という論評もあらわれた。

4 統一労組懇

1 組織状況

「階級的ナショナル・センター」確立にむけてとりくみを強化

統一労組懇は、「階級的ナショナル・センター」確立、組織強化にむけて、一段ととりくみを強めている。一九八七年七月の年次総会で、「階級的ナショナル・センター確立の展望と骨格」を採択したのち、「不安定雇用労働者との一〇〇〇万人運動」や一〇〇〇カ所地域統一労組懇確立をめざすとりくみ、統一労組懇のセンター機能の拡充のための機関紙宣伝活動の強化やシンクタンク（準備会）の活動などを強めてきた。

八八年八月の年次総会では、階級的ナショナル・センターの役割と課題、構成と運営の基本など、いっそう具体的な方針を明らかにし、組織拡大、センター機能の拡充に力を注いだ。八八年一二月一八日には、階級的ナショナル・センターをめざす「一二・一八総決起集会」（千葉県浦安市、東京ベイ・NKホール）を開催、約一万人が参加し、八九年中のナショナル・センター発足に向けて具体的一歩を踏み出した。

組織結成の沿革

統一労組懇は、一九七四年一二月五日に結成された。七〇年三月に結成された統一促進懇（全民主勢力の統一促進労働組合懇談会）が、七三年四月、四六単産の連名で「統一促進アピール」が出されたのを契機に、いっそうの結集強化をめざし統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会）へと発展した。

各種機関会議の構成と権限

最高の議決機関は総会であり、中央単産代表および地方統一労組懇ならびに代表委員で構成される。年一回七月に年次総会を開くほか、必要に応じて臨時総会を開く（「運営要綱」第四項）。臨時総会は八〇年代に入って、毎年一二月に開かれ、翌年の春闘方針の決定が主要議題になっている。

総会からつぎの総会までの間、全国代表者会議が、総会につぐ議決機関となる。全国代表者会議は、重要事項についての方針などを具体的に決めるものであり、中央単産および地方統一労組懇の代表ならびに代表委員によって構成される。

代表委員会は、年次総会で選出された代表委員で構成され、統一労組懇の一般業務、財政、その他日常活動全般の執行について、総会および全国代表者会議にたいして責任を負う。とりわけ、代表委員の互選により選出された常任代表委員と事務局長が、日常業務の執行にあたるものとして重要なウェイトを占めている。

なお、以上の諸会議は全会一致をもって運営される。これは統一労組懇が、懇談会的性格をもつ運動体にもとづくものと思われる。

組織の性格と事業目的、参加資格

統一労組懇は、その名称「統一戦線促進労働組合懇談会」が示すように、懇談会的性格をもつ運動体である。その組織運営の原則は、「運営要綱」（八二年一二月一八日改訂）に定められているが、懇談会的な性格から、統制規定は設けていない。

統一労組懇の事業目的は、統一労組懇の定義のような形式で、その「運営要綱」第一項に規定されている。すなわち、「戦後の労働組合運動にはたしてきた階級的民主的潮流の伝統をうけつぎ、革新統一戦線の結成、情勢にふさわしい問題提起、大衆的共同行動の推進、広範な労働者と労働組合の全国的全産業的な強固な団結をつくりあげるために活動する労働組合の懇談会」ということにある。

前記の事業目的に紹介した「趣旨に賛同する労働組合は、いつでも統一労組懇に加盟できる」（「運営要綱」第二項）。

統一労組懇の役員

八八年度年次総会で選出・選任された役員は、つぎのとおり。

〔役員と出身単産・出身地域　◎は専従〕

◎常任代表委員＝浅沼悟朗（日本医労連）、荒川昌男（国公労連）、石沢賢二（運輸一般）、貝澄昭三（全動労）、◎金子毅（日高教）、菅頭康夫（東京）、◎岸本直美（運輸一般）、◎熊谷金道（国公労連）、小林洋二（自治体部会）、後藤英雄（全農協労連）、◎猿橋真（自治体部会）、館博通（日高教）、初田一夫（建設一般全日自労）、◎引間博愛（運輸一般）、福永主計（自交総連）、藤岡義昭（教職員部会）、松本道廣（日本医労連）、吉田平（自治体部会）

事務局長＝◎春山明（国公労連）

代表委員＝池ノ谷忠敏（千葉）、江尻尚子（日本医労連）、榎本昇一（埼玉）、◎大川正（日本医労連）、◎草島和幸（本部）、◎栗山嘉明（建設一般全日自労）、斎藤敏夫（北海道）、沢中正也（神奈川）、杉本美江（福祉保育労）、中谷恒男（大阪）、中原東四郎（愛知）、藤田勝輝（福岡）、山本達男（全商業）、湯浅晃（京都）、中島勝代（婦人連絡会）

会計監査＝田中実（郵産労）、御嶽友一（地銀連）

加盟組織二三単産・二部会・一オブ、公称一八〇万人

現在、中央では二三単産二部会、一オブザーバー加盟となっている。加盟組合名は、つぎのとおり。

建設一般全日自労、日本医労連、福祉保育労組、全農協労連、農村労連、自交総連、運輸一般、検数労連、通信労組、民放労連、生協労連、全商業、全損保、全信労、外銀連、地銀連、全証労協、国公労連、日高教、全動労、郵産労、水資労、全基労、自治体部会、教職員部会。

オブザーバー加盟、住都労。

組合員数は、公称一八〇万人である。なお、地方組織としては現在、四七都道府県のすべてに各統一労組懇組織がある。そのもとに、地域統一労組懇が組織されている。

連絡会組織

加盟組合相互の提携や共闘を促進するものとして、民間部会、官公労連絡会、婦人連絡会、青年連絡会、交運労組連絡会（運輸一般、自交総連、建設一般全日自労、全動労、検数労連、国公労連加盟の全運輸）などがあり、それぞれ独自課題を追求している。

なお、連絡会に準ずるものとして、大型小売店の営業時間反対闘争を契機に、大店法関連労組（全商業、生協労連、全農協労連、一般中小労組連絡会）の「共同」がすすんでいる。

財政、年間一億円規模

財政については、予算・決算とも公表されていないが、中央では年間一億円規模だといわれている。それは、中央参加単産の分担金、および寄附金でまかなわれている。

なお、地方統一労組懇からの上納金制度は設けられていない。

機関紙誌

機関紙誌としては機関紙『統一労組懇』(月二回刊)、機関誌『世界労働情報』(季刊)、外国向け英語版『ジャパン・レイバー・ニューズ』(隔月刊)がある。

政府関係審議会への参加認められず

現在、統一労組懇としては一切の政府関係審議会に入っていない。これは、政府が既存のナショナル・センター等との関係を考慮し、統一労組懇からの審議会への参加を認めていないからである。だが、統一労組懇がナショナル・センター化した場合、この点は問題になりうるであろう。労働委員会の労働側委員の任命も、同様に問題化すると思われる。

2　運動の主要課題

多岐にわたる運動課題

八八年八月一九日から二一日にかけて開かれた八八年度年次総会において、運動の主要課題が、そのたたかいのすすめ方をふくめて提起された。それは、つぎのように多岐にわたっている。

〔主要な要求・課題〕

① 賃金の引き上げ、最低賃金制の確立、労働時間の短縮、週休二日制実現、労働基本権の確立。

② 産業〝空洞化〟政策と首切り「合理化」反対、雇用確保、労働災害・職業病の絶滅、失業保障と社会保障制度の拡充。

③ 労働組合法改悪反対、労働基準法改善、労働行政各種委員会・審議会の運営の民主化。雇用における男女差別の撤廃、男女平等の実現。

④ 国立病院統廃合反対、医療、福祉、社会保障の充実・改善。年金、健保制度改悪反対、制度の充実・改善。

⑤ 所得税の大幅減税、大企業優遇税制の是正、消費税など大型間接税導入反対。

⑥ 臨調「行革」反対、軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実。地方自治破壊の地方「行革」反対、自治権の拡大、革新自治体建設。

⑦ 臨教審路線反対、民主的教育要求の実現。教育反動四法案粉砕。

⑧ 農産物の輸入自由化反対、日本の食糧と農業を守る。

⑨ 原子力の軍事利用反対、原子力開発政策を安全最優先の立場で根本的に見直し民主的に規制。

⑩ 核戦争阻止、核兵器の緊急廃絶。

⑪ 国家機密法阻止、警察拘禁二法反対、憲法改悪反対、民主主義の擁護、軍国主義復活のためのあらゆる策動に反対する。

⑫ 日米安保条約の廃棄、軍事基地撤去、非核、非同盟、平和・中立の日本の実現、革新統一戦線の実現。

階級的ナショナル・センターをめざして、より具体的方針を打ち出す

八八年度年次総会ではまた、階級的ナショナル・センターをめざ

して、前年度の「階級的ナショナル・センターの展望と骨格」をいっそう具体化する方針を打ち出した。すなわち、階級的ナショナル・センター確立をめざす活動の強化として、①一〇〇〇カ所地域統一労組懇の早期確立、②政策活動と政策路線論争の強化、③機関紙宣伝活動の強化、④中央・地方統一労組懇の専従体制強化、⑤一二・一八総決起集会の開催、⑥「左派」組合や「連合」に行かない組合との「共同」の発展などが提起された。さらに、「われわれが考える階級的ナショナル・センターについて」の提起、その一環としての「構成と運営の基本」が提起された。

一二月一八日の総決起集会では、「新しいナショナル・センターの行動綱領（案）」と「新しいナショナル・センターの規約（素案）」が提案され、確認された。ここでは、規約（素案）の一部をかかげておく。

〔新しい階級的ナショナル・センターの規約（素案）〕

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（略称、〇〇〇）は、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求での行動の統一」の三原則にもとづく労働組合の結集体である。

〇〇〇は、組合民主主義の確立、徹底を期し、組織と運営、方針に関するすべての問題について、組合内部で、組合員が自分の見解を自由に表明することを保障する。

この規約は、わが国労働運動の積極的・戦闘的な伝統を継承、発展させ、労働者・国民の利益を擁護する役割をつねに果たすことを目的につくられるものである。

第一章　総則

第一条（名称と所在地）

1　〇〇〇〇〇〇〇〇は、略称を〇〇〇といい、英語名は〇〇〇〇〇〇〇という。

2　本組合の本部事務所は、東京都〇〇〇〇〇〇〇におく。

第二条（目的と活動）

本組合は、「行動綱領、規約、方針」に示された要求・課題の実現のために活動する。

第二章　構成

第三条（構成）

1　本組合は、産業別全国組合（単産）と、都道府県組織（ローカルセンター）とによって構成する。

2　本組合の綱領、規約に賛同し、組織の機関で加盟を決定した組合は、すべて本組合に加盟することができる。

第四条（加盟単位）

本組合への加盟は、産業別全国組合（単産）と都道府県組織（ローカルセンター）とする。職能別全国組織及び年金者組合は産業別全国組合とみなす。（以下、「加盟組合」という）

第五条（都道府県組織＝ローカルセンター）

1　都道府県組織（ローカルセンター）は、単産加盟の都道府県組合と、市町村の地域別組織（地域組織）及び、その他の加盟組織とによって構成する。

2　都道府県組織は、本組合の目的にもとづく活動を地方・地域で行う。

3　都道府県組織は、独自の規約を持ち、財政、組合費はそれぞれ自主的に決定するが、組織運営の基準等は別に定める。

第六条（地域組織）

1　地域組織は、単産加盟の市町村組合と、その他の組合によって構成する。

2　地域組織は本組合の目的にもとづく活動を地域で行う。

3　地域組織は独自の規約を持ち、財政、組合費はそれぞれ自主的に決定するが、組織運営の基準等は別に定める。

第三章　加盟、脱退及び自主性、権利、義務

第七条（加盟の手続き）

本組合に新たに加盟しようとする組合は、書面で本組合議長に申し込むものとする。

第八条（加盟組織の自主性、権利、義務）

1　本組合加盟組織の自主性は最大限に尊重される。
2　加盟組織の地位と権利は、すべて規約のもとに平等である。
3　加盟組織は、綱領、規約を守り、本組合の機関の決定にもとづく運動の発展に可能な限り努力しなければならない。
4　加盟組織は、本組合の組合費を納入しなければならない。組合費は別に定める。
5　本組合の行う活動に対して妨害し、あるいは義務を果たさない加盟組合について、別に定める規定にもとづいて統制を行うことができる。

第九条（脱退の手続き）
本組合から脱退しようとする組合は、書面で議長に届け出なければならない。

第四章　機関〔略〕
第五章　役員〔略〕
第六章　会計〔略〕
附　則〔略〕

3　政党との関係と選挙へのとりくみ

政党支持の自由を保障

統一労組懇は、既存のナショナル・センターや労働組合の多くにみられる〝特定政党支持〟方針に強い批判的見解を示しており、みずからは、「政党支持の自由」の方針を打ち出している。つまり、「政党からの独立」、組合員の政党支持の自由を保障することであるが、同時に、革新政党との一致した要求にもとづく協力共同をすすめることも方針としている。

ただ統一労組懇と政党との関係については、統一労組懇の外部から、〝統一労組懇は共産党の介入、指導によって動いている〟との批判がしばしばおこなわれている。これにたいし統一労組懇は、政党には労働組合運動について意見をのべたり、評価をおこなう自由があること、政党が出した意見について、労働組合が自主的に取捨選択し、かりにその政党の意見や主張から学び、それと合致した方向をとったからといって、それを政党の介入、指導などといえるはずがないと反論している。

国政選挙は政党支持自由、地方首長選で革新統一支持

「政党支持の自由」の方針に立って、国政選挙では、組合自体としてはどの政党・候補をも推せんしていない。そして、組合員の政党支持の自由の原則にもとづき、特定の政党や候補を支持・推せんする者たちで集まって、組合とは別に、後援会等をつくり、そこで活動している。この点、地方議員選挙の場合も同様である。

ただ地方首長選の場合、統一戦線促進の一環として、革新統一候補を推せん・支持するケースは多い。この場合、〝革新統一〟の意味については、単に政党間の統一だけに基準をおくのではなく、もっと広く革新諸勢力の共同、結集といった観点から把握している。

4　国際連帯活動

国際連帯活動の「基本方向」

統一労組懇の国際連帯活動方針の基本は、特定の既存国際路線を

前提とせず、みずから自主性をもって活動すること、特定の国際労働組織への加盟を前提としないことにおかれている。

八八年八月の年次総会で確認された国際連帯の基本方向は、「核戦争阻止・核兵器廃絶、民族主権擁護、人種差別反対、多国籍企業の横暴規制、労働者の権利擁護・地位向上などの共通の課題による国際連帯活動を強化」することにおいている。

傘下組合の国際組織加盟状況

統一労組懇自体としては、特定の国際労働組織には加盟していない。また、統一労組懇傘下単産の国際労働組織との関係は、その単産の独自性を前提とし、一様ではない。

〔世界労連〕　全建労(国公労連加盟の一単組)、建設一般全日自労、運輸一般、日本医労連、国公労連、日高教

〔世界労連傘下の労働組合インターナショナル〕

① 建築木材建築資材労働組合インターナショナル――全建労、建設一般全日自労

② 運輸港湾漁業労働組合インターナショナル――運輸一般

③ 公共業務関連従業員労働組合インターナショナル――日本医労連、国公労連（準加盟）

④ 世界教員組合連盟――日高教（準加盟）

〔中立の国際産業別組織〕　国際映画放送労連ＦＩＳＴＡＶ――民放労連

国際連帯・交流活動の展開

八八年前半における国際連帯・交流の活動は、つぎのとおりである。

① 一月一六～一七日、ソ連のアルマ・アタで開かれた「労働組合と青年労働者」アジア・太平洋労働組合セミナーに、統一労組懇の代表として、国公労連の川原直孝青年協議長、全医労の井上浩嗣中執が出席した。会議には二〇カ国から三七人が参加、各国の青年労働者のおかれた状況、雇用・失業問題、青年労働者の組織化と労働組合の活動について討論した。

② 二月一～三日、パリで開かれた「労働組合と国際経済安全保障」世界会議に、統一労組懇の草島和幸政策部長、国際・平和問題対策委員会担当の加藤益雄事務局員が出席した。日本からは統一労組懇のほか、国際労研（主宰＝岩井章）の代表として、中里忠仁金属連絡会会長、若林熙の両氏が参加した。全体の参加は七四カ国、一二八組織および国際組織などから一六四人であった。

③ 全ソ労評の招待により、モスクワ・メーデーに、統一労組懇の代表として池ノ谷忠敏代表委員ほか一人が出席した。メーデーの前、四月二九～三〇日には、「再編成、新たな思考、労働組合」をテーマとする全ソ労評主催の国際労働組合会議が開かれ、これにも参加した。

④ 南アＡＮＣ（アフリカ民族会議）東京事務所設立のための「南ア人民支援連帯基金」が一月二〇日に発足、労働組合からは統一労組懇が幹事団体として参加した。

5 友愛会議

1 組織状況

友愛会議の結成と役割

友愛会議は、同盟（全日本労働総同盟）が、八七年一一月一九日に解散するのにともない、同年一〇月二二日に設立総会を開いて創設され、連合発足の一一月二〇日から実質的にスタートした。

活動要綱に規定された「基本的役割」は、つぎの五点をかかげている。

(イ) 連合へただちに継承できない政策活動および国民運動に関する活動の推進。

(ロ) 地方連合組織の結成促進、都道府県同盟の連絡、調整に関する活動の推進。

(ハ) 全官公の民主的労働運動推進に関する支援と協力。

(ニ) 民主社会主義勢力の発展と政治に関する活動の展開。

(ホ) 同盟の清算に関する業務の遂行。

また、同盟が解散した第二四回臨時全国大会の「第二号議案・友愛会議へ引き継ぐ事項について」によれば、つぎのとおりである。

「①同盟が推進してきた民主的労働運動の精神と活動を、『連合』に全面的に継承していくことを基本に、下記事項について積極的な取り組みを進める。(イ)行政改革、教育改革、エネルギー政策、安全保障など『連合』内でただちに一致しえない政策課題については、『連合』内でこれらを継承しうる条件整備に協力しつつ、当面友愛会議独自の役割を果たしていく。(ロ)同盟が独自で取り組んできた、北方領土返還、行革推進、インドシナ難民支援、愛のミルクカンパ、核禁会議等については、ひきつづき友愛会議が運動の推進にあたる。(ハ)国際政策については、国際自由労連に一括加盟する『連合』の国際活動に移管するが、当面韓国、台湾等との交流については友愛会議で引き継ぐ。②同盟の『ゆたかな老後をつくる運動』のなかから成立した『同盟OB友愛クラブ全国協議会』については、ひきつづき友愛会議で組織強化と運動の拡大にむけて支援体制をとる」。

加盟組織、機構、役員

組織としては、つぎの三〇単産・単組が加盟している。

ゼンセン同盟、全金同盟、自動車労連、造船重機労連、電力労連、海員組合、全化同盟、交通労連、全郵政、一般同盟、鉄労友愛会議、国税会議、紙パ総連合、全食品同盟、三菱自工労組、航空同盟、建設同盟、資源労連、日林労、凸版労組、全炭鉱、自治労連、基金労組、石油同盟、検集労連、日本港湾、統計労組、全映演、全民労、全国農協連合。

また、組織機構として、事務局には、総務・財政部、組織部、政治・国民運動部、政策部の四つの部をおいている。

八七年一〇月の設立総会で選出された友愛会議の役員は、つぎのとおりである。

議長＝宇佐美忠信（ゼンセン同盟）
副議長＝田中良一（全化同盟）、土井一清（海員組合）、本田廣市（全化同盟）、藤原巌（全金同盟）、有村利範（造船重機労連）、清水春樹（自動車労連）、松田義央（全郵政）、片山閑（電力労連）、瀬藤功（鉄労友愛会議）、藤原基司（交通労連）、前川一男（一般同盟）、今井鐘七（全食品同盟）、細川英香（紙パ総連合、のち紙パ連合）
事務局長＝山口義雄（自動車労連）
会計監査＝小林静次（国税会議）、今井力（資源労連）

なお、財政については、一人月額一〇円で、おもに人件費と地方同盟への交付金に支出されている。

2　運動の基調と主要課題の方針

▒ 運動目標と連合へひきつがれるべき運動課題

八八年度活動計画によれば、「運動目標」は八七年一〇月の設立総会における「活動要綱」がそれを明らかにしているとして、「連合が中央・地方において名実ともにナショナル・センターとして、その機能が発揮できるよう努力するとともに、同盟がこれまでとりくんできた課題のうち、ただちに連合に継承できない政策や運動を進めること、また連合の地方組織結成に向けて役割を担い、さらに、全官公と連携し、民主的官公労運動の発展に協力していくこと。同時に、同盟と民社党との連携・協力関係を継承し、強化していくこと」を指摘している。

国民運動の展開として、今日までの運動の成果を発展させるとともに、連合へひきつがれるように努力すべきものとして、「北方領土返還要求運動」「核兵器の廃絶と平和の実現」「インドシナ難民支援運動」「人権回復を求める運動」「愛のミルク・カンパ運動」「憲法を護るたたかい」を列挙している。

▒ 政策活動の重点は、原発と行財政改革

友愛会議は、「連合においてただちに一致し得ない」課題として「エネルギー対策」と「行政改革」をあげている。

まずエネルギー対策では、「原子力発電は、供給安定性のある準国産エネルギーで石油代替エネルギーの中核である」、また、「わが国は、原子力の平和利用の面では世界のトップレベルにある」として、「安全面でのPR活動、わが国の優れたメンテナンス技術の開発途上国への技術援助なども国際的責務である」としている。そして、政策実現のための具体的とりくみとして「シンポジウムなどを開催し国民的合意形成に努める」と強調している。

一方、行財政改革は、「今日においてもなお優先順位の高い政策課題であり、新行革審の使命は今後とも重要である」との認識から「国レベルの行革遂行」と全国的な「地方行革にとりくまなければならない」としている。

3　労働戦線統一問題への対応

▒ 地方組織と官公労対策を重要課題とする

八八年度活動計画では、「とくに地方組織問題や正しい考え方に

もとづく官民の統一が重要課題」として、①地方組織対策と、②官公労対策をかかげている。

地方組織対策については、「連合が名実ともに働く者の攻守同盟体となるためには、一日も早い地方連合組織の確立が不可欠」とし、「この実現をはかるためには、連合で明らかにされた方針を基本として、その確立に努めなければならない」と強調した。

また、官公労対策については、全官公が協議体から運動体へ再編したのを受けて、「民主的な官民統一については、連合を窓口に進める」、『連合』の『進路と役割』などの『基本構想』を前提とする」、「統一のメドを一九八九年とし、対応する」とした。

▒ 連合との協議では、官公労の「吸収」を主張

連合結成以後の労働戦線の統一問題をめぐっては、①連合と総評・官公労、②連合と友愛会議・全官公とのブリッジ方式での協議がおこなわれたが、以下では、連合と友愛会議・全官公との協議のおもな経過にしぼって記録する（連合と総評・官公労との協議については、「1 連合」の「3 労戦統一問題の連合と総評との協議」の項を参照）。

〔第一回・二月五日〕 全官公は「連合の『進路と役割』、運動方針に賛成であり、即時連合加盟を希望している」とした。これにたいして、連合側は、『進路と役割』、国際自由労連加盟などを基本にして、労働界全体の統一が一九八九年までに実現できるよう、最大限の努力を傾注する」とのべた。

〔第二回・四月一二日〕 連合側が、三月二八日の総評・官公労との会談の内容を説明したのにたいして、友愛会議・全官公は三重要課題について、第一回会談同様、「全面的賛意」を表明し、八九年秋までの統一実現を強く求めた。さらに、「労働界全体の統一は、連合が母体になるべき」であり、「統一の当事者はあくまでも連合と全官公、総評官公労であり、連合が官公労を吸収合併する形が基本である」と主張した。連合側は、「具体策確立にむけて着手する」とこたえた。

〔「民主的官・民統一に対応する友愛会議の基本的考え方」〕 四月一八日の地方代表者会議等合同会議と五月二七日の代表者会議で、「民主的官・民統一に対応する友愛会議の基本的考え方」と「地方連合に対応する友愛会議の組織方針」を確定した。このうち、「基本的考え方」では、総評が提起した「統一ナショナル・センターの結成」「新綱領の作成」などの構想に強く反発し、連合の「進路と役割」が原点であると強調するとともに、官公労の統一についても総評が前面に出るのは「誤り」「同意しかねる」と批判した。

▒ 連合の「進路と役割」が基本、と主張

〔第三回・五月二七日〕 連合側が前日に三役会議で確認した「労働界全体の統一の基本構想」を説明したのにたいして、友愛会議・全官公は「『基本構想』に全官公の考え方が盛り込まれていることを評価する」としたうえで、新統一体への参加要件としている三重要課題について、「形式的にクリアするだけでは問題を残すので、連合としてのチェック機能をもつべきだ」と主張した。連合側は、「むずかしいが、たとえば各産別・単産が三分の二以上の賛成で連合加盟を決定することを要求するのも一つの方法だ」などと答えた。なお、友愛会議は、同日、第二回代表者会議を開き、四月一八日に決めた内容を補強した具体的なとりくみ方針を決定した。

〔「連合の『進路と役割』にたいする補強について」〕 七月二二日、全官公は、「連合の『進路と役割』にたいする補強について」と題する文書を発表した。内容は、あくまで連合の「進路と役割」が基本になるべきだとする立場から「補強」という表現をし、官公労の「労働基本権の完全回復」のみをあげた。新統一体の名称については、「全日本労働組合連合会」とし、略称は「連合」のままを主張した。

〔第四回・七月二八日〕 友愛会議・全官公側は、連合側にたいして「連合の『進路と役割』にたいする補強について」を提出した。内容は、連合の綱領的文書である「進路と役割」を全面的に認めたうえで、官公労の課題にかかわる労働基本権の回復などの部分的修正にとどめ、総評が求めている新しい綱領の作成などを拒否した。

〔第六回・一〇月一五日〕 友愛会議・全官公は、新統一組織の結成は「合同」ではなく、規約改正により「官公労組に門戸開放する」かたちをとるべきだと主張した。加盟資格要件についても、統一労組懇などへの毅然たる態度を「機関決定すると同時に、実行の仕方を明確に求めていくことが必要だ」と強調した。また、地方レベルの統一協議の進め方でも、新組織に参加の意思のないところまで話し合わないよう求めた。

〔全官公第二回大会〕 一一月二四～二五日開かれた全官公の第二回大会は、連合の統一案を評価すると同時に、統一体に参加する官公労の資格審査を「厳正かつ確実」におこなうために「資格審査委員会」（仮称）の設置を求めていく方針を決定した。

〔第八回・一二月七日〕 友愛会議・全官公側は、「全体の統一を進めるにあたっては、連合が決定した基本方針を厳正・確実に実行すること」、「とくに『資格要件』については、中央・地方における連合の決定が守られるようにすること」などを強く要望し、双方が確認した。

4　政党との関係

民社党との支持・協力関係

八八年活動計画では、「政治活動の強化」において、「これまでの同盟と民社党との連携・協力関係を継承し、政党対策、選挙対策などを推進する」とし、同時に「これにより民社党を中軸とした健全野党政治勢力、すなわち、自民党に代わりうる政治勢力の伸張・育成をはかる」とした。具体的には、「民社党の組織強化」として「入党運動の強化」「『週刊民社』をはじめ、出版物の購読者拡大に協力」すること、「国会対策活動」「衆議院議員選挙ならびに参議院選挙に備えて、具体的対策を確立」することをあげた。

同時に、「民主的労働運動と民社党との支持・協力関係は、友愛会議が過渡的役割を終えた後にも継続する恒久的なものであり、友愛会議以後を展望して、構成組織を中心とした『友愛会議政治連盟』（仮称）設立の具体的な検討にはいる」とした。

また、四月一八日の代表者会議では、つぎの国政選挙で民社党を支援する立場から、組合員一人当たり一〇〇〇円の特別カンパ（目標は総額一二億円）を集めることを正式決定した。

リクルート問題と民社党に関する三役会議の確認事項

八八年一二月二三日、リクルート疑惑への塚本民社党委員長関与

問題について、「民社党は今日、立党以来の危機に直面しており、速やかにこれを克服し、党にたいする国民の信頼をかちとらなければならない」「党内抗争を避け、挙党一致体制を期すべきである」として臨時三役会議でその態度を確認した。

5　国際活動

第二回総会の方針では、国際活動については、連合が国際自由労連に一括加盟したことから、「『連合』に移管した」とし、「韓国、中華民国との二国間については、友愛会議が引き継ぎ交流を深めていく」とした。

6　単産などの動向

▒　全国一般、激論のすえ連合加盟を決定

総評・全国一般労働組合（一一万三〇〇〇人）の第四二回定期大会（八八年七月三一日～八月二日）は、激しい論議のすえ連合への加盟を決定した。

主流左派といわれた富岡委員長らの執行部が提案した方針は「総評の方針と離れたナショナル・センターの選択はありえない」として、連合への加盟をふくむものであった。連合にたいしては、「総評時代より中小問題不備で不安がある」としつつも、国際自由労連加盟問題も「国際化時代の一つの対応」として、総評の方向で討議することにした。また、地方の産別未加盟の中小労組の産別結集の受け皿として、「組織拡大のためにも連合加盟を」と強調した。出席代議員一〇九人のうち、賛成六七（五六％）、反対三一、保留七、棄権二の賛成多数で可決された。

一方、労戦問題部分の全文削除と「全民労連には参加しない」などとする修正案が埼玉・千葉両地本から提出されたが、賛成二一（一九％）の少数で否決された。ただし、この修正案には、両地本のほか東京、京都、宮城一般の「一般中小労組連絡会」に結集する地方組織だけでなく、新潟地本、宮城合同など九州を除く「左派」地方組織が賛成して注目された。

▒　連合反対派の一般中小労組連絡会、三万六〇〇〇人を結集

八三年に全国一般執行部が全民労協加盟を提案した際、反対勢力によってつくられた「一般中小労組連絡会」（三万六〇〇〇人）の第六回総会（八八年八月二八～二九日）は、八九年秋を目途に「広く全国一般内外によびかけて連合不参加、一般同盟への吸収合併反対の多数派形成および全国単産結成にとりくむ」方針を決定した。新全国組織には、三万六〇〇〇人に加えて、全国一般内から新たに二万人程度が参加するものといわれる。また正式名称は、これまでの「基本構想 反対・全民労協不参加、一般中小連絡会」から「連合不参加・まともな労働運動をめざす一般中小連絡会」に変更した。

さらに、一一月一二日、第七回臨時総会を開き、「春闘懇に参加し、連合不参加労組の結集に努力するとともに、統一労組懇と共同して、たたかうまともなナショナル・センターの確立に奮闘する」と決議した。

金属労組、連合加盟をめぐって路線対立激化

〔全金連合〕　八八年二月九日、全金同盟と小松製作所労組、全矢崎労組、村田機械労組、自動車部品中立労組連絡協議会の約三二万人は、全金連合を結成した。

〔全国金属〕　総評全国金属労働組合（一五万人）の第六二回定期大会（八八年八月三〇日～九月一日）は、機械金属労組の統一を打ち出した方針を決定した。また、国際活動に関する方針の変化がいちじるしかった。前年度方針は国際自由労連一括加盟に反対し、世界労連系をふくめ各国際組織との連携を強化していくとしたが、八八年度は金属インターとの交流が方針から消え、ＩＭＦ（国際金属労連）との協力関係の強化、国際自由労連の見直しが提起された。

さらに、連合反対勢力の「金属連絡会」にたいして、「もはや一つの組織における意見の相違とはいいがたい。明らかな分裂行動である」とし、「継続して連絡会活動にかかわる支部には全国金属からの離脱を求める」とした。

これにたいして、「金属連絡会」と「全金内連絡会」系の代議員一二人が、①前年大会で決めた連合加盟の見直し、②機械金属労組の統一の削除を求める修正案を提出した。挙手採決の結果、修正案は賛成二五、反対二〇三で少数否決した。前年大会における連合加盟反対の修正案への賛成は四七人で代議員数の約二〇％であったことから、今大会は半減したことになる。

なお、九月二〇日、「機械金属産業労働組合結成準備会」の発足総会が開かれ、全国金属、全機金、新産別京滋地連のほか、純中立の一三単組が参加した。

〔金属連絡会〕　一方、全国金属が全民労協に加盟したことを不満として八二年一二月に結成された「右翼労戦不参加金属機械労働組合連絡会（略称：金属連絡会）」の第一一回定期総会（八八年一〇月二～三日）は、全国金属の大会が新たな機械金属の統一を決めたことを「全国金属の解散、つぎの段階での全金同盟に吸収されることを決定したこと」と非難し、八九年二月に新しい機械金属の産業別組織を結成することを決定した。金属連絡会は別の反連合勢力である「全金内連絡会」（社会党左派系、無党派左派系）とも連携して新産業別組織を結成したい意向である。

これにたいして全国金属は、八八年一二月一四～一五日に開催した中央委員会で「対策委員会」を設置し、対処する方針を決定した。全国金属本部の推定では、「金属連絡会」と「全金内連絡会」の双方を合わせて、組合数で約三〇〇、組合員数で約一万一〇〇～一万二〇〇〇人としている。

全印総連、連合不参加で連合派脱退

八八年六月一〇日に開かれた全印総連（全国印刷出版産業労働組合総連合会）の第一〇九回中央委員会は、連合への不参加の方針を確認した。これに先だち五月二四日の中央執行委員会が連合不参加の方針を再確認し、連合指向組合が規約にもとづいて脱退届を提出するように要請、同中央委員会から七月の定期大会、八月の大阪地連

大会までの間にコクヨ、ヨシダ印刷など連合指向の三四単組、約四二〇〇人が脱退した。これらの単組は、八九年秋の結成が予定される「印刷関連産業別労働組合」へ参加するものとみられる。この結果、全印総連の組織は二三一単組、約九二〇〇人になったと推定される。

また、第三七回定期大会（八八年七月一七～一九日）では、連合不参加をあらためて確認し、「統一したたかうナショナル・センターづくりの運動に積極的にとりくむ」こと、「国労・統一労組懇をはじめたたかう仲間と連帯を強化するため共闘に積極的にとりくむ」ことを決定した。

なお、出版労連との組織統一を具体化する方針が決定され、出版労連も第六四回定期大会（八八年七月二一～二三日）で、印刷出版労働戦線の統一にむけて全印総連などとともに「新しい器」づくりを進めることを決定した。

鉄鋼労連、「新運動パターン」を確認

鉄鋼労連（日本鉄鋼産業労働組合連合会）の第七九回定期大会（八八年九月一五～一七日）は、八九年春闘から一時金を除く労働条件のすべてを一括してとりくむ「新運動パターン」を最終的に確認した。方針は、前年大会が提起した、賃上げ中心の春闘をあらため、賃金と時短をセットにした包括的労働協約を締結する「総合労働条件決定闘争」を決定したもので、連合や他の単産にも積極的に働きかける構えである。

役員改選では、新沼委員長を再選し、新書記長には鷲尾悦也新日鉄労連副会長を選出した。

自治労、労戦問題で分裂深める

〔自治労〕 自治労（全日本自治団体労働組合）の第五四回定期大会（八八年八月二四～二七日）の議論は、労働戦線問題に集中した。方針は、①対等平等の立場で新統一ナショナル・センターの新綱領をつくる、②産業別組織を加盟原則とする、③選別反対の態度を堅持し、統一ナショナル・センターの綱領、運動原則に賛同するすべての組合に門戸を開放する、の三原則で統一協議に臨むとした。さらに、国際自由労連加盟問題についての方針を転換した。提案説明をおこなった中西副委員長は、一年以内に国際自由労連に加盟するという総評の方針を支持する考えを示した。

これにたいして大会では、①岩手、愛知、埼玉、京都、千葉、愛媛の反主流派六府県共同提案、②反主流派の静岡県単独提案、③東京都職労単独提案の三つの修正案が提出された。

挙手採決の結果、出席代議員一一四一人のうち、原案賛成八四七人（七四％）で可決、六府県共同修正案は賛成二四九人（二一・八％）の少数で、また他の二つの修正案も賛成少数で否決した。

また、一二月八～九日に開かれた自治労第八九回中央委員会には、反主流派の七府県本部などは参加しなかった。

〔統一労組懇自治体部会〕 統一労組懇自治体部会（吉田平議長、八二年結成、公称三〇万人）は、八八年一〇月二三～二四日に連合不参加自治体労働組合全国代表者会議・総決起集会を開催した。この会議では、自治労は「連合路線に屈服したことにより」「産別組織としての正当な機能喪失の道を歩むことになった」と指摘し、八九年春にすべての連合不参加組合による「自治体労働組合全国連絡協議

会」（仮称）を結成することを確認した。これをうけて一二月一七日、吉田平統一労組懇自治体部会議長、大江洸自治労京都府本部委員長ら二七人連名による全国連絡協結成の呼びかけが発表された。

これにたいして、自治労は「組織防衛・産別強化闘争委員会」を設置し、対決する方針を決定した。

日教組、執行部退陣で組織混乱を収拾

八五年に開かれて以降定期大会が開催されないという異常な状態が継続していた日教組（日本教職員組合）は、二年七カ月ぶりに第六四回定期大会（八八年二月一～三日）を開いた。大会の最大の焦点であった労戦問題では、「総評の全的統一の方向支持」の執行部原案を承認した。この労戦問題では、反主流派の大阪府教組など二九組合が、①連合不参加、②「全的統一」と官公労の右翼再編反対の修正案を提出し、主流左派も一二の修正案を出した。

無記名投票の結果、主流左派の修正案のうちで「次期大会まで下部討議」とした最も柔軟な山形県教組修正案が、投票総数四七七のうち、賛成が四四・四％の二一二を得たものの、反対二六一、白紙四で否決された。また反主流派の修正案は、賛成一七七、反対二九七、白紙一、無効二で同じく否決された。

役員は、田中一郎委員長ら四役が総退陣し、福田忠義委員長らの新執行部が選出され、組織混乱を一応収拾した。しかし、福田新委員長に一七三票という「異例に多い不信任票」（『週刊労働ニュース』八八年二月八日付）が出た。

また、七月一八日から二〇日まで開催された第六五回定期大会では、労戦問題で「総評・官公労の全的統一の方向を支持」するとともに、「五項目」「三問題」で「統一阻害要因を除去する」との方針を決定した。主流左派の一部と反主流派が修正案を提出し、代議員四七二人中、「政党からの独立」修正案は賛成一五七人（三三％）、「連合との新センター不参加」修正案は一五七人、「反自民、反独占の原則堅持」修正案賛成は四五・五％に達した。

新聞労連、連合不参加を決定

新聞労連（日本新聞労働組合連合会）の第七二回定期大会（八八年七月一八～二〇日）は、労戦問題で連合の方針は新聞労連の統一五原則に反するとして、「中央・地方で参加できないし、参加しない」方針を拍手で決定した。また、今後は「たたかう組織の確立に向け、主体的な努力をおこなう」との方針を決定した。

なお、大会の討論では、読売労組は、方針に「反対ではない」としつつも、「連合不参加を決めるのは早過ぎないか」と態度を保留した。

国労、「全労協」結成の中心になることを示唆

国労（国鉄労働組合）の第五二回定期大会（八八年七月二〇～二二日）は、国労組合員にたいする不当労働行為事件にたいするたたかいと清算事業団に配属されている組合員、労働者の雇用確保を一体のものとして全力をつくすとの方針を決定した。また、労戦問題では、「資本とたたかうために結集し団結する母体」をつくるために全力を傾けるとして、事実上、労研センター提唱の「全国労働組合連絡協議会（全労協）」結成の中心になることを示唆した。

一方、社会党一党支持・協力関係の見直しを求める修正案は二〇

四人中、賛成八四人（四一％）で否決された。

また、一一月の中央委員会では、宮坂書記長は労戦問題について、つぎのように集約した。

「労戦問題での基本的態度は、連合に参加しない、地域共闘を広範に展開しながら、たたかう母体の結集をはかる、ということだ」「連合不参加、統一労組懇にも参加せずということから、残るは全労協だけだが、共闘強化を重点にしながら、大会方針にもとづき主体的に対応することを基本に対処する」「単一体としての統一的対応という観点からいうならば（下部組織が）国労の組織として統一労組懇に加盟することは重大問題として対処しなければならない」。

▒ 紙パ連合、五万人で正式発足

八八年二月五日、日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会（紙パ連合）の結成大会が開かれ、正式に発足した。組織人員は一〇八単組、五万六〇七人。これは、旧同盟系の紙パ総連合と総評系の紙パ労連が前日にそれぞれ解散大会を開いて機関手続きを完了させていたものである。

▒ 紙パ協議会、連合に反対して一三〇〇人で結成

これにたいして、紙パ連合の結成に反対する組合は、八八年二月六日、王子旧労など一四組合・一ブロック、一三〇〇人で全国紙パルプ産業労働組合協議会（紙パ協議会）を結成した。また、第二回定期総会を八八年七月一六～一七日に開催した。同協議会は、紙パ連絡会を前身とする全国的な産別組織で、八八春闘懇に加入し、ひきつづき八九春闘懇に加盟した。

▒ 地県評連絡会、社会党左派と統一労組懇系で結成

八八年一〇月二八日、「総評・地県評・地区労運動の継承・強化・発展をめざす全国連絡会（略称：地県評連絡会）の結成総会が開催された。社会党左派系、統一労組懇系など全国二四都道府県、約三六〇人が参加した。

組織対象は、「連合路線反対、地県評・地区労解散反対の地県評・地区労とその趣旨に賛成する労組すべて」としている。また、活動内容は、①地域労働運動を前進させるための共闘および情報交換、②連合の路線に反対する諸活動、③そのほか生活と権利を守るうえで必要で、かつ全体が合意できる活動、としている。全国組織の事務局は都労連におき、財政規模は、年間五〇〇万円である。

また、佐藤智治（国労東京地本委員長）、宮部民夫（都労連委員長）、大江洸（京都総評議長）、光盛征司（宇和島地区労委員長）など一九人を代表世話人に選出した。

この日の夕方、大衆集会を開催し、八〇〇〇人が参加した。来賓として、中里忠仁八九春闘懇代表幹事と石沢賢二運輸一般委員長があいさつした。つづいて翌二九日には、第一回代表者会議を開催した。宮部代表世話人は、「（統一労組懇の提唱する）階級的ナショナル・センターや全労協の問題には直接関与しないが、連絡会づくりは、その運動に幅と深みをもたらすだろう」とのべた。

▒ 八九春闘懇、新たに都労連も参加

八七年一二月一五日に結成された「連合にいけない、いかない労働組合」による八八春闘懇談会は、八八年二月一〇日の単産等三役

会議までに、正式参加が国労、新聞労連、全港湾、全印総連東京、民放労連、出版労連、広告労協、建設関連、全日建運輸、映演共闘、化学一般全国協議会、石油三単組連絡会、電通労組全国協議会など二二組織、オブザーバー参加五組織となった。

また、八八年七月六日の第二回総会は八九春闘懇への発展を決定し、一〇月一二日に正式に発足した。活動方針は、第一に「当たり前、まともな労働組合、労働運動」の構築をかかげ、また「労働者の利益を守る闘争と国民的要求・諸課題を固く結合して、情報の交換、連携・交流・相互支援・共同行動など組織的行動をとりくむ」とした。新しく都労連（一七万人）が参加し、二四組織、四オブザーバー、合計四〇万人以上と発表された。

総会では、代表幹事に稲田芳朗国労委員長、宮部民夫都労連委員長ら五氏を選出した。財政は、正式加盟が組合員一人当たり月額四円、オブザーバー加盟が同一円であり、前年の正式加盟同一円よりも大幅に増額された。

全建総連、連合への評価を明らかにせず

連合に加盟していない単産としては最大の全建総連（全国建設労働組合総連合）は、八八年一〇月一八～二〇日に第二九回定期大会を開いた。あいさつした江口委員長は「消費税粉砕までたたかいぬく」とのべた。労働戦線問題では、本部は「具体的な要求が一致する場合は」連合をふくめて共闘すると提案した。これにたいしては、「連合に加入しないことを明記すべきだ」などの反対意見が続出したが、加藤書記長は総括答弁で「全建総連は、連合についての評価を明らかにしていない。評価すると組織の分裂を招く。団結を大事にする」とのべた。新役員には、委員長に加藤忠由氏を、書記長には矢田忠昭氏を選出した。

民放労連、「天皇」報道でスト権確立

民放労連（日本民間放送労働組合連合会）は、民放各局の天皇報道で、①記者・製作者の権利が侵害される危険性が高まっている、②放送労働者の生命と健康が危険な状態にある、③放送労働者の社会的責任をはたすために、主権在民の立場にたった節度ある天皇報道を求めていく必要があるとして、スト権の確立を年末闘争方針の補強として加盟各労組に呼びかけた。

在京民放キー五局労組のスト権確立支持率はつぎのとおりであった。日本テレビ＝九五・〇％、TBS＝九一・五％、フジテレビ＝八二・四％、朝日＝九〇・九％、東京＝九四・六％。

全港湾、連合加盟を当面保留

全港湾（全日本港湾労働組合）の第五三回定期大会（八八年九月七～九日）は、労働戦線問題で、「統一ナショナル・センター」の全体像が明らかになった段階で、「加盟の可否について討議」する、連合加盟は当面保留する、交運労協は参加の時期をひきつづき討議するとした運動方針を採択した。

全造船、連合へ正式加盟

全造船（全日本造船機械労働組合連合会）八八年二月二七日の臨時大会で、「限りなく正式加盟に近いものとして取り扱う」という前提で連合へのオブザーバー加盟を決定し、五月中旬に加盟を申請した。

旧同盟系から「運動方針で『進路と役割』にたいする態度を明示していない」とクレームがついたが、八月中旬にオブ加盟が認められた。

第五四回定期大会（八八年九月四～六日）では、「中央・地方における民間労働者と官公労働者をふくめた統一の実現に積極的に参加」するために、連合に正式加盟するという方針を賛成五二人、反対二七人（三四％）で決定した。

政労協、八九年の大会で連合加盟を決定

政労協（政府関係特殊法人労働組合協議会）の第六一回大会は続開大会を開き、激論のすえ、「新統一体加盟へ論議を開始し、来春の臨時大会で正式決定する」との方針を決定した。

政労協では、滝沢議長の出身単組の全基労が、滝沢氏の総評の全的統一方針支持を理由に次期議長への推薦をおこなわなかった。滝沢氏は団地サービス労組へ移籍し、議長に立候補しようとしたため、全基労は滝沢氏の除名を決定した。しかし、滝沢氏が大会に議長として出席したことから、第六一回定期大会（八八年八月四～六日）では資格問題で紛糾し、労戦問題は続開大会に持ち越しとなった。

一〇月一二日から開かれた続開大会では、「総評の労戦統一方針を基本的に支持する。統一ナショナル・センターへの加盟に向け討議を開始、来春の臨時大会で一括加盟を決定する」とした方針が提出された。これにたいして、全基労など六単組が「政労協の統一と団結を何より重視し、対処方針を確立する」とした共同修正案を出したのをはじめ、五つの修正案が提出された。激しい討議を経て、加盟の時期については「八九年夏の定期大会まで延期することはありうる」と口頭修正した。採決の結果、修正案は、六単組共同修正案が、単組採決によって賛成一六、反対五五、保留一二で否決されたのをはじめ、五つとも否決された。原案は、賛成一六五人（五六単組）、反対六五人（二一単組）、保留一二人（六単組）、無効二人で、採択に必要な一六三をかろうじて上回って可決された。

労研センター、反連合共闘組織「全労協」の結成を提唱

太田薫、市川誠、岩井章氏らの労働運動研究センターは、八八年六月三～四日、全国幹事会を開き、「連合に反対するすべての労働者、労働組合の結集をめざす連絡・共闘組織」として、「全国労働組合連絡協議会（全労協）」の結成を訴えるアピールを確認した。

また、一一月二二～二三日、第六回総会を開き、全労協を八九年秋に発足させるため、八九年春に全労協準備会を設けることなどを打ち出した。提案された「全労協の基調と目標（第一次案）」は全労協結成準備会の呼びかけ文に当たる性格をもつため、労研センターではなく、「有志懇談会」の名称でだされた。総会では、統一労組懇との関係に議論が集中したが、意見を集約した岩井代表幹事は「統一労組懇との共闘は当然である」とし、さらに討議を深める態度を示した。この呼びかけを受け、一二月二六日、「全労協結成をめざす懇談会」（代表・宮部都労連委員長）を設置した。

〔参考文献〕①『WEEKLYれんごう』、『れんごう政策資料』、『連合結成大会議案書』、②『総評新聞』、『月刊総評』、『総評第七九回定期大会議案書』、『同各局報告書』、③新産別第四一回定期全国大会関係議案書、④友愛会議第二回総会「一九八八年度活動計画案」、⑤統一労組懇一九八八年年次総会関係資料、同機関紙『統一労組懇』、⑥『週刊労働ニュース』、⑦『朝日新聞』、⑧『赤旗』、その他。

III 賃金要求と賃金闘争

'88春闘、〝追い風〟生かせず

賃上げ平均1万573円、4.43%

本格化する労働時間短縮闘争

男子労働者の年齢階級別企業規模間賃金格差
（大企業＝100）

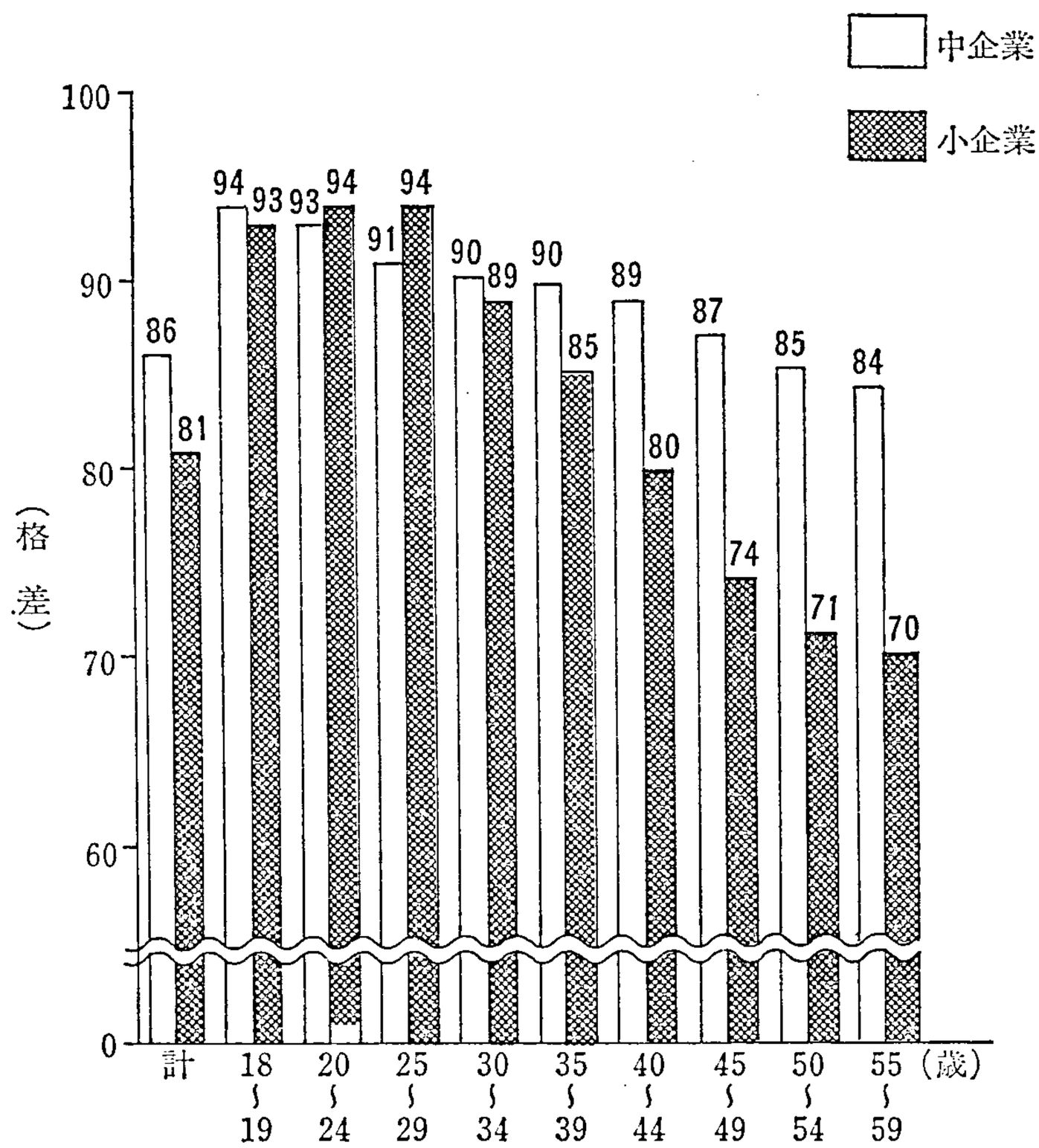

〔出所〕『賃金通信』VoL. 42. No. 12, 労働省「88年賃金センサス」より作成。

☆　八八年春闘は、前年一一月に発足した連合にとって初の春闘・「春季生活改善闘争」であり、これまでの国民春闘共闘会議は国民春闘連絡会へと改組された。また、統一労組懇が春闘のとりくみを強めただけでなく、国労など連合にいかない非統一労組懇系の組合による八八春闘懇談会も新たに発足した。

☆　賃上げ要求は、連合が六～七％程度の春闘史上初のガイドゾーンを設定したが、景気好転・企業実績の良好さもあって、おおむね前年を一％程度上回る要求となった。前年にベア要求を断念した鉄鋼労連も、八八年はベア要求を復活させた。また、時間短縮要求も、これまで以上にめだった。

☆　八八春闘前段では、要求の決定・提出に先だって、春闘のヤマ場をいつに設定するかというヤマ場論議が先行したのが特徴的であった。また、この前段には、連合と日経連の初の懇談がおこなわれ、制度・政策要求では今後の話し合いで合意形成をはかることで意見の一致をみたものの、賃上げ幅については労使の主張に開きがあり、物別れに終わった。

☆　春闘大衆行動は、連合・総評系の大衆集会、総評の「ノー残業デー」闘争のほか、八八春闘懇談会も大衆集会を開いた。統一労組懇関連では、三月二七日に東京で八万人の集会がおこなわれ、労働組合独自の集会としては、八八春闘で最大規模の集会となった。

☆　金属労協を中心とする民間大手に、四月七日、一斉回答が出された。鉄鋼一・七九％、電機大手四・六％、自動車四・三三％、造船二・〇七％で、鉄鋼では二年ぶりにベアが復活した。

☆　第三次産業共闘では、全電通五・七三％、私鉄五・五七％、電力四・七三％で、八八春闘でも高位の相場となった。

☆　分割・民営化後二年目のＪＲ各社の回答は、四・一～四・二％の、いわゆる格差回答となった。

☆　八八春闘の賃上げ妥結状況は、労働省調べで、一万五七三円、四・四三％となった。賃上げ率で三・五六％と春闘史上最低を記録した前年春闘を上回ったものの、労働側の対前年一％程度の上積みという目標にはおよばなかった。

☆　春闘総括では、労働側に「追い風」という有利な条件を生かしきれなかったとはいえ、概して敗北感は希薄であった。またそのなかでさまざまな「春闘見直し」論議も、前年以上に活発になっている。

☆　八八秋季年末闘争は、税制とくに消費税、労働時間短縮などが中心課題としてとりくまれた。なかでも東京・代々木公園で開かれた「消費税粉砕九・一八国民大集会」には一七万人の参加者があり、消費税反対闘争史上最大の集会となった。

☆　八八年年末一時金妥結状況は、労働省調べで六六万四〇二九円、対前年伸び率六・七％となり、額・率とも前年の六一万九三七四円、二・五％をかなり上回った。年間臨給実施状況では冬夏型が減少し、夏冬型が増加している。

Ⅱ　八八年春季闘争

1　労働諸団体の春闘準備態勢

▒　連合、「六～七％程度」のガイドゾーンを設定

八八年春闘は、前年一一月二〇日に発足した連合にとって、初の連合「春闘」となった。

連合は八七年一二月七日、第一回中央委員会を開き、賃金、時間短縮、制度政策改善を三本柱とする「八八春季総合生活改善への取り組み」方針を決めた。それによると、賃金と時短は、「加盟組織の責任と連合の調整」、制度・政策要求は「連合の責任と加盟組織の参加」でとりくむとの役割分担を明らかにした。賃金闘争については、労働分配率の向上、欧米なみの生活などを基本目標にして、金属、化学、製造、資源・エネルギー、交通・運輸、流通・サービス・金融・情報・マスコミ・一般の六グループに分けて共闘体制を確立、連合本部内にも三役の戦術委員会、中央執行委員による闘争委員会を設けることにした。

賃上げ要求目標値設定については、「産別組織にまかせてほしい」とする金属労協を中心とする大単産と、「数字で示してもらわないとたたかえない」という第三次産業や中小単産などの意見があり、最終的には大多数の加盟組織が参加できるよう目標に幅をもたせ、春闘史上はじめて「ガイドゾーン」を設定することになった。

具体的には、「六～七％程度」のガイドゾーン設定となったが、これは八七年春闘における賃金闘争連絡会の要求目標「六％もしくはそれ以上」をふまえ、景気好転と消費者物価上昇率の見通しなどにもとづいて算出されたものといわれている。

▒　国民春闘連絡会、「少なくとも七％程度」を目標

総評や旧中立労連、純中立でつくる「八八国民春闘連絡会」は、八七年一一月二七日に発足した。これは、連合の発足、中立労連の解散などにより、これまでの国民春闘共闘会議の改編としてつくられたものである。

この組織は、これまでの国民春闘共闘会議とは異なり、共闘組織ではないが、地域共闘の充実強化、官民共闘の重要性あるいは連合未加盟単産などへの情報提供、また春闘という性格上、要求など一定の方針提起は必要との考え方にもとづいて結成された。

とくに賃金要求については、発足総会では、連合や総評の要求をふまえつつ、一定の方向性を決めるとしていた。その後、八七年一二月二一日の第二回代表者会議では、「要求基準（目標）」の設定について、連合が六～七％程度のガイドゾーン、総評が七％以上（定昇別）を要求として確認したことをふまえ、「少なくとも七％程度」を目標とすることが確認された。

統一労組懇、「三万円以上」を目安とする

春闘へのとりくみを年々強めてきた統一労組懇は、八七年一二月七～八日の臨時総会で、八八年春闘を「階級的なナショナルセンター確立にむけての春闘」と位置づけ、春闘方針を決定した。また、統一労組懇として初の『国民春闘白書』を発表した。

さらに、八八年一月二一日の代表者会議で、統一賃上げ要求基準は設定しないが、大幅賃上げなど暮らしを守る要求を中心に、四月一五日を中心に、ストをふくむ大衆的統一行動をおこなうなど、具体的な春闘方針を決定した。

大幅賃上げの要求の目途としては、「くらしの要求アンケート」を実施したが、一月二〇日の中間集計では、三万円以上が七二%を占めることが明らかとなり、事実上これが要求幅決定の目安となった。なお、このアンケート調査は、二月二九日の最終締切日までに、実数約四五万人以上に達し、八二年の開始以来、最高の人数に達したと発表された。

春闘懇談会、国労など二五万で発足

連合不参加、非統一労組懇系の組合で構成する「八八春闘懇談会」が、八七年一二月一五日に発足した。春闘の情報交換、ゆるやかな共同行動、闘争支援などをおもな行動の目的とした懇談会である。

同準備会を代表してあいさつした宮坂国労書記長は、「このままでは連合主導の春闘に流される。合理化・首切りに我慢する春闘になってはいけない」と強調した。また、発足総会には、太田薫、市川誠、岩井章の三氏ら労研センターの代表幹事も来賓として出席した。

八八年一月一二日の代表者会議では、世話人組合として国労、民放労連、建設関連労組、金属労組連絡会、新聞労連の五組織を選び、事務局を国労本部に置くことを決めた。この懇談会に正式参加する組織は九単産、二連絡会、五単組、ほかに六組織がオブザーバー参加し、組合員数は二五万人以上と発表された。その内訳はつぎのとおり。

国労、出版労連、民放労連、広告労協、新聞労連、全港湾、全日建運輸連帯、映演共闘、建設関連労組。ほかに金属労組連絡会、石油三単組連絡会、全造船機械浦賀分会、日本育英会労組など。

2　労働諸団体の春闘白書・方針

連合の『白書』

連合の『白書』は八八年一月一四日、連合第二回中央委員会で決定、発表された。「ゆとりある生活と家庭の幸せのために」を副題とする同白書は、①八八年度の取り組みに向けて（総論）と、②八八春季総合生活改善への取り組み――賃金闘争を軸として、の二つの部分より成っている。

総論では、経済環境の好転を指摘し、「八八年賃金闘争は、この好環境を最大限に生かし、労働者生活の向上に向けて着実な一歩を踏み出す重要なたたかい」だと位置づけている。そして、安定成長

の定着へ向けて、民間需要の拡大、なかでも個人消費の拡大のために、「わが国経済を中成長軌道に定着させるに足る適正な賃上げ」の必要を強調した。

さらに、生活の質の向上のために、成長の成果を賃上げ・時間短縮・雇用拡大に配分し、ゆとりある生活の実現が必要であるとのべている。とくに適正な成果配分の実現という観点で、労働分配率の引き上げの必要が強調された。

そうした点を基本目標にしつつ、八八総合生活改善闘争のうち、賃金闘争では六～七％程度をガイドゾーンとすること、たたかいの進め方では加盟組織の責任と連合の調整という基本を確認し、おのおのの立場で自らの責任と役割をはたしていくことを確認した。

国民春闘連絡会の『国民春闘白書』

八八国民春闘連絡会の『国民春闘白書』は、八七年一二月二一日の第二回代表者会議で決定、発表された。「ゆとりある暮らし、社会を創るのはあなたです――イメージ、行動がカギ」を副題とする同白書は、①ゆとりと新たな豊かさへの挑戦、②円高・悪循環の経済から生活主導型成長への転換を、③時短の推進とヒューマンな職場の創造、④攻勢型の賃金交渉の態勢づくりをめざして、⑤当面する制度政策闘争と地域運動の活性化、という五つの章から成っている。

まえがきでは、八八年春闘を「『生活の質』向上をつうずる内需主導型成長」（新前川レポート）を実現していくという歴史的転換点に立つ春闘だと位置づけている。そのうえで、第四章「攻勢型の賃金交渉の態勢づくりをめざして」で、賃金交渉のあり方について論じている。

すなわち、現状は経済発展が必ずしも賃上げに直結していないこと、実質的な購買力による賃金の国際比較では高水準とはいえないことなどを指摘し、「自前の交渉力、体力強化」にとりかかるべきだとしている。そのためには、「横ならびの論理」で交渉成果をわがものにし、「総もたれ、低位平準化」を克服すること、相場形成力・相場波及力の引き上げをめざすべきことが強調されている。

統一労組懇の『国民春闘白書』

統一労組懇としての初の白書である『八八年国民春闘白書』は、八七年一二月七～八日の臨時総会において決定、発表された。「世界の労働者・日本の労働者」を副題とする同白書は、①八八年春闘をめぐる政治・経済情勢、②賃金闘争の基本観点、③新たな段階を迎えた雇用問題をはじめ、④から⑨として、「合理化」、時短、労働基本権、社会保障・制度要求、地方「行革」、教育臨調など個別課題について、分析とたたかいの方向をのべている。そのあと、⑩世界の労働者・日本の労働者において、「日本の労働組合運動の国際的責務」を強調し、⑪および⑫として、春闘をいかにたたかうか、地方・地域での運動に役立つ制度案内、すなわち具体的な春闘方針および地方・地域での運動を具体的にすすめる際の手引きとした。

このうち、「春闘をいかにたたかうか」では、八八年春闘を「日本の労働組合運動の階級的強化にとっても、階級的ナショナルセンター確立の事業にとっても、歴史的ともいえる重要さをもつ春闘」だと位置づけ、この春闘のなかで、労働者の要求実現をめざす「闘争意欲の組織化」と「そのための強力な戦線構築」の二つを目的意

識的につよめ、さらに組合民主主義の確立、「共同」の多様な追求をおこなうことを強調している。

金属労協、八八年春闘方針

金属労協（JC）の八八年春闘方針は、八七年一二月二三日の協議委員会で決定、発表された。それは、①要求の基本的考え方、②具体的要求基準、③八八年闘争のすすめ方、の三つの部分より成っている。

このうち具体的要求基準では、要求の基本的考え方にもとづき、所得、時間、生活環境の三位一体となった向上をめざして、総合的生活闘争として要求を設定していくとの見地にもとづき、それぞれの具体的要求基準を明らかにしている。

とくに賃金引き上げでは、「平均賃金の引き上げは、連合の考え方、おかれている情勢などをふまえ、六%程度を目標とし、構造的問題をかかえる単産・単組においても、この目標を勘案するなかで総合的に判断し、最大限努力する」としている。さらに、三五歳標準労働者の賃金引き上げ要求は、「月額二四万八〇〇〇円への水準到達を目指し、単産・単組の実体をふまえ基準を設定する」としている。

また、八八年闘争のすすめ方においては、まず連合との連携を強調し、「連合の調整をふまえ、民間主導・民間準拠の賃金闘争の中核として、JCはその役割と責任をになっていく」としている。同時に、金属大産別共闘の組織化も重視し、「金属産業としての特殊な事情を十分考慮したとりくみを進めていく」こと、「産別自力・自決体制を強化し、相乗効果を高める体制を確立」することを強調している。

3　八七年春闘諸要求とその特徴

連合、国民春闘連絡会、金属労協、統一労組懇などの白書・方針等の発表ののち、各単産も、春闘諸要求・方針の提起を決定した。ここでは、賃金要求を中心としてみておこう。

賃上げ要求、前年を一%程度上回る

連合が、「六～七%程度のガイドゾーン」目標を示したこともあって、各単産の要求水準は前年を上回るものとなった。

最も高い要求水準となったのは、私鉄総連と全電通である。私鉄総連は九・八%、二万三〇〇〇円の要求となったが、このなかには「地価高騰生活費補てん分」として三〇〇〇円入っているのが特徴である。全電通は前年要求に一%程度上積みした九%程度、約二万二〇〇〇円の要求であった。

他方、前年はベア要求を断念した鉄鋼労連は、定昇こみ八〇〇〇円程度（三・二五%程度）の要求をかかげた。また前年、ベア要求二五〇〇円（一・〇四%）にとどまった造船重機労連は、定昇のほかに五〇〇〇円のベア要求であった。こうした鉄鋼・造船の要求は、前年と同様、要求水準の底辺を形成するものとなった。

その他の連合加盟単産の要求水準は、おおむね六～七%の範囲内におさまった。たとえば、自動車総連六%基準、電機労連六・五%

程度、ゼンセン七%、電力労連六・〇%以上、などとなっている。

全体として八七年春闘より一%程度上回った。内需の拡大で景気が上向きになったことが、最も大きな要因だと指摘される。その意味で、八八年春闘は景気回復という〝追い風〟を受け、労働側有利といわれた。

時短要求のウエイトが増加

賃金要求以外では、とくに労働時間短縮要求のウエイトが増している。たとえば、年間労働時間の短縮要求（全金連合、鉄鋼労連、全化同盟、合化労連、全機金、石油労連など）、完全週休二日制（電機労連、生保労連、全化同盟など）、その他、休日・休暇増、時間外労働規制、時間外割増率の引き上げなどにわたっている。

また退職金増、定年延長要求もめだっている。退職金では、鉄鋼労連が五九歳、勤続三四年定年で一三〇〇万円、全金連合が勤続三〇年・一二〇〇万円、一般同盟が三五年勤続・一四〇〇万円をはじめ、多くの単産が要求にかかげている。定年延長では、全金連合・全化同盟・合化労連が六〇歳定年制、一般同盟・商業労連が六〇歳定年と六五歳までの雇用機会確立などとなっている。

このほか、労災補償引き上げも多くの単産でとりあげている。またゼンセン同盟が、臨時・パートタイマーの最低賃金の引き上げ、商業労連がパートタイマーの雇用確保を要求にかかげていることも最近の動向として注目される。

4　春闘前段の労使攻防

日経連『労働問題研究委員会報告』で、春闘見直し論を提起

日経連は八八年一月二〇日、臨時総会を開き、経営側の八八春闘対策方針ともいうべき『労働問題研究委員会報告』を承認した（本年鑑第二部「Ⅰ　経営者団体の動向」参照）。

「真の先進国への脱皮を目指して」と題した同報告は、経済大国にふさわしい市場開放、内需拡大の実行を求めるとともに、日本企業の行動についても、「ルールと節度のある競争」への転換を訴えている。

さらに、八八春闘での賃上げ問題では、「世界最高水準になった日本企業の国際競争力を低下させると警告、賃上げを抑制しながらも消費者物価を引き下げて、生活水準を実質的に向上させるという方針を示した。また、生産性向上の成果配分の方法でも、賃金と時短とのパッケージ論を強調、好況企業も時短を推進して、賃上げは定昇程度にとどめるのが望ましいとの考え方を示した。

このように春闘にたいしては、「定昇春闘」を前面に押し出しつつ、「名目賃金の引き上げに目標をしぼって、横並び要求する春闘はすでに時代遅れ」で、「春闘という言葉も変えるべきだ」と強調、日経連として「春闘見直し論」を提起した。

労働側、日経連『報告』を批判

日経連『報告』にたいし、連合・総評は連名で即日、反論の声明を発表した。すなわち、日本はいま、賃上げや時間短縮などで内需主導型成長を着実に実現していく立場にあるのに、すでに破綻した「生産性基準原理」にもとづく賃上げ抑制論を繰り返すなど経営側として責任ある立場を示していないとの反論である。また、日経連報告が、実質賃金を高めるため物価引き下げや地価抑制の重要性を指摘していることについて、「物価・土地対策を口実にした賃上げ抑制は容認できない」と強く反発の姿勢を表明した。

統一労組懇は、日経連報告と同日、事務局長談話という形で反論をおこなった。すなわち、日経連報告は「春闘つぶし」を露骨に打ちだしたものであり、みずからはいっそうの大もうけをしようとしている日本独占資本の論理は国際的にも通用しないものであると批判した。加えて、連合の発足にたいし、「共通の立場を強調」していることは、連合によって日本の労働組合運動を独占資本に協力する組織にしようとする意図をあらためて示したものだとし、この点にも強い反発を示した。

連合と日経連の初の懇談会、賃上げ率で対立

連合と日経連の懇談会が八八年一月二五日に開かれた。これまで例年、連合の前身である全民労協と日経連との話し合いはおこなわれてきたが、日経連が八七年五月、大槻文平会長、松崎芳伸専務理事から鈴木永二会長、小川泰一専務理事に交代し、八七年一一月に連合が発足したことで、この話し合いがどうなるか注目されていた。

この懇談会では、不公平税制の是正や減税、土地・住宅政策、食料価格の引き下げなど制度・政策要求については、今後労使で合意形成をはかることで大筋のところ合意した。だが、時間短縮について、日経連は賃上げとのパッケージを主張したのにたいし、連合は反発、早期の時間短縮の実現をせまった。

真っ向から対立したのは賃上げ率で、日経連は定昇程度の賃上げを主張したのにたいし、連合は「六～七%のガイドラインはびっくりする数字ではない。内需拡大、経済の構造転換には最低限の要求だ」と反論した。

また、日経連が春闘のあり方を見直すべきだと主張したのにたいし、連合側は「われわれも経済情勢を考え、実質的な生活向上をめざす方向に考えを変えてきている。その点を認識してほしい」と、春闘のあり方がある程度変わってきたことを認めた。

5　春闘の本格的展開

春闘ヤマ場設定の論議が先行

八八年春闘では、各単産の春闘要求の正式決定前に、春闘のヤマ場をどの時点におくかの論議がむしろ先行した。

最も早い時点では八八年一月二〇日、都内の春闘セミナーで、薬科電機労連委員長（連合会長代理）が、「四月六日あるいは七日にヤマ場を設定したい」とのべ、同日、都内の講演会で、山岸情報通信

労連委員長（連合会長代理）が「ヤマ場は四月第二週を想定」と語ったと伝えられている。

公式の会議では、一月二五日の金属労協第一回戦術委員会において、ＪＣ共闘の集中決戦を「四月第二週に配置することを希望し、連合の調整に臨む」方針が確認された。これを受けるかたちで、一月二八日の連合第一回戦術委員会（三役で構成）で、ヤマ場を四月第二週とする線で主力組合の調整に入ることが確認され、二月一〇日の連合第一回闘争委員会（中央執行委員で構成）では、「集中決着のヤマ場を四月第二週半ばと想定する」ことが確認された。そして、二月一八日の連合第三回中央委員会で、先の闘争委員会確認が承認された。

このように各単産の春闘要求の正式決定に先立って、集中決戦のヤマ場論議が先行し、四月第二週半ば、すなわち四月七日頃にしぼられていったのが八八年春闘の特徴であった。

各労働団体の春闘大衆行動

連合は、八八年二月二〇日から三月一六日にわたり、全国各地でブロック討論集会を開いた。また統一労組懇も二月二二日より、前年春闘につづき「全国キャラバン」（全部で三コース）を開始した。

さらに三月に入り、一一日には出版労連、民放労連など純中立労組懇談会による初の八八春闘勝利総決起集会（於日本教育会館、一八単産、二〇八名）が開かれた。同懇談会のうち、出版、印刷、新聞、民放のマスコミ四単産は、三月一六日も同様の集会を開いた。

総評系各組合は、この春闘において、「ノー残業」キャンペーンを展開、三月二三日には自治労など一七単産と一二県評の一〇〇万人が定時退庁・退社をおこなった。

三月二六日には、連合・総評による「賃上げ・時短・減税要求貫徹総決起集会」（於明治公園）がおこなわれ、二万五〇〇〇人がこれに参加した。

翌三月二七日には、東京統一労組懇と都職労などの首都労組連による「八八国民春闘総決起集会」（於代々木公園）が開催され八万人が参加、労働組合独自の集会としては八八年春闘で最大規模を記録した。

このほか、八八春闘懇談会は三月三〇日、春闘総決起集会（於九段会館）を開き、一六〇〇人が参加した。

四月七日、金属大手に一斉回答

八八年春闘の場合、いわゆる先行回答とＪＣなど金属大手への回答とでは時間的に大きなへだたりがなく、その意味で、先行相場が形成され、民間大手がひきつぐといった形は、これまで以上に不明瞭であった。

そうしたなかで四月七日、ＪＣなど金属大手への一斉回答がなされた。鉄鋼大手は定昇こみ四四〇〇円（ベア一三〇〇円）、一・七九％、電機一六中闘組合四・六％、九九二八円、自動車四組合四・三三％、一万六八円、造船重機大手五組合定昇こみ六五〇〇円（ベア二五〇〇円）、二・七〇％であった。

鉄鋼では二年ぶりにベアが復活したのをふくめ、全体として前年実績を一％近く上回った。こうした結果をふまえ、金属労協の中村卓彦議長は、「鉄鋼では昨年同様ベアゼロを主張する経営側の厚いカベを破り、電機・自動車では今次闘争のリード役をはたし、社会

的相場の形成に貢献するなど、当初のきびしい経営側の姿勢を全体で打破、努力した結果であり、連合元年の基盤を支えたものであると受け止めることができる」との見解を明らかにした。

三次産業共闘、大手の妥結

同じ七日、NTTは一万四二〇〇円、五・七三%、すなわち前年実績一万一六〇〇円を二六〇〇円上回る回答を提示、全電通は七日午後のストを中止した。

連合による四月七日現在の妥結状況の集計では、加重平均で四・三五%、額で一万四六円であり、前年実績を一%上回るかどうかが一つの重要なポイントであった。

三次産業共闘で、全電通とならび注目された私鉄大手と電力は四月八日に決着をみた。すなわち私鉄大手は一万三三〇〇円、五・五七%で妥結、九日の二四時間ストを中止した。私鉄大手のストなし春闘は、八六年に早朝短時間ストに入ったハプニングをのぞけば、八二年以来、七年連続である。

同日、電力労連も、一万二〇〇〇円、四・七三%で妥結した。三次産業共闘では、額・率とも全電通（NTT労組）が高く、私鉄、電力の順でつづいていた。

中小組合、四月第三週にとりくみ強化

民間大手・主要単産の集中決戦のあと、中小組合、官公部門が、とくに四月第三週を中心にとりくみを強めた。

四月一二日には、私鉄中小八二組合がストに突入。翌一三日には全国金属、合化労連、全造船、全国一般などの中小組合の多くが、ストをふくむ統一行動に参加した。全国セメント、ゴム共闘も一三日をヤマ場に設定した。

統一労組懇系では一五日、日本医労連、全農協労連、自交総連、運輸一般、通信労組、全動労など二五四九単組約二三万人が、一～四時間の統一ストをおこなった。また、一七日には、統一労組懇を中心とする国民春闘再構築東京懇談会など諸団体による「大型間接税反対大集会」（於代々木公園）が開かれ、一二万人が参加した。

四月一八日現在、連合加盟組合のうち妥結組合をみると、加重平均で妥結額一万二二七円、率で四・四三%であり、前年より一%弱ではあるが上回っていた。

公務員共闘、スト中止・収束へ

公務員共闘は四月六日、みずからの要求実現と官民共闘を旗印に全国的な総決起集会を開くとともに、政府（総務庁）、人事院にたいする交渉をすすめてきた。四月一二日、政府および人事院から、①要求を反映するよう努める（人事院）、②人事院勧告の完全実施に努力する（政府）、③土曜閉庁による週休二日（月二回）の八九年一月実施（政府）などの回答を得た。

このため公務員共闘は、この回答を一定の前進的内容をもつものとして評価、四月一四日に予定していた一時間の統一時限ストを中止し、職場集会にきりかえ、収束した。

JR一〇社、四・一～四・二%の格差回答、国営企業は四・三六%で妥結

分割・民営化後二年目に入ったJRでは四月一八日、各社回答が

おこなわれた。一〇社加重平均で、定昇こみ四・一八%、一万一九〇円であったが、業績好調の東日本、東海、西日本の本州三社と通信、システム、総研が四・二〇%だったのにたいし、北海道、四国、九州の三旅客会社と貨物会社は四・一〇%にとどまり、各社間で格差のついた回答となった。

鉄道労連と鉄産総連は、同日、ひとまずこの回答の受諾を決めたが、国労は強い不満を表明し、交渉継続を決めた。だが結局、回答内容を変更させるにはいたらず後日妥結した。

一方、郵政、林野、印刷、造幣の国営四現業にかかわる国営企業労働委員会（国労委）による賃金調停作業は、四月二八日、調停委員長見解（結局、仲裁に移行）の提示により、事実上の決着をみた。四現業加重平均で四・三六%、九九〇七円で、前年より二〇三五円、〇・七五%のアップとなった。

公労協、全官公はともに、民間賃金の動向の反映が不十分だとし、例年のように仲裁に移行した。だが六月一日、仲裁裁定が出され、内容的にはこの調停委員長見解をもって事実上の決着をみた。

6　八八年春闘妥結状況

八八年春闘における賃上げ妥結状況を各調査別、すなわち労働省、連合・国民春闘連絡会、統一労組懇についてかかげ（第49表～第51表）、主として労働省調査を中心として、八八年春闘の賃上げ妥結状況の特徴をみてみよう。

▒　賃上げ妥結状況、前年比一%上積み目標に届かず

労働省調べによる民間主要企業（二八七社）の賃上げ結果は、第49表のとおりである。要求額の平均は一万五六〇二円で前年（一万二八六一円）を二七四一円上回った。一方、妥結額は一万五七三円、賃上げ率四・四三%で、前年の八二七五円、三・五六%にくらべ、二二九八円、〇・八七%上回り、史上最低を記録した前年春闘実績に上積みしたものの、労働側のめざした一%上積みには届かなかった。

賃上げ額の企業・業種間のバラツキに関して、労働省発表の「分散係数」でみると、前年〇・一八であったのにたいし、八八年は〇・一二と縮小し、八四年と同じ数値になっている。また、産業別に賃上げ率をみると、高いほうで放送・通信五・六五%、サービス五・三九%、新聞・印刷五・二三%、低いほうで鉄鋼一・九六%、造船二・六九%となっている。妥結額で一万円に達しなかったのは二三産業のうち一〇産業であるが、このなかでは鉄鋼四七六九円、造船六五二三円、鉱山七八一一円ととくに低く、他は九〇〇〇円台である。

なお、労働省以外の調査結果による妥結額と賃上げ率をみると、加重平均では、労働団体共同集計一万三六六円、四・四六%、統一労組懇一万一二九二円、四・六七%、日経連一万三二七円、四・三九%となっており、いずれも前年を上回っている。

▒　規模別妥結状況、四・五%前後

労働団体共同集計結果により、企業規模別妥結状況をみると、加

第49表　1988年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

（1988年6月発表）

産業	集計企業数（社）	平均年齢（歳）	現行ベース（円）	要求額（円）	妥結額（円）	賃上げ率（%）	（参考）87年 社数（社）	妥結額（円）	賃上げ率（%）
平均	290	36.2	238,409	15,602	10,573	4.43	286	8,275	3.56
鉱山	4	35.7	208,389	12,126	7,811	3.75	5	4,646	2.29
建設	4	40.3	387,533	26,238	17,540	4.53	4	14,722	4.02
食料品・たばこ	19	38.6	253,700	16,149	11,145	4.39	19	9,435	3.84
繊維	21	34.5	207,415	14,247	9,477	4.57	21	6,705	3.30
紙・パルプ	11	39.5	240,128	15,871	10,463	4.36	11	7,774	3.29
新聞・印刷	7	35.3	269,836	28,037	14,125	5.23	7	12,538	4.70
化学	45	36.1	241,315	16,573	11,644	4,83	45	9,334	3.85
石油製品	7	38.3	237,012	15,535	9,762	4,12	7	7,148	2.95
ゴム製品	4	39.1	251,015	15,585	9,800	3,90	4	7,257	2.95
セメント	5	38.7	235,720	19,782	10,800	4.58	5	8,100	3.45
鉄鋼	12	40.7	243,460	8,357	4,769	1.96	14	3,939	1.63
電線	6	36.2	220,231	14,852	9,534	4.33	6	7,178	3.33
機械器具	23	36.9	237,797	14,653	10,094	4.24	27	7,453	3.18
電気機器	28	33.1	215,733	14,015	9,913	4,60	27	7,546	3.61
造船	7	39.7	242,601	9,000	6,523	2.69	6	3,900	1.63
車両	2	40.9	224,274	13,000	9,210	4.11	2	5,395	2.46
自動車	9	34.9	230,626	13,855	9,645	4.18	9	7,501	3.35
卸売・小売	27	31.2	233,133	15,022	11,987	5.14	25	9,986	4.31
陸運	25	39.0	246,353	17,412	11,014	4.47	18	9,669	3.94
放送	4	37.5	249,443	21,971	14,083	5.65	3	11,527	4.85
電通	9	33.4	256,298	15,300	12,000	4.68	9	9,850	3.92
ガス	4	36.8	257,007	16,800	11,958	4.65	3	9,794	3.94
サービス	7	31.0	226,123	15,590	12,188	5.39	5	9,863	4.61

〔備考〕1.　調査対象は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合がある企業である。
2.　要求額については、具体的な要求額が把握できた287社について算出した。
3.　ＪＲ７社を除くと，全体の妥結額は加重平均で10,599円，賃上げ率4.45%となる。
4.　労働省労政局調べ。

第50表　労働団体共同集計結果（大産別・規模別）状況

連合・国民春闘連絡会

大産別名	妥結 組合数	妥結 組合員数	平均賃金（単純）	単純平均 金額	単純平均 率	加重平均 金額	加重平均 率	前年実績（加重） 金額	前年実績（加重） 率
金属	290	1,188,429	213,782	8,508	3.98	8,844	3.93	6,687	3.02
化学	245	327,194	227,958	10,081	4.42	10,912	4.50	8,003	3.37
その他製造業	106	147,835	203,164	8,832	4.35	9,538	4,43	7,840	3.73
資源・エネルギー	100	222,527	229,569	9,867	4.30	11,128	4.53	8,817	3.65
交通・運輸	198	462,101	232,523	9,696	4.17	10,516	4.43	8,018	3.47
流通・情報・金融・一般	518	632,097	220,999	10,876	4.92	12,760	5.39	10,507	4.57
規模 1000人以上計	403	2,718,383	230,968	10,525	4.56	10,410	4.46	8,062	3.53
規模 300～999人計	287	158,385	224,362	10,143	4.52	10,204	4.53	8,369	3.80
規模 299人以下計	767	103,415	215,625	9,467	4.39	9,445	4.39	7,668	3.64
合計 75単産	1,450	2,980,183	221,590	9,893	4.46	10,366	4.46	8,064	3.54

（その1）

単産名	妥結		平均賃金	単純平均		加重平均		前年実績(加重)	
	組合数	組合員数	(単純)	金額	率	金額	率	金額	率
自動車総連	25	260,833	200,940	8,066	4.01	9,571	4.17	7,386	3.23
電機労連	34	450,412	198,640	9,106	4.58	9,825	4.60	7,443	3.58
全金連合	36	79,930	211,704	8,954	4.23	9,654	4.48	7,251	3.43
鉄鋼労連	15	149,293	210,903	4,428	2.10	4,402	1.79	3,798	1.55
造船重機労連	12	91,220	222,007	6,025	2.71	6,447	2.65	3,899	1.63
全国金属	53	63,246	233,320	9,350	4.01	10,559	4.46	8,022	3.39
全電線	38	40,224	202,901	8,851	4.36	9,324	4.36	6,989	3.34
全機金	22	25,618	210,652	9,303	4.42	9,528	4.48	6,318	3.03
新産別京滋	2	3,726	280,657	12,573	4.48	13,599	4.84	9,833	3.57
車輌労協	5	8,927	223,707	8,280	3.70	8,727	3.88	6,196	2.81
全属家具労協	13	9,727	214,027	10,884	5.09	12,080	5.53	10,306	4.81
全国アロイ労協	2	160	193,738	10,150	5.24	10,438	5.16	7,193	3.05
全造船	22	2,372	211,327	6,458	3.06	6,329	2.89	4,220	1.96
全銅連	11	2,741	228,821	7,991	3.49	8,134	3.51	4,444	1.99
ゼンセン化繊	9	51,582	221,500	10,084	4.55	10,799	4.56	7,665	3.31
全化同盟	47	50,618	220,797	10,640	4.82	11,965	4.82	9,625	3.98
合化労連	34	42,053	240,882	10,880	4.52	11,817	4.62	8,134	3.25
化学総連	6	20,424	243,062	11,674	4.80	11,919	4.84	9,481	3.96
ゴム労連	32	38,396	215,543	8,481	3.93	8,749	3.99	6,518	3.03
紙パ連合	20	40,621	233,160	10,003	4.29	10,340	4.36	7,705	3.31
全窯連	30	19,313	194,163	7,278	3.75	8,466	3.92	6,262	2.95
全国セメント	27	12,878	228,129	10,163	4.45	10,903	4.67	8.552	3.72
新化学	10	9,979	221,353	10,446	4.72	11,458	4.80	9,662	4.13
化労研	6	31,143	274,760	13,014	4.74	11,796	4.34	6,676	2.51
全日塗	20	8,708	276,167	12,305	4.46	12,466	4.60	10,049	3.85
全皮労連	4	1,479	225,008	11,576	5.14	11,704	4.99	9,600	4.14
ゼンセン繊維	29	45,212	189,603	8,482	4.47	8,412	4.56	5,910	3.29
食品労連	28	36,180	219,498	9,251	4.21	10,590	4.29	9,430	3.90
全食品同盟	30	27,891	200,331	8,634	4.31	8,764	4.25	7,964	3.93
たばこ共闘	3	28,302	210,188	9,755	4.64	10,873	4.64	8,821	3.91
凸版労組	1	7,760	214,590	9,400	4.38	9,400	4.38	8,000	3.68
繊維労連	15	2,490	202,389	8,900	4.40	8,636	4.37	6,741	3.45
電力総連	35	157,403	231,872	10,915	4.71	11,708	4.69	9.532	3.85
石油労連	34	29,248	233,093	10,474	4.49	10,133	4.38	6,916	3.00
全国ガス	8	17,979	242,312	11,715	4.83	11,939	4.67	9,812	3.96
非鉄金属労連	5	6,892	203,009	7,532	3.71	8,934	4.30	5,459	2.70
炭労	2	2,650	227,358	3,615	1.59	3,615	1.59	2,713	1.19
資源労連	10	1,906	201,193	4,840	2.41	4,394	2.12	3,256	1.61
全炭鉱	1	4,005	227,358	3,615	1.59	3,615	1.59	2,137	1.19
全電力	5	2,444	253,738	11,584	4.57	11,662	4.54	9,536	3.89
私鉄総連	49	115,843	235,942	12,814	5.43	13,216	5.54	10,754	4.62

（その２）

単産名	妥結		平均賃金	単純平均		加重平均		前年実績(加重)	
	組合数	組合員数	(単純)	金額	率	金額	率	金額	率
鉄道労連	10	129,637	244,993	10,190	4.16	10,111	4.18	7,463	3.17
海員組合	1	14,984	187,720	5,950	3.17	5,950	3.17	4,650	2.48
交通労連	46	49,481	228,143	8,989	3.94	8,862	3.96	6,893	3.17
運輸労連	31	55,277	214,591	7,568	3.53	8,550	3.83	6,096	2.78
全日通	1	37,098	237,589	9,500	4.00	9,500	4.00	7,000	3.01
鉄産総連	7	32,023	244,179	10,116	4.14	10,209	4.17	7,494	3.17
航空同盟	9	15,026	232,515	12,504	5.38	15,481	5.01	10,851	3.76
全港湾	35	11,036	242,391	7,699	3.18	8,348	3.32	6,380	2.54
運輸一般	9	1,696	241,191	8,188	3.39	7,768	3.70	6,335	2.87
ゼンセン流通	32	73,321	186,272	9,505	5.10	9,917	4.96	7,819	3.97
情報通信労連	50	290,144	224,296	9,922	4.42	13,858	5.65	11,310	4.85
一般同盟	52	27,869	198,116	9,174	4.63	10,015	4.98	7,435	3.93
商業労連	11	35,727	218,978	11,713	5.35	12,437	5.41	9,965	4.45
日放労	1	11,800	234,670	12,440	4.17	12,440	4.17	9,980	3.39
ホテル労連	10	3,845	205,977	10,611	5.15	10,981	5.15	10,388	5.01
建設同盟	8	5,333	247,832	11,350	4.58	11,000	4.40	10,627	4.13
全国農協連合	15	1,672	168,701	7,301	4.33	7,855	4.41	5,805	3.32
日建協	2	4,431	255,359	15,955	6.25	16,590	6.14	14,194	5.25
チェーン労協	3	20,239	180,208	9,000	4.99	9,479	5.02	7,344	3.98
新聞労連	77	40,305	258,550	13,080	5.06	17,101	5.44	14,970	4.90
全印総連	15	13,918	219,190	9,890	4.51	10,588	5.41	8,169	3.99
全国一般	51	13,261	248,675	11,890	4.78	11,543	4.66	9,817	4.04
医労連	85	26,730	193,465	10,041	5.19	10,057	5.05	9,328	4.78
政労協	12	2,763	293,034	13,294	4.54	13,106	4.74	10,390	3.97
全日自労建設一般	6	576	205,354	10,114	4.92	11,286	5.32	9,629	4.47
全日建運輸	5	138	272,717	10,781	3.95	10,052	4.13	7,935	3.13
住宅労協	3	2,459	198,946	11,093	5.58	10,701	5.35	7,829	3.68
観光労連	15	30,571	232,984	11,899	5.11	15,250	5.53	13,155	4.92
駅・車販労協	6	13,644	205,756	9,713	4.72	8,488	4.15	8,277	3.91
全倉運	12	2,549	235,090	10,083	4.29	9,707	4.26	7,720	3.43
給食労連	1	2,347	180,907	5,430	3.00	5,430	3.00	4,230	2.40
全労金	5	2,150	225,254	10,218	4.54	10,393	4.50	8,485	3.75
映演共闘	18	3,194	209,518	11,234	5.36	12,242	5.54	10,076	4.59
全国建設関連	23	3,111	211,598	12,517	5.92	12,598	5.88	10,226	4.92
合計 75 単産	1,457	2,980,183	221,590	9,893	4.46	10,366	4.46	8,064	3.54

〔備考〕労働団体とは「連合」と「国民春闘連絡会」の調査対象を共同集計したものである。

第51表　統一労組懇単産別賃上げ状況

(回答＋妥結)　　(1988年6月1日作成)

単産名	回答組合数	組合員数	単純平均 金額(円)	単純平均 率(%)	加重平均 金額(円)	加重平均 率(%)
建設一般自労	46	1,721	9,414	4.60	10,045	4.85
医労連	95	30,044	9,768	5.08	9,806	4.87
全農協労連	28	14,588	8,165	4.01	8,276	4.01
民放労連	(123)		13,221	4.79		
自交総連	54	2,653	11,094	3.86	9,737	3.23
運輸一般	38	4,935	7,132	3.31	6,909	3.77
全動労	7	1,271	10,116	4.14	10,278	4.16
検数労連	2	3,392	6,450	2.60	6.432	2.56
通信労組	1	444	14,200	5.73	14,200	5.73
生協労連	27	14,956	10,239	5.11	11,367	5.12
全商業	13		9,350	5.29		
全損保	4	11,625	13,170	4.66	13,167	4.64
全信労	20	2,713	9,003	4.35	10,025	4.26
外銀連	1	7	13,250	5.45	13,250	5.45
地銀連	11	従21,712	14,156	4.96	14,404	5.02
全証労協	36	1,792	19,808	7.29	19,109	7.49
郵産労	1	1,650	9,868	4.40	9,868	4.40
私教組関係	2	660	15,511	3.32	15,905	2.60
金融関係	2	407	13,003	5.31	12,672	5.31
マスコミ関係	36	11,263	12,581	4.77	16,234	5.28
金属機械	57	5,598	10,389	4.35	11,515	4.51
一般中小	28	2,467	9,974	4.43	10,629	4.54
紙パ	11	959	9,756	4.38	9,139	4.18
化学関係	14	1,217	11,982	4.97	11,923	4.77
地方登録	45	5,161	8,514	4.38	8.332	4.13
その他	15	1,910	7,407	3.86	7,977	4.16
29人以上	122	1,882	11,315	4.98	11,086	4.83
30～99人	175	9,757	10,406	4.47	10,209	4.48
100～299人	124	21,570	9,822	4.53	9,872	4.54
300～999人	92	44,222	10,246	4.67	10,357	4.69
1,000人以上	33	65,714	12,202	4.64	12,554	4.71
全体計	595	143,145	10,479	4.65	11,292	4.67

重平均で、一〇〇〇人以上で四・四六%、三〇〇～九九九人で四・五三%、二九九人以下で四・三九%となっている。

妥結額では、一〇〇〇人以上で一万四一〇円、三〇〇～九九九人で一万二〇四円、二九九人以下で九四四五円となっている。妥結率ではほとんど有意な差はみられないが、妥結額では規模が小さいほど低くなっている。このことから、規模別格差は縮小の方向に向かっているとはいいがたい。むしろ格差は縮小しないまま推移しているとみることができよう。

一方、統一労組懇系の規模別妥結状況をみると、加重平均で、一〇〇〇人以上で一万二五五四円、四・七一%、三〇〇～九九九人で一万三五七円、四・六九%、一〇〇～二九九人で九八七二円、四・五四%、三〇～九九人で一万二〇九円、四・四八%、二九人以上で一万一〇八六円、四・八三%となっている。

この場合にも、一〇〇〇人以上で妥結額・率とも高い。もっとも、二九人以上～九九人以下といった小規模のところでも、比較的〝健闘〟していることがわかる。とはいえ、格差が縮小傾向に向かっているとまではいえない。

7　八八年春闘総括

八八年春闘は、景気回復下で迎えた初の連合「春闘」であった。春闘の賃上げ率は、四・四三%（労働省調べ）であり、労働側にとって、内需拡大、景気回復という〝追い風〟はあったものの、これを生かしきれたとはいえず、「景気の先行きは不透明」「好業績の還元は一時金で」「円高によりわが国の賃金は世界最高水準にある」とする経営側のきびしい姿勢により、賃上げ率は前年を一ポイント弱上回るにとどまった。

また、時間短縮のとりくみと成果もきわめて不十分であり、加えて連合の〝民間のナショナルセンター〟としての調整能力についても、その発揮のいかんに関し論議をよびおこした。

他方で、統一労組懇や八八年春闘懇談会など連合批判・対抗勢力の春闘へのとりくみも、これまで以上に活発化した。

そうしたなかで労働戦線再編、ナショナルセンター問題ともからみながら、春闘のあり方が各方面よりあらためて問われている。以下、主要労働団体の春闘総括をかかげておこう。

▒ 連合、低額相場への抑え込みを押し返したと評価

連合は、八八年六月一六日の第七回中央委員会で、「八八春季生活闘争の終わりにあたって」と題する春闘総括を承認した。そこでは、賃金闘争の結果について、「決して十分なものとはいえないが、精いっぱいの力を発揮して、経営側の意図した低額相場への抑え込みを押し返したもの」であると評価している。

【八八春季生活闘争の終わりにあたって（まとめ）】

はじめに〔略〕

Ⅰ　八八春季生活闘争のまとめ

1　八八賃金闘争

獲得水準は、当初めざしたマクロ的な目標からみて、決して十分なものとはいえないが、精いっぱいの力を発揮して、経営側の意図した低額相場への抑え込みを押し返したものであり、加盟組織の努力の成果であった。

ただし賃上げ率を昨年実績と比較すると、中小組合（＋〇・七四％）が主要組合（＋〇・九三％）を下まわる結果となっており、格差は依然として拡大傾向にある。このことは今後に大きな課題を残した。

2　時間短縮闘争

今次闘争において時間短縮に取り組んだのは、三〇組織、二五四五組合で、このうち六七八組合（二六・六％）で進展をみた。昨年から継続した取り組みで前進をみた四組織、四四組合を加えると、時間短縮で成果をあげたのは、三四組織、七二一組合である。七割以上の組合が未だ進展をみていない、厳しい状況にある。

3　政策・制度要求

「連合」は、第一一二国会を「生活国会」として取り組み、四野党との連携の結果、昭和六三年度の減税については、間接税抜きの一兆二五五〇億円の所得減税、内職者の課税最低限の引き上げなどの回答を引き出すことができた。これにより、実質可処分所得はかなり回復することになった。さらに今年度の物価上昇率を政府見通し（一・三％）以下に抑制するならば、名目賃上げ率を上まわる実質可処分所得の伸びを実現できることとなる。

Ⅱ　今後の課題と対応〔略〕

総評、〝追い風〟を生かしきれずと総括

総評は、五月三〇日の第三回拡大評議員会で、八八年国民春闘の中間総括をおこなった。とくに賃上げ妥結水準について、「組合員の今年こそはという期待と生活実感からいっても、追い風春闘という有利な条件を生かしきれなかった」とのべている。

【八八国民春闘の中間総括】

Ⅰ　八八国民春闘中間総括の視点

1　はじめに〔略〕

2　情勢と要求づくりについて〔略〕

3　春闘前段のとりくみについて〔略〕

4　妥結水準をどうみるか

(1)　多くの単産、単組、地方共闘の健闘の結果であり、低い消費者物価上昇のもとで、実質賃金は向上した。しかし、様変わりの景気拡大と企業業績の好調さなどからいっても、組合員の今年こそはという期待と生活実感からいっても、追い風春闘という有利な条件を生かしきれなかったといえる。また、労働分配率の低下傾向に歯止めをかけることはできず、国民生活のレベルでは、課題を残したといわざるをえない。

(2)　産業的には、製造業が率的に、三次産業では額的な引上げがあり、産業間のばらつきは少なくなったが、全体として、一％の上限をこえられなかった。

(3)〜(5)　〔略〕

5　闘いの進め方について

(1)　今春闘での大きな特徴は、民間主要単産の集中決戦がより前進したことである。また、多くの単産が歯止めや妥結水準を設定し、そのクリアをめざして闘った。相場形成力のある組合が前面にでて闘うこの方式は、相場の多元化から高位平準化への展望をつくり出し、事実八八春闘はその傾向を促進させたのではないか。〔以下略〕

(2)　総評、連合などナショナルセンターレベルでの指導・調整努力とそれに呼応する大産別、単産レベルでのとりくみをどのようにしていくか。労働戦線統一による力の結集への期待もあり、産別自力と相乗的にナショナルセンターの役割を重視されるべきと思う。

(3)　集中決戦への参加は、年々増加しているが、その前後における対決の必要性からみると、より緊張感のみなぎる体制づくりととりくみが望まれるように判断される。スト体制に限定化するのではなく、より強力な交渉強化策とそれを裏づける大衆行動も望まれるのではないか。中小を主体とした重点地域設定など新たなとりくみもあったが、単産・県春闘レベルでの強力な支援共闘包囲網の確立など、大胆な検討ととりくみが必要ではないか。〔以下略〕

統一労組懇、新しい流れをつくりつつあると総括

統一労組懇は、八八年五月二七日の全国代表者会議において、八八年国民春闘の中間総括案を討議し、中間総括を承認した。それによると、「統一労組懇はこの春闘で要求と活動を前進させ着実に新しい流れをつくりつつある」とのべている。

【統一労組懇八八年国民春闘中間総括】

≪統一労組懇はこの春闘で要求と活動を前進させ着実に新しい流れをつくりつつある≫

一、統一労組懇は、「人間の尊厳を守る春闘」を旗印に「労働者・国民全体の利益をまもる国民春闘」を、職場を基礎に、参加全組合・全地方・地域統一労組懇の総力を挙げて取り組み、併せて国民世論を喚起し、その理解と支持を広げることを重視してたたかってきた。

二、統一労組懇は、労働者・国民の切実な要求・課題を高く掲げてきた。

①大幅賃上げなど暮らしをまもる要求。

②「合理化」に反対し、雇用と権利をまもり、時間短縮をめざす要求。

③新大型間接税導入反対、日本の農業と食糧をまもる国民的要求。

④中小企業の労働者の権利、労働条件改善の要求。

⑤地方「行革」反対、公的福祉拡充などの要求。

⑥国立病院統廃合反対。国民医療の充実・改善。国民健康保険法改悪反対。

⑦反動的教育改革反対。国民的教育要求。

⑧核兵器緊急廃絶、日米安保条約廃棄など平和と民主主義をまもる課題。

三、この春闘で、統一労組懇は、独占資本の反動的政策とまっこうから対決し、国民的大義にたってたたかってきた。〔略〕

四、次のように国民春闘再構築をめざす新しい前進をつくりだしてきた。

(1)統一労組懇統一行動への労働者・労組の結集と活動の質・量は大きく前進した。〔略〕

(2)少なからぬ要求の前進をかちとった。〔略〕

(3)しかし、要求の前進・解決にとって必要な態勢・財政及び活動面での不十分さは残っている。〔略〕

(4)統一労組懇の八八年国民春闘は全体としてはかつてなく前進した。それが主要な側面である。〔略〕

春闘懇談会、国民春闘路線の継承発展・再構築に展望を切り開いたと総括

八八春闘懇談会は、八八年四月二八日の第四回世話人組合会議で事実上の春闘中間総括をおこない、今後の継続課題を確認した。それによると、「八八春闘懇談会に結集した単産・単組は自らの力量を高め発揮して積極果敢にとりくんできたこと」、「その結果、『連合』傘下の同一産業・職種はもちろんのこと大企業を上回る賃上げ額の回答を数多く引き出している」とのべている。

【八八春闘懇談会の世話人組合会議の総括】

Ⅰ　はじめに〔略〕

Ⅱ　八八春闘をめぐる情勢の特徴

一、八八春闘懇談会は、「連合」に行かない、行けない単産・単組が国民春闘路線を強化し、継承・発展させる組織として結成したものである。

二～六　〔略〕

七　八八春闘懇談会は八七年一二月一五日結成から短時日にもかかわらず、結集した単産・単組は相互信頼を確立し、春闘勝利に向けて意志統一し体制を確立してきた。「連合」の独占資本と一体となった低賃金体制を打破するため、大企業産別の回答前の闘争を重視して、要求段階から情報の交換と大衆討論・大衆行動を徹底するなど「管理春闘」の壁を乗り越える努力を積み重ねてきた。

八　〔略〕

九　八八春闘懇談会に結集した単産・単組は自らの力量を高め発揮し

て、積極果敢に取り組んできた。マスコミ共闘・中小を組織する金属機械はじめ全ての組織で、ストライキの反復など粘り強い闘争をしてきている。その結果、「連合」傘下の同一産業・職種は勿論のこと大企業を上回る賃上げ額の回答を数多く引き出している。

さらに、八八春闘懇談会は四月九日単産等三役会議で、引き続き総力をあげて粘り強く闘うことを意志統一し取り組んでいる。

一〇　各単産・単組の健闘は、八八春闘懇談会の目的と意義を内外に顕示するもので、国民春闘路線の継承・発展あるいは再構築への展望を切り開くものとなっている。

Ⅲ　闘いの経過〔略〕

Ⅳ　八八春闘の継続課題〔略〕

Ⅴ　八九春闘へ継承するために〔略〕

金属労協、きびしい経営側の姿勢をJC全体で打破と評価

金属労協は、八八年五月二〇日の第八回戦術委員会において、JCの共闘態勢を解き、中央闘争委員など闘争指導機関を解散することを決めた。それによると、回答状況は「きびしい経営側の姿勢をJC全体で打破し、精一杯の努力をした結果」だと評価している。

【第八回戦術委員会確認事項】

1　〔略〕

2　われわれは、これまでJC共闘の役割と責任を自覚しつつ、八八年闘争を強力に取り組んできた。今日までの回答状況は、要求趣旨ならびに組合員の生活にかける期待を十分にみたすものとはいえない。しかし、景気回復・拡大下とはいえ、金属産業が構造転換を進めるなかで、難しい経営側の姿勢をJC全体で打破し、精一杯の努力をした結果であり、また、連合元年の基盤を支えたものと受け止めることができる。今後八八年闘争を振り返るなかから得られた教訓を新たな闘争に活かすべく、まとめの論議を深めていかなければならない。

具体的には、運動方針小委員会において、一九八九～九〇年度運動方針（案）とあわせて八八年闘争の総括を討議し、今後の方針に反映させていくこととする。

3　〔略〕

三次産業共闘、全体水準の引き上げに寄与と評価

第三次産業共闘は、八八年五月三〇日の代表者会議において、「八八賃金闘争の終結にあたって」と題する総括的文書を発表した。そのなかで、妥結結果について「三次産業共闘の闘いは、全体の水準引上げに寄与する一定の成果と役割をはたしえたものと確信する」とのべている。

【八八賃金闘争の終結にあたって】

1　三次産業共闘は、わが国経済の回復基調をふまえ、連合の決定にもとづく情勢認識を共通の基盤とし、内需拡大にふさわしい八八賃金闘争を積極的に闘い抜くことを目標に、連合の要請にもとづき、一月二九日第三年度目の共闘連絡会を発足させた。

2　三次産業共闘の発足にあたっては、従来の経緯をふまえ、

①　連合加盟組合を中心に結成する。

②　八八賃金闘争にあたっては、連合の指導・調整にもとづき取り組む。

②　連合発足後、初の賃金闘争であることを意識し、その成功のため全力をあげる。

④　賃金闘争にあたっては、産別自力・自決の原則に立ち、加盟組合の自発的連携強化を主体に共闘の強化をはかる。

⑤　以上の観点から八八賃金闘争においても限定共闘とする。

以上の五原則を確認し、二九組合、二一八万四〇〇〇人を結集して八八賃金闘争における三次産業共闘が発足した。

3～6　〔略〕

7　この妥結内容は、不満な点もあるが、加盟組合が産別自力・自決の原則にもとづき、組織の総力をあげ闘った結果であり、かつ、連合総体と

しての内容から判断した場合、三次産業共闘の闘いは、全体の水準引上げに寄与する一定の成果と役割をはたしえたものと確信する。

8 〔略〕

9 三次産業共闘は貿易摩擦、円高不況、産業構造の急速な変化など、わが国経済の変革期の中で、労働運動の活性化、賃金闘争の前進を目指し結成された。過去三年間の実績は加盟組合の努力と相互協力によって一定の社会的役割とその目的をはたしえたものと確信する。

10 したがって 次年度以降の取り組みにあたっては、この実績を大事にしつつ、連合をより強化するという立場から共闘のあり方については、連合の場を通じ、発展的に見直す方向で再検討することとする。

2 八八年秋季年末闘争

連合の「政策・制度要求と提言」

連合は、八八年五月一三～一四日、「昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言」を討議するため、「政策・制度要求中央討論集会」を開いた。そして、この討議結果をふまえ、若干の修正等をおこなったうえで、五月一九日の第六回中央委員会で、「昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言」を確認、決定した。

その主要な柱は、経済政策全般、総合産業政策、物価対策、税制改革、雇用・労働政策など一四項目より成り立っている。

この決定のあと、その実現のため、五月二三日の政党申し入れを皮切りに、政府、関係省庁および関係諸団体への要請行動をおこなうとともに、六月上旬から中旬にかけて地方ブロック討論集会を開催し、地方組織準備委員会においても地方自治体等への要請行動をおこなった。

なお、秋の臨時国会にむけ、税制改革については、当面の具体的方針にもとづき国会行動をおこなった。時間短縮についても、別に具体的方針を決め、大衆行動を展開した。

総評の秋季年末闘争方針

総評は、八八年七月の定期大会で、秋季年末闘争方針の大綱を決めたあと、一〇月五日の第一回拡大評議員会で秋季年末闘争方針を決定した。

それによると、八八年秋季年末闘争の主要課題は、税制改革闘争のほか、労働時間の短縮、国連軍縮週間を中心とした反戦・平和のたたかい、公的部門の活性化、教育改革、コメ自由化反対・農業再建、人事院勧告の完全実施、年末一時金の大幅獲得、八九春闘準備、八九政治決戦の準備などであった。

具体的なとりくみとしては、すでに九月二五日に西日本ブロック、九月二八日に東日本ブロックの集会を開いたのをはじめ、各種集会、対国会行動などをくりひろげていくとしている。

統一労組懇の秋季年末闘争方針

統一労組懇は、八八年八月の年次総会で、夏から年末にむけての闘争方針を決めた。そのとりくむ要求課題としては、臨時国会での消費税導入反対、教育の反動化阻止、公務員賃金引き上げ、賃金、時短、「合理化」反対など労働者の権利と労働条件擁護、「軍事費を

削ってくらしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会の活動推進、未組織の組織化、「一〇〇〇万人運動」、「年金者組合」の組織化、国民の農業と食糧を守るとりくみ、平和と民主主義を守るたたかいなどとなっている。具体的には、九月一二～一八日、一〇月一七～二一日、一一月中・下旬という三次にわたる統一行動を配置し、とりくみをすすめていくとした。

消費税粉砕九・一八国民大集会に一七万人参加

「消費税粉砕九・一八国民大集会」が、八八年九月一八日、東京・代々木公園で開かれた。この集会には一七万人が参加、消費税粉砕闘争史上、最大の集会となった。

主催団体は、大型間接税・マル優廃止反対各界連絡会、大型間接税・マル優廃止反対各界共同東京センター、軍拡・臨調路線粉砕・右翼労戦反対首都労働組合連絡会、国民春闘再構築東京懇談会の四団体である。

主催四団体を代表してあいさつした斎藤保各界連事務局長は、「公約を守れ、さもなくば国会解散を。竹下内閣に税制改革を語る資格なし、ワイロ政治の徹底糾明を、の声をさらに高め、広げよう」と訴えた。集会後、四つのコースに分かれ、デモ行進がおこなわれた。

なお、この集会で、八七年五月廃案となった売上税以来、消費税反対の請願署名が一六五〇万人に達していることが発表された。

連合、ゆとりある生活を求めて時短闘争を推進

連合は、八八年九月一四日の第一〇回中央委員会で、この秋の時短闘争指針をまとめた。その内容は、完全週休二日制の実現をめざすとともに、年次有給休暇の完全消化や所定外労働時間の削減などを盛りこんだものであり、国民各層に〝ゆとり〟の必要性をアピールしたものである。

秋に時短闘争にとりくむのは、連合では一一組織であるが、この指針はそのとりくみの基本的骨格をなすものである。具体的には、①完全週休二日制のプログラムをつくり、一九九三年度までに実現、②年休日数は最低でも一五日とし、完全取得のとりくみを展開するほか、夏休みなどの連続取得、③所定外労働の上限時間は一日で二時間、週で八時間、月で二四時間、三カ月で五〇時間、年に一五〇時間を目標とし、協定化に努める、などとなっている。

さらに連合は、労働時間を短縮してゆとりある生活を訴える時短推進集会を、一一月二日夜、東京・日比谷野外音楽堂で開き、九二〇〇人が参加した。この集会では、時短を労組だけの運動とせず、幅広い国民運動をめざして、国会や地方議会で「ゆとり宣言」を決議する運動を推進することを確認した。

集会では、竪山連合会長が、「経済大国になりながら、生活の豊かさが実感できないでいる。これは労働時間が欧米各国にくらべ、年間二〇〇～五〇〇時間も長いためだ。欧米並みの家庭の幸せを求めていくためにも、全国的たたかいに発展させよう」とあいさつした。

連合と日経連、土地・住宅問題で初の共同シンポジウム

土地・住宅問題について、連合と日経連は八八年初めより、事務レベルで「土地、物価作業委員会」を設置、検討をすすめてきた。

第52表　1988年民間主要企業年末一時金妥結状況

産業	調査企業数 (社)	加重平均 平均年齢 (歳)	加重平均 妥結額 (円)	加重平均 対前年伸び率 (%)	1987年 妥結額 (円)	1987年 対前年伸び率 (%)
平均	296	36.1	664,029	6.7	619,374	2.5
鉱山	4	35.8	549,397	6.0	467,707	0.2
建設	4	39.8	954,286	12.1	851,396	4.5
食料品・たばこ	19	38.7	770,860	4.5	738,396	4.1
繊維	21	34.8	554,189	6.4	520,619	8.4
紙・パルプ	11	39.6	664,435	4.2	640,389	2.9
新聞・印刷	7	35.9	771,276	6.9	721,358	3.7
化学	45	36.2	710,568	9.7	653,978	3.9
石油製品	7	38.5	604,663	2.6	548,967	3.5
ゴム製品	4	39.3	647,085	5.8	611,474	6.0
セメント	5	38.7	620,965	10.3	562,754	7.8
鉄鋼	12	40.8	520,521	12.2	463,925	△ 9.6
電線	6	36.6	541,101	3.9	520,850	5.0
機械金属	23	37.0	623,686	8.5	572,473	△ 1.8
電気機器	28	33.8	617,336	9.1	565,723	△ 2.1
造船	7	39.6	517,318	11.6	476,363	0.2
車両	2	41.0	477,290	30.1	366,928	△ 6.4
自動車	9	35.2	682,277	4.7	651,589	△ 0.3
卸・小売	27	30.5	703,582	6.1	660,404	2.8
証券	6	27.9	781,390	△ 9.6	864,043	△ 0.4
陸運	25	38.9	688,241	4.6	646,555	2.7
放送・通信	4	37.8	760,756	5.3	722,431	5.3
電力	9	33.7	688,000	4.6	685,000	3.6
ガス	4	36.7	695,875	4.1	668,553	3.7
サービス	7	31.1	650,226	8.4	606,717	3.1

〔備考〕 1. 調査対象企業は，原則として，東証または大証一部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1000人以上の企業であって，労働組合のある企業296社。

2. 対前年伸び率は，集計企業のうち，前年と比較のできる同一企業について伸び率を算出したものであり，今回の集計企業の妥結額と87年の妥結額を比較した伸び率とは必ずしも一致しない。

3. 労働省労政局調べ。

そして、六月二一日の連合・日経連の第三回会談での合意にもとづき、連合・日経連による初の共同調査として、「首都圏勤労者の住宅問題に関するアンケート調査」を実施した。

そうした経過ののち、一〇月一六日、連合と日経連は、「土地・住宅問題共同シンポジウム」（東京中央区、ヤマハホール）を開いた。連合と日経連という労使の全国的中央組織が共同で、この種のシンポジウムを開催するのは初の試みである。

この集会では、先に共同実施したアンケート調査の結果も発表され、基調講演やパネル・ディスカッションなどをつうじ、討論が進められた。そのなかでとくに、連合と日経連の提唱する、企業の枠をこえた「民間共同社宅構想」にも討論がおよび、積極的な賛同の声もあり、大きな関心をよんだ。

▒ 年末一時金、好況を反映して六六万四〇〇〇円で妥結

八八年年末一時金交渉は、年間臨給夏冬型等により、一〇月末までに四割強の企業が妥結していた。今期交渉をおこなった企業の妥結時期は、一一月上旬と下旬に妥結した企業の割合が前年より高くピークが二つになった。だが前年同様、一二月上旬にはほとんどが解決した。

労働省調べによる民間主要企業の年末一時金妥結状況（加重平均）は、第52表のとおりである。

妥結額平均は、六六万四〇二九円と前年の六一万九三七四円を四万四六五五円上回った。対前年伸び率は六・七％で、八七年の対前年伸び率二・五％とくらべ、四・二％と大きく上回った。理由は、景気の好転による企業業績の良好さによるものである。

産業別に妥結額をみると、高いのは建設（九五万四二八六円）、証券（七八万一三九〇円）、新聞・印刷（七七万一二七六円）、食糧品・たばこ（七七万八六〇円）、放送・通信（七六万七五六円）などであり、低いのは車両（四七万七二九〇円）、造船（五一万七三一八円）、鉄鋼（五二万五二一円）などとなっている。

対前年伸び率の高いのは、車両三〇・一％、鉄鋼一二・二％、建設一二・一％、造船一一・六％となっている。八七年末、対前年伸び率でマイナスを記録した鉄鋼、機械金属、造船、車両がそろってプラスに転じたのが特徴的であり、対前年伸び率でマイナスを記録したのは証券だけとなっている。

同じく労働省調べで年間臨給実施状況をみると、八八年の場合、年間臨給実施企業は一八九社、六三・九％で、八七年の六一・一％をさらに二・八％上回っている。実施形態別にみると、夏冬型がありかわらず多く、年間臨給実施企業の六四・六％を占め、前年より〇・八％増である。ついで冬夏型が多く、三一・七％であるが、前年より〇・五％減と減少傾向にある。

【参考資料】①連合『白書』、②八八国民春闘連絡会『国民春闘白書』、③統一労組懇『八八年国民春闘白書』、④連合『昭和六三～六四年度制度・政策要求と提言』、⑤総評『第一回拡大評議員会』資料、⑥統一労組懇『八八年度年次総会』関係資料、⑦連合『れんごう』、⑧『総評新聞』、⑨『広報総評』⑩『統一労組懇』、⑪金属労協『JC共闘ニュース』、⑫『日経連タイムス』、⑬『賃金と社会保障』、⑭『労働経済旬報』、⑮『賃金事情』、⑯『賃金通信』、⑰『週刊労働ニュース』

Ⅳ 産業合理化と労働組合

就業形態の多様化すすむ

雇用問題にきめ細かな対応

国労、各地で地労委勝利

時短闘争、本格始動

原因別にみた重大災害発生状況
(1987年)

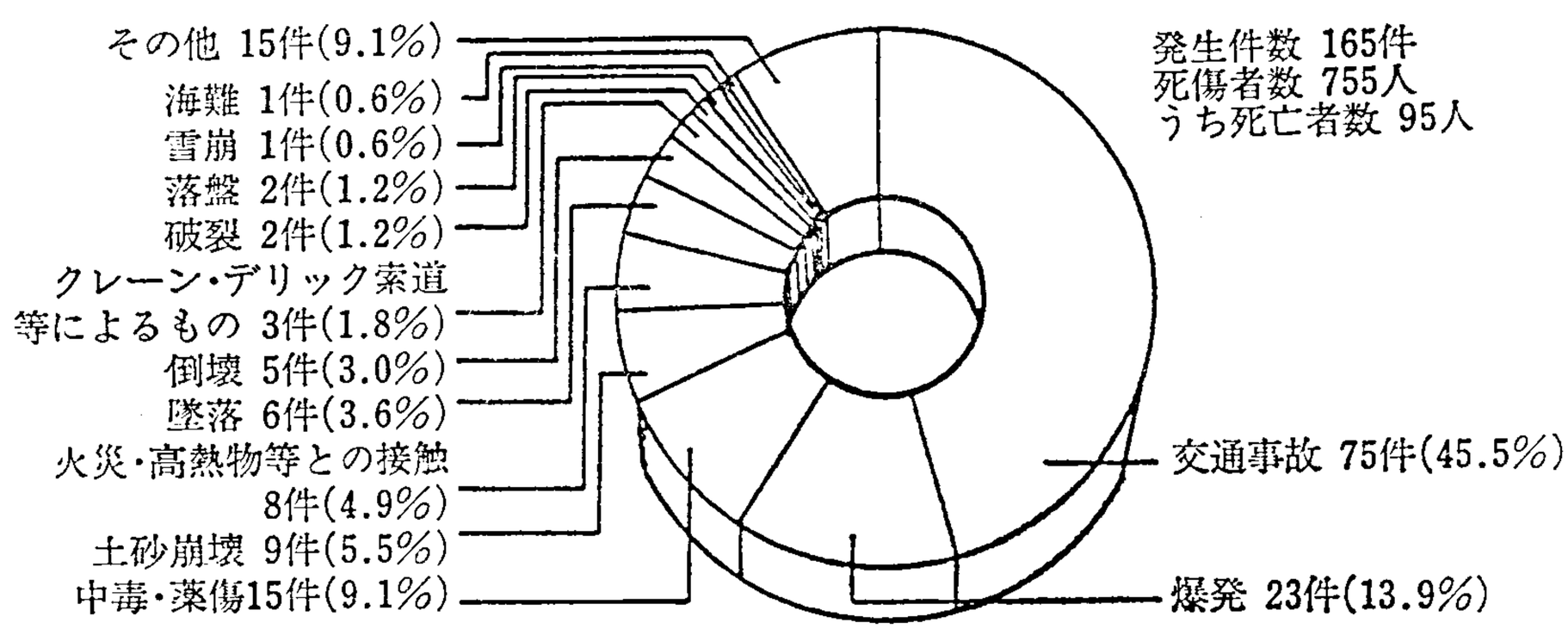

〔出所〕 労働省編『グラフでみる労働事情 (平成元年度版)』

概況

☆　八八年は、円高による構造調整が一段とすすんだとはいえ全体としては景気が上向き、不況感が薄らいだ。しかし、雇用動向にみられる産業間・業種間・地域間の格差はいっそう拡大し、就業形態の多様化もすすんだ。これにともない、総評・連合を問わずナショナルセンターはきめ細かな対応を求められた。その内容は、産業構造の転換にともなう雇用喪失の防止、生活地域での雇用機会の創出、高齢者・女子労働者など社会的弱者にたいする保護施策、パートタイマー・派遣労働者など不安定就業者への法律整備、外国人労働者への規制と保護など多彩である。

☆　ゼンセン同盟は、一四年ぶりに協約改定闘争にとりくみ、ストライキ予告期間の短縮や組合員の範囲拡大などを実現した。

☆　全逓は、定年まで働きつづけられる職場の確保をめざし、「三〇万人体制」堅持の要員確保闘争を開始した。

☆　全電通は、新電電各社との競合にそなえるため、二六万人体制（三万人減）の人員削減計画で当局と合意した。

☆　中労委や各地労委は、国鉄分割・民営化にともない各地でおきた国労組合員にたいする差別待遇などの不当労働行為にたいし、続々と救済命令を出した。

☆　海員組合は、ジャパンラインの企業整備にともなう指名解雇的行為をストライキによって撤回させた。

☆　全造船下田ドック分会は、来島グループ入りによる会社解散・全員解雇の撤回を求めて自主生産体制に入っている。

☆　全国競走宮島競艇労組は、定年制切り下げに抗してストに突入。三役解雇・全組合員への戒告処分で紛争は泥沼化した。

☆　造船重機は、「限りなく安全性を追求」をスローガンに、原子力発電推進のキャンペーンを展開した。

☆　電算労は、傘下組合員へのアンケート調査にもとづき、ソフトウェア労働者の長時間労働の実態を『プログラマー残酷物語』として、公取委に訴えた。

☆　ナショナルセンターをはじめ各単産とも労働時間短縮闘争に積極的にとりくむ姿勢をみせた。総評は「土曜日を社会の休日に」をスローガンに全国各地でキャンペーンをおこない、九三年までに年間労働一八〇〇時間達成のハッパをかけた。連合も時短推進集会に九二〇〇名を動員し、運動の盛り上がりをみせた。単産では、JC傘下の組合が春闘と時短闘争をセットにして、賃上げと時短の同時解決方式を採用したこと、しかも隔年ごとに時短共闘強化年を設定したことが注目された。また、自治労も土曜閉庁法の成立にともない、地方自治体での土曜閉庁をめざしたとりくみをみせている。

☆　医師・弁護士・組合関係者などによって構成される「ストレス疾患労災研究会」は八八年六月、「過労死一一〇番」を全国七カ所で開設、一〇月には「過労死弁護団」を結成、本格的な救済に乗り出した。一一月二二日の集会までに寄せられた相談は、約五〇〇件、このうち第一陣として一五人の労災申請をおこなった。

1　総評・連合の「合理化」への対応

総評の「雇用保障」「安全衛生、災害補償」方針

総評が八八年七月二六～二九日の第七九回定期大会で決定した運動方針のうち、「雇用保障のたたかい」と「職場の安全衛生、災害補償の確立」をつぎにかかげる。

【雇用保障のたたかい】

一　〔略〕

二　雇用の安定と保障を確保することは労働組合の最重要課題であり、中央・地方・産別・単組、それぞれのレベルにおけるとりくみがおこなわれなければならない。この際の基本は、「資本の都合による勝手な解雇は絶対に認めない。失業者の生活保障は、政府と資本の責任においておこなわせる」ことである。

三　〔略〕

四　本年度の雇用闘争の重点

なお、重点課題についての具体的なとりくみ、闘争展開に関しては、単産、地評の代表で構成する総合雇用対策委員会で確定するが、とくに地域雇用開発のたたかいを重視する。

① 資本の一方的都合による人べらし「合理化」反対のたたかいの徹底
② 完全雇用へむけての政策を最重視した経済運営と雇用対策の推進
③ 地域雇用開発の積極的推進と雇用関係諸制度の活用
④ 高年齢労働者の雇用確保
⑤ パートタイム労働者、派遣労働者など、不安定雇用労働者対策の強化
⑥ 職業訓練対策の抜本的強化

五　〔略〕

【職場の安全衛生、災害補償の確立】

一　産業構造や就業構造の転換、それに伴う新技術や機器の導入などがおこなわれ、一方では、競争と効率を最優先した企業の労務管理の展開のもとで、今までとは異なった労働災害や職業病、障害が発生するなど、労働者の精神・肉体は大きく痛めつけられており、新たな視点からの安全衛生のとりくみ強化が求められている。

① 産業構造の変化に対応した安全で働きやすい職場環境づくりをめざす。

② 日常的な職場活動、安全活動を強め、新技術や機器の導入については、事前協議などのとりくみを強める。

③ メンタルヘルスなどについても積極的にとりくむ。

④ VDTや、バイオなど治療や安全対策の確立してない分野のとりくみを強化する。

二　労災防止にとりくんでいる活動家、安全衛生委員、労災防止指導員、労災参与、労働基準審議委員などの中央・地方での対策を強化する。

三　労災職業病認定や、被災者救済の制度改善などの諸活動を強化する。

企業内法定上積み補償として死亡・重障害者二五〇〇万円以上、一四級で一〇〇万円の協定をめざす。

連合の「昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言」

連合が八八年五月一九日の第六回中央委員会で決定した「昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言」のうち、雇用・労働政策に関する「要求と提言」をつぎにかかげる。

【連合の「要求と提言」】

当面の政策目標

(1) 完全雇用の達成は、福祉社会における基本的条件であり国全体としての根幹的な政策目標であるとの認識にたち、完全失業率を二％程度に引き下げること。

(2) 質量両面にわたる完全雇用の達成と国際的に調和のとれた活力ある経済社会の形成に向けて、産業構造の転換過程における雇用喪失・雇用不安を回避するとともに、本格化する高齢化社会の進展等への事態に対して円滑な対応をはかっていくためには、何よりも雇用の確保と国民生活の安定・向上を最重点とした経済運営、産業政策の進展が不可欠である。内需の持続的拡大と円滑な構造転換を通じて適正で安定的な経済成長を是非とも達成させること。

(3) このうえにたって、地域活性化を重点に、安定的かつ良質な雇用機会の創出を軸とする総合的な政策を強力に推進すること。

(4) 同時に、経済成長の成果を、国民生活の質の向上に結びつけていく諸政策の実行が重要である。特に労働時間の短縮は、ゆとりある生活を獲得するとともに、ワークシェアリングを推進し雇用の確保・拡大をはかるため、年間総労働時間一八〇〇時間の早期全面達成をはかること。

1 新事業展開・地域雇用対策強化による雇用開発の推進〔略〕
2 中央・地方、各産業における雇用・産業構造ビジョンの策定〔略〕
3 高齢者雇用対策の強化〔略〕
4 職業訓練・能力開発体制の整備〔略〕
5 パートタイム労働など不安定雇用対策の強化〔略〕
6 外国人労働者対策の推進〔略〕
7 ゆとりある生活の実現をめざす労働時間短縮〔略〕
8 政策福祉減税の実現〔略〕

2　主要労組の「合理化」への対応

ゼンセン同盟、一四年ぶりの協約改定闘争

ゼンセン同盟は、八八年二月の第九三回中央委員会で一四年ぶりの労働協約改定闘争の要求内容を決定した。統一要求三項目は、①労働委員会義務付排除とストライキ予告期間の短縮（現行一二〇時間前を四八時間に。妥結は七二時間前に）、②看護休職制度の新設（大綱合意で妥結）、③組合員の範囲の拡大（臨時・パート、派遣店員の組合員範囲除外条項の見直し。大綱合意で妥結）である。統一要求のほかに(a)母性保護（つわり休暇、産前産後休暇など）、(b)育児休職の制度化、(c)有給病気休暇の制度化、(d)時間外・深夜・休日労働の割増賃金改善なども求めている。

この労働協約改定統一闘争は、九月下旬の綿紡大手一〇社一〇組合労使会議の大綱合意を皮切りに、一〇月下旬までに羊毛麻資材、衣料・卸商業大手、流通大手、化繊七社七組合など主力組合で相ついで解決した（『ゼンセン新聞』八八年五月五日、五月一九日、八月一一日、一〇月二〇日、一〇月二八日、一一月三日付）。

全逓、「三〇万人体制」堅持の要員要求書を提出

全逓は八八年四月四日、「三〇万人体制」を堅持し、雇用の安定

確保をめざす要求書を郵政省に提出した。要求書は「労働力移動と職歴形成及び賃金体系改善に関する要求書」と題され、つぎのような内容である。

事業内容や仕事が変化し高齢化が進むなかで、定年まで働きつづけられる職場の確保、仕事をめぐる公平性の追求をめざすとの立場から、「労働力移動と職歴形成については本人希望を第一義とすべきこと、かつ、職場の人間関係に歪みを生じるような、管理者の主観にもとづいた恣意的な人事をおこなわないことを強調するとともに、このような事態を避けるためにも、労使協議を通じて納得性のあるシステムの確立と、その公正な運用を促進しうる体制をつくっていくことが必要である」としている。

この要求は、八八年秋季年末交渉の最重要課題として位置づけられ、一一月一七日「要員の効率的配置に関する労使専門委員会」の設置で合意をみたが、全逓はこれを「実質的な労使協議制への足がかりをつくった」と評価した（『全逓新聞』八八年四月四日、一一月一九日付）。

▒ 全電通、三万人減員でNTTと合意

八八年九月一九日、全電通はNTTが新電電各社との競争にそなえるため、九〇年度末を目標に三万一〇〇〇人を減員した二六万人体制とすること、電話局の再編・統合問題等で合意した。

人員削減計画は、「①定年退職者年間九〇〇〇人にたいし新規採用を四〇〇〇人に抑え、今後毎年五〇〇〇人の人員減をはかる、②関連子会社への出向や転出をさらにふやし、現在の約三〇〇〇人から一万人にする、などで実現をはかる。退職者の不補充分などは事業の見直しと機械化・集約化でおぎなう」としている。

また、全国の電話局の再編・統合については、交換機の保守を人間から機械による遠隔操作に切りかえるなどで四分の一の三五〇局ほどに再編し、電話番号案内をしている電話交換局も五〇〇局から三一〇局に統合する、さらに民営移行後も手つかずだった地方組織についても北海道・九州といったブロックごとの一一総支社制を廃止し、各都道府県ごとの支社制として新電電各社との競争に対応する、というものである（『東京新聞』八八年九月二〇日付）。

▒ 国労、労働委員会がJR各社に続々と救済命令

一九八七年の国鉄民営・分割前後から、国鉄当局は、国労組合員にたいし、さまざまな差別的行為をつづけていた。そして、民営化されたJR各社も、その労務政策の基調に変化はなかった。この間におこなわれた差別行為には、JRへの採用拒否、差別的な配転・出向・職務替え、国労への支配介入など、種々の形態が報告されている。

こうした国鉄・JR各社にたいし、国労は、全国各地の労働委員会・裁判所に、不当労働行為の申立て・提訴をおこなっていたが、今期は各地労委が続々と救済命令を出し、例外なく、国鉄・JR各社の不当労働行為を認定している。

〔東京地本八王子支部〕 東京地労委は、八八年二月一六日、国労の組合員（新宿車掌区分会員）であることを理由に内勤車掌から電車乗務に事実上の降格となる職務変更をさせられたとして、国労東京地本などが救済を申し立てていた事件で、申立てを全面的に認め不当労働行為と認定し、JR東日本にこの組合員を前の業務にもどすよ

う命令を出した。これは、全国で一六七件ある不当労働行為救済申立て事件の第一号命令である。これにたいし会社側は中労委に再審査を申し立てたが、一二月二八日、中労委は、会社側の申立てを棄却する命令を出し都労委命令を全面的に容認した（『読売新聞』八八年三月三日付、『国鉄新聞』八九年一月一三日付）。

〔東京地本中央支部〕　八八年七月二九日、千葉地労委は、国労東京地本などが国労分会役員をねらいうちした出向命令は不当労働行為だとして救済申立てをしていた事件で、国労側の主張を認めＪＲ東日本に出向命令を撤回するよう救済命令を出した。この事件は、国労千葉レールセンター分会の副分会長にたいしてなされたＪＲ関連企業への出向命令は国労つぶしの不当労働行為として申し立てていたものである。全国で三六件だされた出向救済事件では初めての命令である（『国鉄新聞』八八年八月五日付）。

〔東京地本横浜支部、同国府津支部〕　八八年一〇月二〇日神奈川地労委は、国労横浜支部と国府津支部所属の電車運転手一九六人が、分割・民営化にともない駅売店などに配置転換されたのは国労所属を理由とする不利益扱いだとして、原職復帰を求めた集団申立て事件で、不当労働行為と認定、救済命令（原職復帰）を出した。命令書では「国労運転手に対する異職種への配属が他組合と比べ異常に高率であった」とした。国労つぶしの象徴とされる配属差別で救済命令が出たのは初めてである。

また、同地労委は、八八年一一月四日、同じ横浜・国府津両支部の「活動家配属差別事件」についても、八四人全員を原職に復帰させよという救済命令を出した。

さらに一二月一六日には、前記同支部の組合員九人がＪＲ移行に際して採用を拒否され、清算事業団所属となった事件でも、同地労委は九人をＪＲ東日本会社、同貨物会社の発足時に採用した社員として扱い、原職復帰させるよう救済命令を出した（『神奈川新聞』八八年一〇月二二日付、『国鉄新聞』八八年一一月四日、一一月一一日、一二月二三日付）。

〔近畿地本〕　八八年一一月二八日、大阪地労委は、ＪＲ西日本が国労近畿地本の組合員二人の採用を拒否した事件で、これを不当労働行為と認め、国鉄とＪＲは実質的に同一であるとし、ＪＲ西日本の使用者責任を認め、二人を新会社発足時に採用した社員として取り扱うよう救済命令を出した。この命令は「ＪＲには国鉄職員を採用する義務がある」とした点で画期的であった（『読売新聞』八八年一一月二九日付、『国鉄新聞』八八年一一月三〇日付）。

海員組合、ジャパンラインで「指名解雇的行為」を撤回さす

ジャパンラインがグループ内のＪ・Ｌシッピング（船員数一〇〇〇名）に出していた企業整備問題をめぐる争議は、八八年五月二八日、「会社は指名解雇的行為はおこなわない」などを内容とする関東船員地方労働委員会の調停案を労使双方が受諾することで収拾した。

この争議は、八七年一一月二〇日にＪ・Ｌシッピング再建合理化案が提示されて以来はじまった。合理化案は、①八八年度の黒字化をはかるため会社全体のコスト低減をはかり一〇〇億円の合理化効果を得る（そのうち四〇億円が人件費）、②そのため従業員の半数の希望退職をつのる、③希望退職者のうち海上へ就職を希望するものは新会社に期間雇用するという内容である。八八年二月一一日、会社

は希望退職を募集。組合はスト権を確立して対抗。膠着状態がつづくなか、三月二八日、会社はいったん希望退職募集を撤回するが、四月一二日に再度合理化修正案を提示した。内容は、①四〇〇人はジャパンラインに移籍する、②一〇〇人は陸上関連会社に移籍する、③残りの者は希望退職または期間雇用で職場を提供する、④この内容で本人の希望調査のうえ最終的に会社が指名する、というものであった。

組合は五月一一日以降、争議行為に突入し、永祥丸（二三万重量トン、二六人乗組み）をスト対象第一船とし、同時に所属タンカー二三隻の荷役を拒否する戦術をとった。そのため前記調停案が出された。内容は、①会社は希望者全員に職場保障をおこなうこと、②組合は会社提案の人員数については理解する、③会社は指名解雇的行為はおこなわない、④在籍者全員にたいし職域を選択させる、選択は本人の自由意志によるものとし、会社は本人希望を尊重する、などである（『船員しんぶん』八八年五月一五日、五月二五日、六月五日付）。

全造船、下田ドック分会で破産・解雇に抗し自主生産

全造船下田ドック分会（平井準委員長、組合員約一〇〇人）は、八七年一一月の臨時株主総会で強行された会社解散・全員解雇の撤回を求めて、自主生産体制に入っている。

下田ドックが企業再建のため来島グループに入ったのは八五年一〇月。来島から派遣された役員は新造船、修繕船による再建の約束を反古にし、希望退職や労働時間延長などの合理化を遂行、営業や設計部門を親会社に引き上げた。さらに八六年、海運造船合理化審議会が造船設備の二〇％削減を答申すると、七五〇〇トンドックの廃棄を打ち出し、組合側の同意が困難とみた会社は、八七年一一月、会社解散・従業員の全員解雇を決定した。

下田ドック分会はただちに自主生産に入ると同時に、静岡県労働委員会に不当労働行為と不当解雇の救済を求め、八八年三月二九日には静岡地裁下田支部に会社更生手続開始の申立てをおこなった。また六月一九日には、総評造船反合中央共闘会議、静岡県評、下田ドック支援加茂地区共闘、全造船が主催する「全員解雇・地域経済破壊を許さない六・一九下田ドック闘争支援全国集会」が下田市で開かれ、四二〇〇人が参加した（『総評新聞』八八年五月二〇日、七月一日付）。

自治労、長崎県五島中央病院職組に大量処分出される

八八年四月三〇日、長崎県離島医療圏組合（県内離島八病院で構成）当局は、五島中央病院の職員組合（組合員一七〇人）に職務命令違反を理由とする大量処分を出した。処分は、委員長に停職六カ月、副委員長と書記次長に停職三カ月、四役以外の執行部・組合員に減給、戒告、文書訓戒と、総計一六三名にのぼる。

ことの発端は勤務時間変更問題である。当局は八八年一月、四〇年以上つづけられてきた勤務時間の慣行（八時三〇分～一六時三〇分）を条例どおりの勤務時間（八時三〇分～一七時一五分）にする旨の業務命令を出した。組合は、勤務時間の変更は団交事項であり、いまだ労使合意していないとして命令を拒否、腕章闘争や時間外拒否等を実施した。四月三〇日の処分は、この行為について出されたものである。六月二八日、五島中央病院職組と自治労本部、長崎県本部は、県人事委員会に不利益処分審査請求の不服申立て、地方労働委

員会に不当労働行為の救済申立てをおこなった（『自治労』八八年五月二一日、八月一日付）。

全国競走労組、宮島競艇労組支援の総決起集会

八八年一一月二三日、全国競走労組・宮島競艇労組（松井ヤツエ委員長、組合員五六〇人）にたいする労働協約破棄、定年切り下げ、不当解雇強行等に抗議する総決起集会が、現地広島県宮島競艇場で開かれた。参加者は、総評中国ブロック五県評、全競労の全国動員ほか友誼団体など一二〇余組合・団体の五〇〇〇人にのぼった。

この争議は、一九八五年一二月三一日、施行組合が宮艇労との労働協約を破棄して、従来の定年六五歳を六〇歳に切り下げ、即日六〇歳をこえる者の解雇を強行したことにはじまる（これによって三年間に一一五人が解雇された）。八七年一〇月広島地労委が「定年年齢は六三歳を基準に検討されたい」との和解案を示したが、施行組合が拒否。これに抗議して宮艇労は八八年四月二七日、全組合員による二四時間ストを実施。これにたいして施行組合は、委員長以下の労組三役四人に解雇通告、全組合員を戒告処分にし争議は泥沼化している（『総評新聞』八八年一二月一六日付）。

私鉄総連、千曲バス紛争に決着

千曲バス労組（唐沢芳正委員長　組合員三六〇人）のバス路線と雇用を確保するための一カ月にわたる争議が、八八年二月一九日、長野県の調整で解決し、組合はストを解除した。

会社は八七年一二月、業績悪化（負債額一五億八〇〇〇万円）を理由に、経営権を東京のタクシー会社グリーンキャブに譲渡することを決定、これにたいし組合側は私鉄総連地連・県連・千曲バス労組による「千曲バス労組対策委員会」を設置し、八八年一月一七日以降反復二四時間ストを決行していた。

県の調整による労使の合意事項は、①組合は会社がグリーンキャブの資本を導入し経営新体制を会社の責任でおこなうことを認める、②会社はバス路線の維持存続に最大限の努力をするとともに、関連事業の強化拡大などをはかり、全従業員の雇用を確保する、③労使双方は今後の労使問題の正常化に努め、その障害となる事項の除去に協力するとともに、今回の争議に関し責任を追及しあわず、従来の労使慣行を尊重する、④以上の条件により今回の争議をすみやかに収拾し、その他必要な事項については労使協議で定める、などである（『私鉄新聞』八八年一月二五日、二月五日付、『朝日新聞』長野南信版八八年二月二〇日付）。

全国金属、日本抵抗器支部で指名解雇撤回闘争

全金日本抵抗器支部は、日本抵抗器製作所（富山県）が八七年一二月二九日に八六人の組合員を指名解雇したことにたいし、八八年一月五日富山地裁に地位保全の仮処分を申請した。

この争議は、八七年一〇月一七日に会社が指名解雇をふくむ「中期経営計画」なる合理化案を提示したことにはじまる。同年一一月一九日、地労委は職制が組合離反を進めると疑われる行為を中止すること、経営計画の推進には組合と協議し、不当労働行為があってはならない旨会社に勧告したが、一二月二九日に指名解雇がおこなわれた。組合側は八八年一月一〇日、県下約一五〇〇人が参加して総決起集会を開催。三月二七日には、「三・二七日本抵抗器支部不

当解雇撤回闘争支援全国集会」が開かれ、一七〇〇人が町内デモと工場門前行動をくりひろげた（『全国金属』八八年一月一一日、四月一日、六月二一日付）。

電算労、プログラマー残酷物語を訴える

電算機関連労組協議会（梶田茂議長、組合員約四〇〇〇人）は、八八年四月四日、公正取引委員会に「プログラマーの残業時間が長くなっているのは、仕事の内容が注文主のつごうでクルクル変わるのが原因」として、取引正常化の指導を強化するよう要請した。

電算労の調査によると、従業員が八〇〇人ほどの某大手ソフト会社で前年七、八月に月五〇時間以上の残業をした者は、七月が一七五人、八月は一七四人もいた。なかには二五七時間、土・日を入れても日に八時間以上の残業という例もあったという。電算労のアンケート調査（調査対象は傘下組合員二二七六人）結果によると、残業理由で最も多いのは「仕様変更」で二三%、ついで「当初から残業込みで考えていた」二二%、「経験や技術の問題」二〇%であった（複数回答）。

公取委は八七年六月に情報サービス産業協会などに、ソフトウェアの内容変更に関する要望を出しているが、その後も不公正取引がつづいているとし、公取委に「①一層強い要望を業界に出すこと、②それでも是正されない場合、同趣旨の勧告をして業界の浄化・健全化をはかれ」と要求した（『朝日新聞』八八年四月五日付）。

造船重機労連、原子力エネルギーの安全キャンペーンを展開

チェルノブイリ原発事故以来、原子力発電への安全性が社会問題となって反原発の運動が強まるなか、造船重機労連は、「限りなく安全性を追求」をスローガンに、原子力エネルギー推進のキャンペーンを展開している。これは原子力発電装置の製作とメインテナンスに従事する組合員をかかえる造船重機として、国民的合意を形成する必要があるとの認識からおこなっているものである。

この運動の姿勢については、「安全性を限りなく追求し、政府のエネルギー政策にそって積極的に推進していく。装置の設計段階から施工までより安全性を追求し、原子力発電所が安心して運転できるよう努めることが大切である。原子力発電設備をさらにふやすべきかどうかについては、政府のエネルギー政策を尊重し、その政策にそって推進する」としている。また、原子力発電はなぜ必要かについて、第一に、「原子力発電の燃料となるウランは石油と同様、わが国では国内資源がとぼしいため海外からの輸入に依存している。しかし、ウランは石油と比べて、ごく少ない容量で大量の発電ができるし、輸送や貯蔵が容易であるという利点がある」として、安定した供給源であること、第二に、「原子力発電は石油火力発電などに比べて割安となっている。また発電原価に占める燃料が値上がりしても、発電原価にそれほどひびかない」として、コストが安いこと、第三に、クリーンであること、第四に、環境の保全につながることをあげている。また、原子力発電では安全をすべてに優先させているため、原子力発電所は、「①運転中に機器や装置に故障などの異常が発生しないようにする、②異常が発生しても事故に拡大しないようにする、③万一、事故が発生しても放射能が異常に外部に放出しない仕組みとなっている」としている（『生産性新聞』八八年一二月七日付）。

〔臼杵鉄工所労組〕　造船重機労連臼杵鉄工所労働組合は、八八年九月六日に臨時大会を開き、更生会社（七八年七月倒産、八二年会社更生法でスタート）の管財人から提案のあった解雇予告通知と退職金協定案を承認した。この解雇予告通知によって、従業員一四〇人の六〇％にあたる約八五人が九月七日付で解雇予告通知をうけ一〇月六日に解雇され、残りの四〇％は九月二二日付で解雇予告をうけ、一〇月二一日に解雇された。解雇を二回に分けたのは仕掛中の仕事に支障のないようにするためである。

解雇され新会社臼杵造船所に就職を希望する者は、同社の求人にたいし職安を通じて応募することになる。

また、退職金問題については、退職金を共益債権とし、①新会社臼杵造船所に新規採用された人は九一年二月末まで、採用されなかった人は八九年二月末までにそれぞれ別途協議して決定する、②九〇年末までに定年に達する人は九一年末に未払い退職金を支払う、などである（『大分合同新聞』八八年九月七日付、『造船重機』八八年二月一五日、三月一日、四月一日付）。

全金同盟、「世直し戦略第一次試案」作成

全金同盟が「世直し戦略第一次試案」なるものを作成した。これによると、いま日本の労働者は、①働けば働くほど雇用機会が圧迫され、雇用不安が高まる、②働いても働いても実質生活はよくならない、③働けば働くほど家の入手が困難になる、④働けば働くほど税金が重くなり、生活が圧迫される状態にある。そこで労働組合の役割はこれらの問題を解決することにあるとする。これら四つの問題を解決するための戦略プランが示されているが、そのうち雇用不安を解決するための戦略を示せば、つぎのとおりである。

すなわち、雇用不安を解決するためには内需の拡大が必要で、そのためには国内市場の構造や制度を大きく編成替えしなければならないこと。具体的には、「①消費を刺激し、貯蓄を過度に助長せず、また投資を誘発する税制改革が必要である。住宅税制、企業税制、貯蓄優遇制度の見直しなど。②省益、局益にしばられた許認可権の濫用があまりにも多い。まず省益構造がいかに日本国内の民間活力をはばみ、投資意欲をそいでいるかを明らかにする報告書をつくり、国民に問い、その解体運動を起こすべきである。③資源の適切な活用」がなされなければならないとしている（『生産性新聞』八八年五月一一日付）。

自動車総連、自動車諸税の軽減キャンペーンを展開

自動車総連は、現行の自動車ユーザーの税負担は自動車以外の耐久消費税とくらべて重くなっているとして、自動車関係諸税の負担軽減を求めるキャンペーンを展開した。

要求の内容は、「①現行の自動車ユーザーの税負担は多額であり、自動車以外の耐久消費財と比較してかけ離れている。したがって自動車ユーザーの税負担を大幅に軽減する。②現行九種類もある自動車関係諸税を取得、保有、利用の各段階ごとに一種類とし、税を簡素化する、③自動車関係諸税の課税基準を改定し、ユーザー間の不公平の是正をはかる。とくに自家用乗用車の税負担が他の車種に比較して割高となっており、その負担を軽減する。④道路整備の財源については長期的・安定的に財源を確保することが必要である」というものである。具体的な改革案としては、①取得の物品税、自動

車取得税を自動車取得税一本とする、②保有の自動車税、軽自動車税、自動車重量税を自動車保有税一本とする、③利用の揮発油税、地方道路税、軽油引取税、石油ガス税を自動車道路税一本とする、などである（『生産性新聞』八八年一一月三〇日付）。

日産労連、「新時代の生産性向上活動」方針を決定

日産労連は、八八年九月三〇日と一〇月一日の両日開いた第二〇回定期大会で、雇用の確保と労使の協議を柱とする「新しい時代の生産性向上活動」などを運動方針として決定した。

方針は、構造転換が急速に進む自動車産業は、海外現地生産、企業の再編・統合、職場の技術革新などをおこない、そのため労働者の雇用、労働条件、個人生活に多大な影響を与えているとする。そこで、この難局をのりこえ、魅力ある企業と職場をつくり、ゆとりある生活を実現するためには製造、販売、輸送など各業種・企業で新しい時代の生産向上活動に積極的にとりくまねばならない。そのためには、とくに労使の協議・協力関係の構築が必要であるとし、「①職場の問題からグループ全体の重要政策にいたるまで、さまざまな問題について各段階の労使の間のコミュニケーションと協議を充実していく。②労連の段階でも、メーカー、販売、部品、輸送などの経営者との間の実のある意思疎通と意見の交換を進める」としている。

また、この大会では、「技術革新・新技術導入への対応」では、従来のME協定を踏襲して、技術の進歩が企業の存続と人間社会の進歩に不可欠であるとの認識にたち、「①労使協議を通じ、情報を組合に提示すること、②労働者の雇用が守られ、働きがいのある職場づくりにつながること、③技術革新の成果は、企業、労働者、消費者に公正に分配されること」としている（『生産性新聞』八八年一〇月五日付）。

3 労働時間短縮闘争

総評の時短闘争

総評は、八八春闘の大きな柱に時短闘争をすえ、まず三月一日～一五日には「土曜日を社会の休日に」をスローガンに、全国各地で官民一体となった完全週休二日制の実現、公務・学校の土曜閉庁・休校をめざす統一行動にとりくんだ。つづいて三月一七日、「完全週休二日制・土曜日を社会の休日にする推進会議」を発足（於総評会館）させ、同日開かれた第一回運営委員会では、①完全週休二日制を日本社会に定着させるため、このテーマに関連する多様な問題を設定し、検討していく、②公開シンポジウムを開催し、社会に広く問題提起していく、③定期刊行物を発行し、「土曜を社会の休日にする」ことについて幅広い意見交流の場をつくることを確認し、三月一九日に東京上野公園で中央集会〝ナイスサタデー・イン・上野〟を開催することを決定した。当日、この集会には約一万六〇〇〇人が参加し、集会宣言で四つの合い言葉（①企業や地域によって格差のない「土曜日をみんなの休日に！」、②銀行、郵便局につづ

いて役所も土曜日を休日に！、③子どもたちにも土曜日を学校の休日に！、④そして土曜日は楽しみの解放区、みんな休めるゆとりの日に！〉が採択された。

一〇月二〇日には、同推進会議主催のシンポジウム（お茶の水労働金庫会館、約一五〇人参加）が開催され、①土曜閉庁と自治体職場の問題点、②公務サービスのあり方と地域における生活、③労働時間短縮の社会全体への波及などのテーマでパネルディスカッションがおこなわれた。

一方、「ノー残業デー」へのとりくみも、八八春闘の時短闘争の一環として三月二三日に全国統一行動として実施された。この日自治労、全農林、全林野、全国金属、全たばこなどの一七単産、福岡、愛知など一二県評が「ノー残業」を実施し、約一〇〇万人の組合員が参加した。総評では今後、水曜日を「ノー残業デー」として継続的にとりくむスタートとしたい意向である。なお、総評は労働基準法改正を主題として、他の労働団体とともに「労働基準法対策会議」をつくりとりくんできたが、連合発足とともに解組し、あらたに総評、連合で「時短・労基法対策連絡会議」を設置した。

また、総評は六月九日、単産・県評時短担当者会議を開き、一九九三年の年間総労働時間一八〇〇時間達成を目標に、時短の社会的相場を形成し、春闘並みの本格的たたかいをくむことを確認した。具体的目標としては、当面労基法改正の見直し（九一年）にむけ週所定労働四四時間・四週六休制の確立、時間外労働年間一五〇時間、時間外割増率五〇％、年休最低付与日数一〇日、三大連休の拡充（五月連休、夏休み・年末年始各七日）の実現を打ち出した。ところで、つぎにかかげるのは、総評の八八年国民春闘方針のうち「労働時間短縮の闘い」の部分である。

【労働時間短縮の闘い】

1　基本的考え方

八八春闘における労働時間短縮の闘いを今春闘の最重点課題と位置づけ、改正労働基準法施行にともなう全組合の職場点検活動、生活にゆとりを回復させるための残業規制、週休二日制の確立、年次有給休暇の拡充と完全消化等に全力をあげて取り組む。そして、時短が労働強化をまねくことなく、職場の権利拡大と雇用の創出をもたらすものでなければならない。そのため、われわれは、すでに労働団体間で決めた年間総実働時間一八〇〇時間の達成を中期目標（一九九三年）に据え、その実現をめざすこととし、改正労基法が四月一日より施行されること、及び、三年後の一九九一年には労基法の見直し改訂が予定されていることをふまえ、八八春闘では以下の取り組みを行い、時短闘争の本格的前進を図るものとする。

2　八八春闘の重点目標

①　改正労基法が四月一日より施行され、週法定労働時間が二時間短縮されること、年次有給休暇最低付与日数が四日引き上げられることなどに対して、この最低基準をクリアすべく職場点検を行い、労働協約、労使協定の改訂闘争を推進する。

②　労働時間水準の現状は産業、業種、規模、地域別に大きな格差がある。この実態をふまえつつ産別毎に労基法の三年見直し改訂を目標として現行水準の改善要求の検討に着手すると共に、当面、恒常的時間外労働の規制（ノー残業デーの設定）、年休の完全消化、年間休日の増加などの運動に取り組む。

③　公務、金融の閉庁・閉店による完全週休二日制の実現をめざし、当面、公務員の四週六休の実施と民間中小への波及実現を重点とし、引き続き閉庁・閉店を伴う完全週休二日制を目指した運動を展開する。

3　闘い方

(1)　職場点検リストによる点検活動の実施〔略〕

(2)　時短の重点課題

①「ノー残業デー・定時退社の日」のとりくみ〔略〕

② 年次有給休暇の完全消化運動〔略〕
③ 年間休日の拡大〔略〕
(3) 地域における最低労働基準を守らせる闘い〔略〕
(4) 週休二日制の拡大の闘い〔略〕
（『第七九回総評定期大会各局報告書(1)』、『総評新聞』八八年二月五日、三月一一日、三月二五日、四月一日、六月一七日、一〇月二八日付）。

連合の時短闘争

連合は発足以来、「昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言」や「中期時短基本方針」を機関決定し、時短闘争にとりくんでいる。八八年一一月二日には、一九九三年一八〇〇時間達成と秋の時短闘争の成功をめざした「連合」時短推進集会を日比谷野外音楽堂で開催し、九二〇〇名が参加した。

また、この集会に先だつ一〇月二七日、連合は各加盟組織の時短担当者約五〇名を集めて、「時短推進委員会・時短共闘会議合同会議」を開き、つぎのような八八秋季時短闘争へのとりくみ状況を報告した。今秋の要求組合件数は、①所定内労働時間の短縮一二九組合、②所定外労働時間の規制強化一六組合、③休日・休暇の増加一五六組合、④割増賃金率の引き上げ一七組合、⑤その他（時短検討委員会設置など）一二組合である。また、この会議では各級組織の時短闘争事例発表をうける「時短推進事例発表大会」を一二月二一日に開催することが決定された。

ところで連合は、一二月一五日の第一三回中央委員会で、九三年までに一八〇〇時間達成を目標とした「中期（五ヵ年）取り組み方針」を決定した。これは「昭和六三年～六四年度政策・制度要求と提言」および「中期時短基本方針」を基本とした具体的運動方針である。つぎにかかげるのはその内容である。

【中期取り組み方針】

(1) 完全週休二日制の社会的定着をはかるため、金融機関の土曜閉店・完全週休二日制の実施に引き続き、
① 市民サービスに配慮した国家公務部門および地方公務部門の土曜閉庁による完全週休二日制の実施
② 学校の土曜休日制の計画的実施
③ 審議密度の向上による国会および地方議会の週二日審議休日制の確立を実現する。

(2) 中小企業等を中心に各産業の時短を促進するため、
① 労働時間に関する労使協定の地域拡張適用および中小・零細企業に対する時短促進援助をはかる『中小企業等時短促進法(仮称)』の制定
② 下請事業所への発注方法等の改善、規制に関する行政指導の強化
③ 流通・小売業の正月三ガ日休業の実施
④ 自動車運転者等交通運輸労働者の勤務態様の改善と長時間労働の排除をはかる。

(3) 豊かでゆとりのある国民生活を醸成するため、
① 長期連続休暇のための『長期リフレッシュ休暇制度』の法制化
② 五月一日のメーデーの国民祝日化と、それを通じた『太陽と緑の週』の制定
③ 余暇情報のネットワーク化など余暇・自由時間を有効活用するためのシステムの開発
④ 勤労者が安価で利用できる長期滞在型余暇・レジャー施設の拡充
⑤ 余暇・レジャー施設における税制面（娯楽施設利用税など）の検討をはかる。

(4) 最低労働基準を引き上げるため、労働基準法については、
① 当面、㊀改正法の厳格な適用 ㊁時間外労働時間上限の見直し ㊂週法定労働時間適用猶予事業所の時短促進に対する行政指導強化、をはかる。

② 九一年度までに、㈠週四四時間制への移行、㈡年次有給休暇の最低付与日数の一五日への引き上げ、㈢商業・サービス業の特例措置の廃止、㈣就業規則、労働契約法制の見直し、を実施する。

③ 九三年度までに、㈠週四〇時間制への移行　㈡時間外・休日労働割増賃金率の引き上げ、㈢病気有給休暇制度、教育訓練・研修有給休暇制度、有給休暇の連続取得を義務づける連続有給休暇制度の導入、を実現する。

(5) 中央、地方一体となった取り組みを進めるため、

① 各界代表の参加する「労働時間短縮政策会議」における国民合意形成の推進

② 「地方労働時間問題懇談会」の積極開催を通じた地域別時短促進行動計画の作成と時短キャンペーンの展開

③ 中央・地方における『時短問題産業別労使会議（仮称）』の設置をはかる。

(6) 国際公正労働基準および国際公正競争の確立に向け、労働時間、休日休暇に関するILO条約の早期批准をはかる。

（『WEEKLYれんごう』八八年一一月四日、一二月一六日付）。

IMF・JCの時短闘争

IMF・JCは、八八年九月六日の第二七回定期大会で、春に賃闘と時短闘争を同時にくむこと、しかも一年おきに時短共闘をくむという「時短五カ年計画」を決定した。これによると八九年、九一年、九三年を時短共闘強化年とし春闘交渉時に本格的な時短闘争にとりくみ、九三年までに年間総実働時間を一八〇〇時間にするというもの。具体的には、①年間休日二日増、②年次有給休暇付与日数三日増（九一年に二五日に到達）、③年間所定外労働時間二〇時間程度減、④年次有給休暇取得日数三日増によって、計画第一年次の八九年に年間総労働時間二〇六六時間（現行二二六時間）、第二年次の九一年には一九四七時間、最終目標年次の九三年には一八一九時間にしようというものである。つぎにかかげるのは、「時短五カ年計画」の基本方針である。

【時短五カ年計画の具体化】

JCは、年間総実労働時間一八〇〇時間程度の達成を目標に、一九八九年を初年度、一九九三年を最終到達年とする、時短五カ年計画を推進する。とくに、一九八九年、九一年、九三年の各年次をJC時短共闘強化年として、春季を中心とする方向で、本格的な時短共闘に取り組んでいくこととする。さらに、その中間年たる一九九〇年と九二年においては、JC時短共闘強化年の闘争結果を点検し、必要な場合は追い上げを図っていくとともに、次年度の取り組みを一層強化するための準備を行っていく。

〔以下略〕（『IMF・JC金属』八八年八月一日付）

全金同盟の時短闘争

全金同盟は八八年八月三〇～三一日、第三八回年次大会を開き、時短闘争を最重点課題とする八九年度重点計画を決めた。この時短闘争は、第三七回大会で決定された当面年間所定労働時間一九二〇時間の実現を全単組でとりくもうというものである。この重点計画の内容はつぎのようなものである。

①一九九三年度を目標とする労働界全体の目標、㈠年間総労働時間一八〇〇時間、㈡年間所定労働日二四〇日以下、㈢一日の所定労働時間八時間以下、㈣年間所定外労働時間一二〇時間以下、㈤年休取得日数二五日、②全金同盟が三七回大会で定めた当面の目標、㈠年間所定内労働時間一九二〇時間、㈡時間外協定一日二時間以内、月三〇時間以内、年間二〇〇時間以内、㈢特別労働割増、時間外四〇％、休日五〇％、深夜五〇％、③構成組合全体でのとりくみ、㈠

八八賃闘では全単組が大会決定方針を目標にした時短要求をかかげてとりくむ、(ロ)全構成組合は九三年度を到達年度とする労働界全体の目標にむけ年次計画を策定する、(ハ)組織をあげた時短に向けての大キャンペーンを展開し、組合員の意識改革へ向けたとりくみをおこなう、(ニ)業種別部会、中央共闘会議では労働時間短縮を最優先共闘課題としてとりあげる、などである（『生産性新聞』八八年九月七日付）。

電機労連の時短闘争

電機労連は八八年七月六日から開かれた第三六回定期大会で、九三年までに年間総実働時間一八〇〇時間の実現をめざす「第二次中期労働時間対策方針」を決定した。同方針では、①完全週休二日制の実現、②長期連続休暇制度の確立、③教育休暇制度の確立、④時間外労働の削減などを決めている。このうち時間外労働削減のための具体的方針を示せば、つぎのとおりである。

【時間外労働削減のための具体的方針】

各組合は実質労働時間の短縮に向け、一九九三年を目途に、次の通り段階的に時間外労働の削減をはかる。

一、三六協定の規制時間

三六協定上の一カ月単位の時間外労働規制時間を次の通りとする。

男子と女子専門職二〇時間、女子一〇時間

二、労働時間の弾力化

労基法改正に伴う当面の対策指針に沿い、時間外労働の削減を前提とし、変形労働時間制、フレックス・タイム、みなし労働時間制などの労働時間の弾力的運用を伴う制度について前向きに導入を検討する。

三、休日出勤の規制強化

休日出勤は原則として認めない。ただし、やむをえず出勤する場合は二回を限度とし、すべて代休を取得する。

四、三カ月単位の規制強化

三カ月単位で男子、女子専門職二〇時間、女子六〇時間を超えて時間外労働を行った場合には、二～五日間の年次有給休暇の取得または特別休暇を付与し、連続休暇を取得するよう指導を行う。この場合、日数は超過時間の程度により決定する。

五、一斉定時退社日の設定

一週間に最低二日以上の一斉定時退社日を設定する。

六、職種別規制の強化

職種により時間外労働の実態に大きな差異がみられる現状を勘案し、職種別による規制強化を検討する。

（『電機労連』八八年七月一五日、八月一日付、『生産性新聞』八八年七月一三日付）。

自治労の時短闘争

自治労は、土曜閉庁法案の成立（八九年一月一日施行）をみこして地方自治体においても土曜閉庁の実現をめざしていた。しかし、土曜閉庁法案の成立が一二月九日にズレ込んだため、一二月議会での条例化が困難となった。そのため自治労は、四月土曜閉庁の実現のため八九年一月三〇日から二月三日を全国統一闘争週間として全県本部・全単組で自治労の統一要求書にもとづいた交渉を実現することとした。また、この交渉に際しては、閉庁困難職場では連続休日による四週六休制の実施、週休二日制実施に必要な人員の確保もあわせて要求するとした（『自治労』八九年一月二一日付）。

自動車総連の時短闘争

自動車総連は、八八年一〇月一七～一八日「自動車総連・総労働

時間短縮討論集会」を開催した。これは、九月に開かれた定期大会で決定された最重点課題である労働時間短縮を推進する運動の口火をなすものであった。この集会では「総労働時間短縮・討論集会アピール」が提案され、「所定内労働時間一九六〇時間を実現し、加えて年次有給休暇の付与日数増と取得促進・所定外労働時間の短縮による総労働時間の短縮を最重点課題として、八九年春の同時とりくみをスタートに、自動車総連の全力をあげてとりくもう」ということが採択された（『自動車総連』八八年一一月二一日付）。

造船重機の時短闘争

造船重機は、八月の定期大会で九〇年度までの政策目標として、有給休暇の完全消化、時間外労働の規制などを決定した。

具体的内容は、①完全週休二日制を獲得していない組合は早期に実現をはかる、②勤続三年以上の者は、年間二〇日間の年次有給休暇を付与するよう付与条件の改善をはかる、③長期休暇を前提とし年次有給休暇を最低二日以上を目標に特定化をはかる、④合理化施策のなかで余儀なくされた時間延長は、早期に本協定の水準に復元する、⑤時間外労働時間の規制は、(イ)残業時間は一カ月最高三〇時間以下を目標とする、ただし、当面は四〇時間以内を完全実施する、(ロ)休日出勤の回数は月二回を限度とする、(ハ)規制時間以上の残業が三カ月におよぶ場合は健康診断を義務づける、というものである（『造船重機』八八年一〇月一日付）。

4　労災・職業病をめぐる運動

「じん肺の根絶と被害の早期救済を求める六・二一全国集会」

じん肺をめぐる裁判は全面和解を中心に展開しているが、全国じん肺総行動実行委員会は全国じん肺原告団連絡会議、全国じん肺弁護団連絡会議とともに、八八年六月二一日、「じん肺の根絶と被害の早期救済を求める六・二一全国集会」を開いた。東京・千代田公会堂に約一〇〇〇名が参加した。集会は八二人の学者・文化人による「じん肺の根絶を求めるアピール」を発表し、さらに加害企業と政府は全面和解をはかること、企業はじん肺根絶にむけて最善の措置をとること、国は予防体制の改善をはかること、国は「全人的医療」の立場に立った療養形態を確立することなどを要求する「集会アピール」を採択した。また二二日の総行動では、労働省、企業などのほか、はじめて経団連、日本鉱業協会などの経営者団体にも要請行動をおこなった。

総評全日建の「労災一一〇番」

労災一一〇番は全日建第一六回大会の決定をへて、八七年六月に開設された。その後の一年間で受けつけた件数は一六三件、回答アドバイス約九〇件、依頼一八件である（八八年五月現在）。そのうち

一定の成果および解決を目前にしているものは三件である。

「過労死一一〇番」に相談あいつぐ

八五年一一月に、過労死問題に関与していた医師・弁護士・研究者・労働組合関係者などによって「ストレス疾患労災研究会」がつくられたが、八八年六月一八日、研究会は「過労死一一〇番」を開設した。「一一〇番」は、札幌、仙台、東京、京都、大阪、神戸、福岡の全国七カ所（その後名古屋も加わって全国八カ所）で開かれ、この日一日だけで一三五件もの相談が寄せられた。一〇月八日には「過労死弁護団全国連絡会議」が結成され、働きざかりの急性死にたいし、本格的救済の体制をととのえた。

一一月二二日には「過労死一一〇番」全国連絡会議主催で、「勤労感謝の日を前に過労死を考える集い」を開き、二〇〇人が参加、相談件数は全国で約五〇〇件に達したことが報告された。そしてこの日、これまで相談のあった事例のなかから、第一陣として、被災者一五人の遺家族が労災認定を求めて集団申請をおこなった。

なお、過労死の労災申請は全国で年間四〇〇～五〇〇件、そのうち労災認定のあるものは約五〇件前後といわれている。

【参考資料】①『総評第七九回定期大会資料』、②『連合・昭和六三～六四年度政策・制度要求と提言』、③『総評新聞』、④『WEEKLYれんごう』、⑤『IMF・JC金属』、⑥『自動車総連』、⑦『ゼンセン新聞』、⑧『全逓新聞』、⑨『国鉄新聞』、⑩『船員しんぶん』、⑪『自治労』、⑫『私鉄新聞』、⑬『全国金属』、⑭『造船重機』、⑮『電機労連』、⑯『大分合同新聞』、⑰『生産性新聞』、⑱『神奈川新聞』、⑲『労災職業病研究』、⑳『月刊いのち』、㉑『労災職業病ニュース』、その他

V 労働者福祉運動

地価の高騰、住宅地へ波及

産別「ねんきん共済」、急速に増加

生協組合員数、1,256万人

労働者福祉の現状をさぐる

共済事業の種類別労働組合の割合

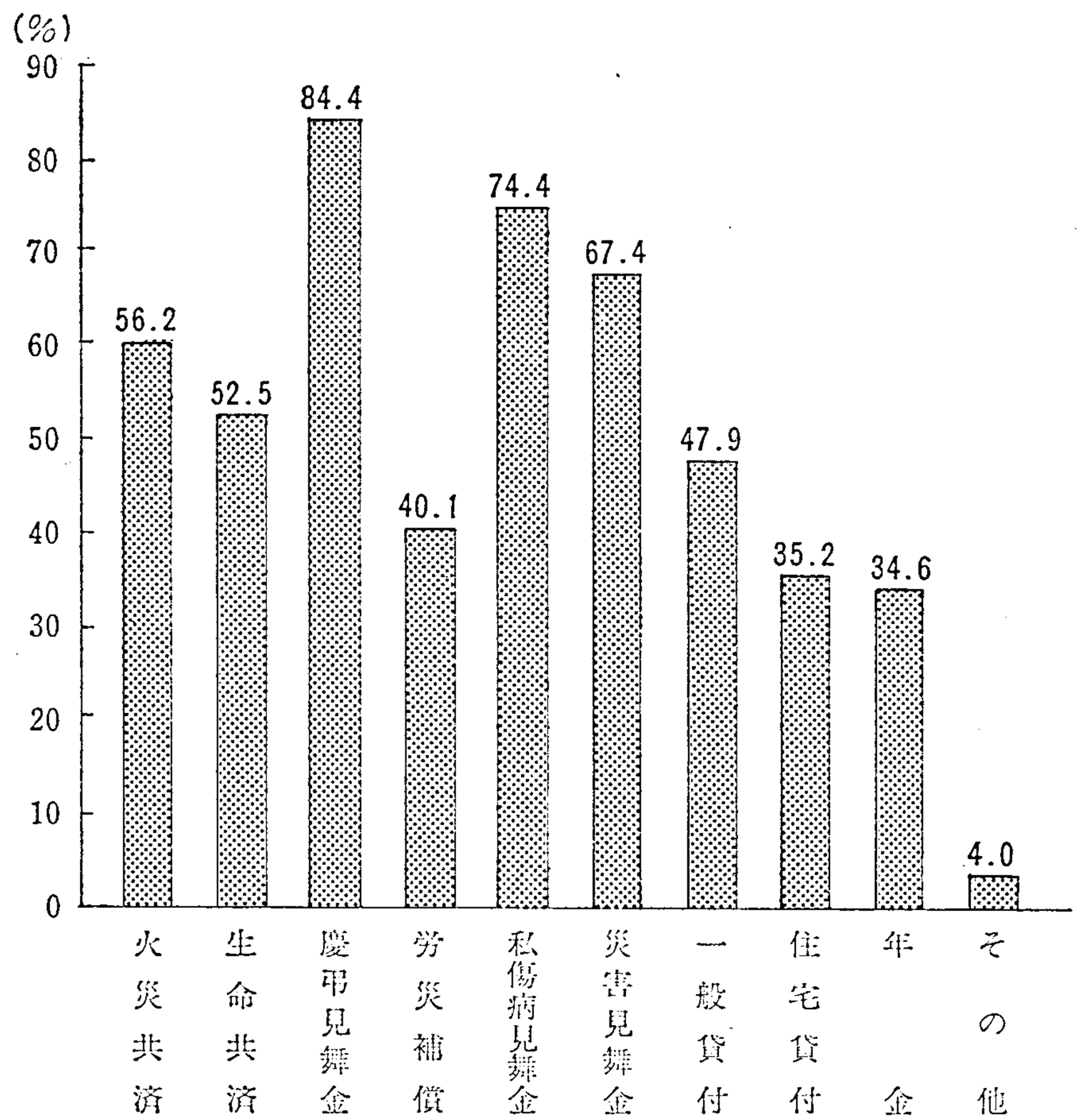

〔出所〕 労働大臣官房政策調査部『昭和63年労働組合実態調査結果速報』

☆　八七年度の労働金庫会員数は、団体会員では前年度にひきつづき増加したが、個人会員は減少した。預金および融資では増加率が伸び悩んだ。そうしたなかで、全国労金一本化へのとりくみの方向性が確認され、検討が開始されている。

☆　全労済は、創立三〇周年記念事業の総仕上げとして新しい全労済会館を完成させ、共済事業を軸としながら、文化をふくめた多面的社会活動を展開させる拠点をつくりだした。八八年は、前年末に発足した「全労済再共済連」に各単産共済が再共済を開始したことにより、各単協の事業の安定と相互の連携をより強めることになった。

☆　生活協同組合の組織と事業はひきつづき拡大をつづけ、八八年末には、組合員数一二六五万人を超え、全国世帯数の四分の一を占めるにいたっている。事業経営も組合員の順調な拡大にささえられ、総事業高で史上最高となった。しかし、組合員一人当たり利用高の停滞、地域・分野別の不均衡などの傾向もめだってきている。

☆　八八年の住宅着工数は一六八万戸と史上三位となった。前年度首都圏に集中した地価高騰は、大阪圏・名古屋圏の住宅地・商業地に波及し、また、宅地見込地・市街化調整区域内宅地へと波及する傾向をみせはじめている。勤住協・住宅生協などは、高齢化社会等にともなう勤労者のニーズに対応して、ペアマンション、高規格住宅の供給などを実施している。このほか、勤住協事業に関する法令の改正がおこなわれた。

1　労働金庫運動

労働金庫の事業概況

八八年三月末現在の会員および間接構成員（労働組合等の利用者）の組織状況は、団体会員数は対前年同月比一三〇五会員増加し、五万八六八九会員となり、ひきつづき増加傾向にある。また、個人会員数は、過去二年間増加傾向を示していたが、対前年同月比八四五一会員減少した。この結果、会員総数は、七一四六会員減少し、二八万八五七〇会員となった（第53表参照）。

事業概況については、預金（譲渡性預金ふくむ）は、八八年三月末現在において、五兆六五二〇億円、対前年同月比三一四二億円の増加にとどまり、増加率も一・九ポイント減の五・九％と過去最低であった前期（七・九％）を下回る結果となった。

一方、融資の面では、対前年同月比四六六億円増加して、二兆六五六八億円となり、増加率では過去最低であった前期を〇・五ポイント上回り一・八％となった。

使途別貸出区分では、マイプラン（新型カードローン）、カーライフローン等を中心とした融資伸長のとりくみの成果として、生活資金残高は、前期比一一八八億円（一二・六％）増加して一兆五九六億円となり、貸出金全体に占める割合も三・九ポイント上昇して三九・

九%となり、多目的資金の需要の強さが反映された結果となっている。

▒ 八八年度事業計画

第二期中期計画（八七～八九年度）の中間年度となる八八年度の事業計画は、第二期中期計画でかかげた「全国労金が一体となって取り組みを進めるべき主要政策課題」を遂行する観点から、つぎのように決定された。

(1) 基本方針

- 総合力の発揮
- 本来業務の徹底
- 新たな関係の形成

(2) 主要政策課題（要旨）

- 全国労金一本化の推進
- 財務体質の強化・拡充
  - ・リスク管理体制の確立とALMソフトの開発
  - ・資金運用の適正化
  - ・手数料政策の見直し
  - ・出資配当自主基準の策定
- 機械化システムの充実・強化
  - ・新システム移行計画の推進体制確立
  - ・CD提携の拡充と稼働時間の延長
- 金融機能の拡充
  - ・国債窓販・両替業務の販売促進
  - ・制度改善の要望（後述）
- 推進体制の充実・整備
- 社会的役割の発揮

第53表　労働金庫会員数

1988年3月末（単位：%）

区分 / 年度 / 項目	会員数 1986年	構成比	会員数 1987年	構成比	増加数 86年	増加数 87年	増加率 86年	増加率 87年
民間労働組合	33,945	11.5	36,725	12.7	506	2,780	1.5	8.2
官公労働組合	15,737	5.3	13,680	4.7	129	△2,057	0.8	△ 13.1
(労組計)	(49,682)	(16.8)	(50,405)	(17.5)	(635)	(723)	(1.3)	(1.5)
生活協同組合	1,016	0.3	1,018	0.4	3	2	0.3	0.2
その他の団体	6,686	2.3	7,266	2.5	453	580	7.3	8.7
(団体計)	(57,384)	(19.4)	(58,689)	(20.3)	(1,091)	(1,305)	(1.9)	(2.3)
個人会員	238,330	80.6	229,881	79.7	2,762	△8,451	1.2	△ 3.5
合計	295,714	100.0	288,570	100.0	3,853	△7,146	1.3	△ 2.4

〔備考〕 上記の年は，年度を現わす。87年は，87年4月1日～88年3月31日までの1年間である。

(3) 結集目標

・会員　一五〇〇会員（八九年三月末、五万八五八四会員、年間二・二六％増）

・預金　六九一〇億円（八九年三月末残高　六兆三四二八億円、年間一二・二三％増）

・融資　三三六四億円（八九年三月末残高　二兆九九三三億円、年間一二・六六％増）

全国労金一本化へのとりくみ

全国労金一本化へのとりくみについては、八八年五月に開催された労金協会総会において、つぎの課題および今後のとりくみについての方向性が確認された。

① 労働金庫自らの手で一本化をふくむ将来構想を早急に構築すること

② 金融制度調査会第一委員会における審議に労金の主張を反映し、実現すること

② 一本化計画の補強・修正および今後の全国労金の合意形成に向けたとりくみについては、金庫内外の力量を結集してとりくんでいくこと

あわせて、具体的な展開にあたっては、労金協会理事会の特別委員会として「基本政策委員会」を設置し、長期的な視野に立って総合的な検討と方針の確立をはかっていくことが確認された。

また、この基本政策委員会での一本化にかかわるおもな検討課題はつぎのとおりとされた。

① 金融・経済、労働情勢および勤労者の生活と意識の変化等を踏まえた一本化の意義の再構築

② 一本化計画の再構築

○金庫間の経営格差に関する認識の統一

○一本化による経営効果の実現方策とその効果測定

○会員還元をふくむ一本化後の事業計画の策定

③ 一本化の実現に向けた法・制度面における理論整理

以上の検討課題について現在具体的な作業を進めているが、ひきつづき作業の進捗状況に応じてその成果を基本政策委員会に反映しつつ、今後のとりくみを展開していくこととしている。

制度改善へのとりくみ

八七年一二月、金融制度調査会・制度問題研究会は、「専門金融機関制度のあり方について」報告をおこなったが、これを受けて、八八年二月に「金融制度第一委員会」と「同第二委員会」が設置された。「第一委員会」は、①相互銀行制度、②協同組織金融機関制度のあり方および業務制度を審議の対象としている。

こうした金融制度の見直しの動きへの対応として、労働金庫は、八八年四月労金協会に政策推進室を設置し、①全国労金一本化の推進、②労金制度改善、③労金ビジョンの具体化と関連諸課題への対応、などの主要課題へ積極的なアプローチをかけるための体制整備をはかるとともに、八八年五月の労金協会総会において金融制度第一委員会に関する対応方針について確認をおこなった。

八八年一〇月には、金融制度第一委員会は、労働金庫、信用金庫、信用組合等の「協同組織金融機関のあり方」を全面的に見直す観点から、各業態の考え方を参考にしつつ、具体的な審議に入った。ここでの審議結果が労働金庫の将来のあり方を直接・間接に方

第54表　財形貯蓄実施状況（88年9月末）

（単位：千カ所，千人，百万円，%）

区分 / 金融機関名	一般財形貯蓄 事業所数	前年比	契約者数	前年比	貯蓄残高	前年比	財形年金貯蓄 事業所数	前年比	契約者数	前年比	貯蓄残高	前年比	財形住宅貯蓄 事業所数	契約者数	貯蓄残高	貯蓄残高合計	前年比	備考
労働金庫	26	8.3	1,546	△31.7	629,722	△45.1	20	185.7	667	158.5	338,995	404.8	18	400	306,813	1,275,530	5.0	
都市銀行	387	△26.4	2,220	△37.3	1,343,912	△44.1	254	44.3	937	60.7	595,747	74.4	139	729	668,601	2,608,260	△ 5.1	
地方銀行	404	△16.0	2,277	△30.7	873,535	△35.8	211	111.0	865	119.5	404,304	198.4	112	356	211,261	1,489,100	△ 0.4	
長期信用銀行	6	△14.3	379	△35.9	514,228	△33.4	4	100.0	69	91.7	77,800	140.7	4	143	211,912	803,940	△ 0.1	
信託銀行	73	△ 7.6	1,205	△45.0	1,343,208	△50.8	43	79.2	589	57.9	502,855	145.4	33	721	946,644	2,792,707	△ 4.9	
相互銀行	180	△10.0	755	△20.9	217,462	△29.6	39	129.4	137	136.2	54,026	218.7	20	73	34,814	306,302	△ 6.1	
信用金庫	106	△24.8	412	△30.2	141,889	△36.8	47	74.1	133	77.3	51,351	179.7	24	73	36,931	230,171	△ 5.2	
信用組合	12	△20.0	106	△32.5	74,766	△25.3	3	200.0	21	250.0	11,913	186.5	2	27	22,624	109,303	4.8	
農中・商中	21	△ 4.5	171	△17.8	119,455	△27.3	5	400.0	20	566.7	22,171	395.6	4	20	22,492	164,118	△ 2.8	
農協・漁協	7	0.0	83	△42.4	46,708	△38.6	5	400.0	44	1,000.0	24,012	1,415.0	4	28	18,932	89,652	15.4	
生命保険会社	151	△ 5.6	973	△12.9	341,911	△19.0	46	130.0	271	115.1	142,649	116.0	31	153	91,838	576,398	18.1	
損害保険会社	9	—	30	—	1,495	—	9	—	16	—	1,143	—	9	16	2,064	4,702	—	
証券会社	75	△ 8.5	633	△32.4	561,455	△41.0	0	0.0	126	334.5	137,835	362.2	0	123	141,275	840,565	△14.3	
郵便局(貯金)	177	△ 4.8	956	△ 8.3	450,359	△ 7.3	8	166.7	34	88.9	15,676	144.9	7	37	35,817	501,852	2.0	
郵便局(簡保)	287	19.1	649	23.1	207,720	85.4	1	100.0	2	200.0	438	217.4	—	—	—	208,158	85.6	
その他	0	0.0	1	50.0	671	△ 1.8	—	—	—	—	—	—	0	0	119	790	15.7	
合計	1,921	△11.5	12,396	△29.4	6,868,496	△39.0	695	83.4	3,931	100.3	2,380,915	156.2	407	2,899	2,752,137	12,001,548	△ 1.6	
参考 前年比増減数	△ 250	＼	△ 5,152	＼	△ 4,393,696	＼	316	＼	1,968	＼	1,451,557	＼	＼	＼	＼	△ 190,002	＼	

参考

前期比（一般）(88/3)	事業所数	△10.8%	前期比（年金）(88/3)	事業所数 58.3%
	契約者数	△25.5%		契約者数 80.0%
	貯蓄残高	△36.1%		貯蓄残高 128.6%

向づける、きわめて重要なものになることは間違いのないところであることから、労金協会理事会は、八八年五月に設置した基本政策委員会での審議を経て、労働金庫の「あり方」について基本的な考え方をとりまとめた。

そして、労働金庫は、今後とも経営の健全性・効率性を確保しつつ、協同組織の金融機関として、労働者の多様な金融ニーズに応えていくという基本的な考え方のうえに立ち、八九年一月に主としてつぎの点を制度改善に関する要望事項として、第一委員会の場で労働金庫業界としての意見陳述をおこなった。

(1) 員外貸出しの拡大
① 労働金庫が出資した関連会社に対する貸出し
② 労働組合、生活協同組合、その他労働者の団体によって設立された株式会社等に対する貸出し
③ 地方公共団体に準ずる団体に対する貸出し
④ 個人員外貸出し額の引き上げ
⑤ 間接構成員であったものとの継続取引
⑥ 中小企業に働く未組織労働者の福利厚生のための貸出し

(2) 金融機能の拡充
① 国債等の窓販並びに公共債のディーリング業務の取り扱い
② 外国為替業務の取り扱い

(3) 労働金庫連合会の機能の拡充
前述の(2)の①、②のほか、①貸出し先範囲の拡大、②債券(労働金庫債)の発行

以上の要望事項のほか、現在、その具体化に向けて検討を進めている「労働金庫の合併」について、あわせて第一委員会においてその審議を要望した。

金融制度第一委員会は、これらの審議結果等について、八九年五月に中間報告をおこなう予定である。

2 労働者共済運動

労働者共済運動の全国センター構想の展開

全労済は、八〇年代を第一期長期計画の一〇年とし、その間を三つの中期計画に分け、第三期の柱の一つとして労働者共済運動の全国センター構想を提起してきた。この基本構想では、「全労済」「全労済再共済連」「全労済協会」の三法人によって全労済グループを構成し、それぞれが、元受、再共済、労働者共済運動の指導・連絡調整の機能を分担して役割をはたしていくものとしている。この基本構想にもとづき、自動車共済を単協元受事業に変更し、八七年一一月末には、自動車共済連合会を全労済再共済連合会として発展的に組織変更した。

この再共済連には、全労済と、全逓、電通、交運(旧国労共済)、全林野、全たばこ、全水道の六つの単産共済が自動車共済を再共済し、総合(慶弔)共済では、この六単産に自治労、日教済を加えた八単産共済が再共済している。さらに、他の共済種目では、火災に全労済と全逓が、団体生命に全逓、交通災害に電通と交運が再共済している。

三法人構想の最終的な仕上げとしている「全労済協会」について

は、第三期中期計画の最終年度である八八年度中には骨格をつくりあげ、八〇年代中に発足させる方向で準備している。

中央推進会議の強化と全国産別組織等での推進活動の進展

社会保障の後退や、高齢化社会の到来による将来の生活不安に対応するため、また、魅力ある組合づくりのために、さらに労働組合の本来的な課題には共済活動がふくまれるべきであるという反省点に立って、各産別での共済活動にたいするとりくみは強められているが、それは全労済にたいする強い要望となってさまざまな問題（制度の充実、新設、事務処理の合理化等々）を提起してきている。その要請にこたえ、あわせて各産別組織での労働者共済活動を統一的に展開するために、全労済では全国統合以後設置してきている「全労済中央推進会議」の強化策を実施してきた。

中央推進会議は、産別組織として職場での労済活動の推進を協定している「推進協定団体」（一五団体）、広報活動についてとりきめている「教宣協定団体」（二九団体）と、未協定だが協力関係を確立している団体（二六団体、八八年九月現在）の七〇団体によって構成されており、全労済の制度の充実や新設にたいする意見要望の集約、各産別組織での共済活動の経験交流等がおこなわれている。また、構成団体の増加にともない運営委員会を設置するとともに、課題別の小委員会も設けている。なお、全労済本部の運営に中央推進会議の意向が反映されるよう本部理事一名を推せんしている。

第55表　全労済ねんきん共済とりくみ状況

（1988年12月調査）

産別ねんきん共済名	発効日
全国一般ねんきん（総評・全国一般労働組合）	1986年11月1日
全国港湾年金共済（全国港湾）	1987年1月1日
都市交団体年金（都市交）	1987年1月1日
自交共済年金（自交総連）	1987年4月1日
全自交ねんきん共済（全自交労連）	1987年4月1日
ひまわり年金（全印総連）	1987年12月1日
エスコート（観光労連）	1988年1月1日
建設一般全日自労ねんきん共済（建設一般全日自労）	1988年1月1日
全窯連ねんきん共済（全窯連）	1988年1月1日
ホテル労連ねんきん共済（ホテル労連）	1988年2月1日
してつ年金（私鉄総連）	1988年6月1日
全農林年金（全農林）	1988年6月1日
電機労連ねんきん共済（電機労連）	1988年6月1日
ぜんきん年金（全国金属）	1988年9月1日
全日塗ねんきん共済（全日塗）	1988年7月1日
全競労年金共済（全競労）	1988年10月1日
政労協くみあい年金（政労協）	1988年12月1日
ねんきん共済（労済労協）	1989年1月1日
全国セメント年金共済（全国セメント）	1989年7月1日
繊維労連年金共済（繊維労連）	（89年4月1日協定予定）

中央推進会議の構成団体では、現在「ねんきん共済」の推進にとりくんでいるが、第55表のとおり八八年には協定団体も拡大し、それぞれの産別が「〇〇ねんきん共済」と、組織的特徴を愛称化し、「冠」共済として組合員に推進している。その結果、八八年一二月末で加入者は一月以後の予約者をふくめると、協定団体だけで一七万四〇〇〇名、一〇〇万口に達している（第55表）。

産別組織での運動と並行して、最近では企業連として統一した共済制度を採用する方向が拡大している。そこでは、年金、医療、生命、慶弔、住宅災害等々と、総合的にパックされた生活保障共済が求められているが、全労済としては「広域労組」対策として位置づけ積極的に対応している。その典型としては、八八年一一月から発足したトヨタ労連の「ゆうゆう共済」があげられる。

▒ 地域・県段階の状況について

全労済の活動は、中央での労働団体との関係については前述のように強化されてきているが、基盤はいぜんとして県段階の職場におかれている。職域・地域ごとに加入者は原則的には「協力団体」に集約されているが、八八年六月現在、その数は四万一七四六団体、このうち三万四三八六団体が労働組合である。残りの七三六〇団体が諸団体ということになるが、多くは未組織職場での「共済会」や同業者組合等である。

現在、全労済の加入組合員は一一〇〇万人、このうち九五〇万人が地域労済の加入者である。単産共済経由の加入者は二五〇万人だが、うち一〇〇万人は地域との二重加入とみられている。地域労済加入者九五〇万人のうち七一〇万人が労働組合経由、残りの二四〇万人が一般勤労市民である。

「こくみん共済」の加入者は一七〇万人で、職域に比して急速に増加しており、労済運動の基盤拡大の一つの可能性を示している。

八八年中の活動で新たに注目されるものとして、各地での地域労働運動の新しい展開としての「コミュニティ・ユニオン」があげられるが、そのほとんどが活動の柱の一つとして全労済の共済制度を組み合わせてとり入れている。

▒ 八八年度の事業計画

八八年度（八八年六月～八九年五月）は、第三期中期計画の最終年度にあたるため、その総仕上げの年とし、重点課題を以下のとおり設定している。

一　生活保障設計、加入促進
- 生活保障設計・加入促進までの一貫したとりくみを定着させるため、「生活保障プランナー」の養成、あわせて「くらしの保障アドバイザー」と「長期推進員」の配置。
- ライフデザイン活動の強化をおこなうなかで各地での「生活保障セミナー」の開催や、全労済組合員カードの発行。
- 自動車共済のとりくみの強化と査定・サーヴィス体制の充実をめざす。

二　産別組織、広域労組への事業推進の強化

三　共済制度の開発・改善計画
- 個人長期生命共済のソフトプランとしての「若者向けソフトプラン」の開発。
- 産別・広域労組でのソフトプランの実施。
- 終身生命共済の制度案の作成。
- 医療共済の充実（特定疾患オプション、付添看護・介護オプション、高齢者医療および現物給付の研究）を研究課題とする。

四　労働者共済運動の全国センター構想の推進

。全労済協会の構想をまとめる。
五　情報システム計画の推進。
六　経営組織の改革および事業管理のしくみの改善。

3　生活協同組合運動

組織・事業の拡大と新たな課題

「くらしの創造と協同」のテーマのもとに、生協運動は組織、事業ともに拡大・発展をつづけている。参加する組合員世帯は、八七年度末（八八年三月末）には一一八〇万を超え、全国世帯（約四〇〇〇万世帯、八八年住民基本台帳にもとづく人口および世帯数―自治省）において四分の一を占めるにいたった。八八年度も約七〇万人が純増であり、年度末には一二六五万人に近い組織となる見通しである。

分野別にみると、地域生協で七七〇万人となり、職域・大学・学校をふくめた購買生協で一〇四五万人、医療生協で一一八万人、共済・住宅生協で一〇一万人となると推定される（第56表参照）。

事業経営の面でも組合員の順調な拡大に支えられて、総事業高約二兆三七一五億円、前年対比一〇七・三％という新たな到達点を築いている。

また、組合員出資金もひきつづき伸張させており、合計で約一九〇一億円、前年対比一一七・三％が見込まれ、ここ数年の推移も一一七～一二〇％の伸張率である。増資運動など自己資本充実へのとりくみが定着しつつあるとみられる。

このように、全体としてはひきつづき一定の前進を示している。しかし、組合員一人当たり月利用高の停滞などとともに、地域別・分野別の不均衡な発展の傾向が顕著になっており、あらためて単協の総合力量強化の課題が明らかになりつつある。

こうした背景には、産業構造の転換による職場や地域経済への影響など客観的な環境変化をみてとることができるが、主体的要因により直視すべき課題があるとみられる。すなわち、共働きの増加、組合員の年齢層の広がり、多様な所得階層の参加などにより組合員の生活要求の多様化が生じており、それに見あう共同購入事業、店舗事業のあり方を見直し研究すること、いわば組合員の生活実態の把握をより深くおこない、商品事業をはじめとする生協事業の質的向上を新たな段階に引きあげることが求められている。

購買生協の経営概況

八八年度上期種別生協二年間比較経営分析表（二四五生協）による購買生協の経営概況は、つぎのとおりである。

〔地域生協〕　一般の生協（八八年度上期、累積ともに欠損のない生協）では、総事業高が前年対比一一二・九％の伸びとなり、組合員数はほぼ同程度の伸びを示した。組合員出資金は前年対比一二四・四％で依然として総事業高より高い水準で伸び、組合員一人当たり出資金も増加している。そのため自己資本比率は上昇し、三八・三％となった。固定比率についても低下し、財務バランスとしてはよい傾向を示している。しかし、損益状況では事業総剰余率が低下、人件費率が上昇、物件費率は横ばいで、事業剰余率は二・三％から一・

第 56 表　88年度・全国会員生協の総合概況　　（総合企画室：89.2.6）

	単位	86 年 度 数　値	86 年 度 前年比	87 年 度 数　値	87 年 度 前年比	88年度推定 数　値	88年度推定 前年比
会員生協数	生協	663	100.9	658	99.2	654	99.4
購　買		531	100.8	528	99.4	525	99.4
医　療		118	101.7	117	99.2	117	100.0
共済・住宅		14	100.0	13	92.9	12	92.3
組合員数	千人	11,071	108.7	11,802	106.6	12,648	107.2
購　買		9,001	109.4	9,702	107.8	10,450	107.7
医　療		998	109.4	1,089	109.1	1,187	109.0
共済・住宅		1,072	102.5	1,011	94.3	1,011	100.0
総事業高（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）		2,016,478	107.6	2,209,894	109.6	2,371,570	107.3
総供給高	百万円	1,823,751	108.7	1,959,206	107.4	2,100,000	107.2
総利用高	〃	192,727	98.4	250,581	130.0	271,570	108.4
Ⅰ．購買生協事業高	百万円	1,851,552	107.1	1,986,357	107.3	2,126,903	107.1
（組合員1人月利用高）	円	17,912	97.4	17,701	98.8	17,591	99.4
購買生協供給高	百万円	1,817,398	108.8	1,952,392	107.4	2,092,933	107.2
購買生協利用高	〃	34,154	59.6	33,969	99.5	33,970	100.0
Ⅱ．医療生協事業高	百万円	133,101	108.1	143,322	107.7	150,000	104.7
Ⅲ．共・住　事業高	〃	31,826	146.1	80,215	252.0	94,667	118.0
出資金総額	百万円	137,744	120.8	162,149	117.7	190,176	117.3
購　買	〃	120,634	121.0	143,017	118.6	169,000	118.2
医　療	〃	13,847	115.4	15,736	113.6	17,780	113.0
共済・住宅	〃	3,263	137.7	3,396	104.1	3,396	100.0
組合員1人当り出資金	円	12,442	111.1	13,739	110.4	15,036	109.4
購　買	〃	13,402	110.6	14,741	110.0	16,172	109.7
医　療	〃	13,875	105.5	14,450	104.1	14,979	103.7
共済・住宅	〃	3,044	134.3	3,359	110.3	3,359	100.0
組合員借入金	百万円	80,008	104.5	77,728	97.2	76,173	98.0
店舗数	店	2,143	105.1	2,190	102.2	2,260	103.2
売場面積	m²	942,840	104.3	984,319	104.4	1,029,000	104.5
正規役職員数	人	46,702	106.0	47,890	102.5	48,850	102.0
日生協供給高	百万円	304,090	114.4	339,147	111.5	365,437	107.8
結集率	%	20.8	+1.0	21.6	+0.8	21.7	+0.1
COOP商品供給高	百万円	216,256	114.7	228,869	105.8	237,000	103.6
生協の小売シェア率	%	2.41	+0.38	2.58	+0.17	—	—

〔備考〕 日生協供給高÷(会員生協供給高×0.8)×100＝結集率。全国小売販売額に占める生協のシェアは小売総額より飲食業，自動車，ガソリンを除く。会員生協に連合会，県連，農・漁協は含まない。活動を休止している生協を含む。購買生協の1人当り月利用高は，期首組合員数と期末組合員数の平均で算出。「—」部分は資料不備のため除く。

八%と〇・五%の低下となり、好ましくない傾向となっている。

〔居住地地域生協〕　一般の生協では総事業高が前年対比でわずかながら減少、組合員数はわずかに増加、組合員出資金は増加している。損益状況は事業総剰余率が上昇、人件費率は横ばい、物件費率が上昇し、事業剰余率（一・三%）はほぼ横ばいで維持した。財務バランスは、自己資本比率が上昇するなど好ましい傾向を示している。

〔職場職域生協〕　一般の生協では総事業高が前年対比一〇四・八%の伸びとなっている。組合員数が減少（前年対比七五・九%）し、組合員出資金は総事業高の伸び程度であった。損益状況は事業総剰余率が上昇し、人件費率、物件費率ともに横ばいで維持したために、事業剰余率が一・五%から一・九%と上昇し、良好な傾向となっている。財務バランスについても自己資本比率が上昇するなど、好ましい傾向となった。

〔大学生協〕　一般の生協では総事業高が前年対比一〇四・七%の伸びとなっている。これにくらべ組合員数の伸びは低く、常勤者の伸びは上回り、組合員出資金は同程度の伸びであった。損益状況は、事業総剰余率が低下したが人件費率も低下、物件費率は横ばいで維持したため、事業剰余率は一・九%から一・七%と若干の低下でおさまっているが、労働分配率が上昇するなど注意が必要になっている。

〔学校生協〕　一般の生協では総事業高が前年対比一〇七・二%の伸びとなり、組合員数、組合員出資金はともにこれを上回る伸びを示した。損益状況は、事業総剰余率が低下したものの人件費率、物件費率もともに低下したので、事業剰余率では一・五%から一・三%と若干の低下でおさまった。事業総剰余率の低下は注意が必要になっている。

多彩な新規事業の展開

新規事業として共済事業を位置づける生協が増加しつつある。生命共済「あいあい」は、推進員制度を採用した本格的とりくみも進み二〇生協、七〇〇〇名の加入、見舞金共済「たすけあい」は約六万名の加入者（前年対比一九五%）、火災共済は六六生協・加入者六万八〇〇〇名（前年対比一二五%）となった。

また、旅行事業にとりくむ生協がふえ、事業登録生協数は二八生協（一般旅行業一七生協、国内旅行業のみ一一生協）となった。首都圏では事業登録生協を中心に、約一五〇万人の組合員を対象に旅行の共同企画・共同のとりくみが徐々に広がりつつある。

全国カタログ事業が共同事業として出発し二年目になったが、一〇四生協、対象組合員数一八五万人、号次当たり一〇三万部の発行と計画にそって進行している。

「消費税」反対運動にとりくむ

八八年度は、第四次中期計画でかかげた、①単協活動の総合的見直しと強靱な体質づくり、②組合員活動の強化――くらしの創造と協同、③地域社会に根を張った活動――社会的ポジションの向上、④生協間連帯の強化と日生協の活動・運営の改善という四つの基本課題にもとづき、一九九〇年代の発展的展望をきりひらく活動を基調とした。こうしたなかでとりくまれた八八年度の諸活動は、多岐にわたっている。

まず、くらしを直撃する「消費税」反対活動である。これは、生協のくらしを守る活動の中心活動として展開された。わずか四ヵ月間に全国組合員請願署名は七五〇万人を超え、要請した国会議員五〇〇名、うち紹介議員は二一二名、組合員による地元国会議員への要請ハガキは二〇万通、すべての県で開催された地方集会など、組合員が広範に参加する画期的な運動となった。

また、日本生協連の全国家計活動専門委員会がおこなった八七年度家計簿・生計費提出者による「税制改革案による税負担変化のシミュレーション――年間生計費（八七年一月～一二月）によるシミュレーション結果について」は、組合員の家計簿にもとづく家計への影響試算として、社会的に大きな反響を呼んだ。九五の組合員世帯で、二〇歳台から七〇歳台までの各年代、年金世帯・片働き世帯・共働き世帯、すべての地域ブロックを網羅するなど、全国各地の実態を反映するものとなっている。こうした組合員活動は、中央での共同行動を成功させるうえで大きな役割をはたした。

とくに主婦連合会、全国地婦連、婦人有権者同盟、日本生協連など七団体による〝消費税反対・消費者団体懇談会〟では、全国の五〇〇を超える消費者団体から「消費税反対声明」への支持を得るとともに、各都道府県知事にたいする「消費税による自治体への影響」アンケート（二九県が回答）をおこない、大幅な減収などの見通しを社会的に明らかにした。

このように、消費税反対を社会的世論として盛り上げる活動を多面的にとりくんだことが大きな特徴であった。

▒ 生協法施行四〇周年に際し生協の意義を深めあう

一般法人にたいする減税、他の協同組合や公益法人の課税すえおきというなかで、生協のみを対象にして大規模生協にたいする「法人税」および「法人事業税」の課税強化がおこなわれ、かつ「生協法改定による大店舗法並み規制」が自民党による議員立法として第一一四回通常国会に提出されようとするなど、「生協は政治のおもちゃか」（『日本経済新聞』社説、八八年一月一四日付）といわれるような状況が出てきている。

生協は消費者の相互扶助の組織であり、よりよい暮らしを求める自発的な消費運動であること、したがって、八七年一一月二七日に日本生協連が策定した自主運営基準「生協運営の充実・強化をめざして」にもとづき、出店にあたっても地元の商店街などとの間で話し合いによる協定や覚書を締結して地域との調和に努めてきたことなどを正当に認識するように主張を強めている。

こうした情勢下にあって、八八年は生協法制定四〇周年・消費者保護基本法二〇周年記念事業として、五月六日「くらし・ゆたかさ――二一世紀をみつめて」と題するフォーラム（主催＝日本生協連、後援＝厚生省・経済企画庁・日本経済新聞社）、一〇月一日「生協法施行四〇周年記念中央集会」（主催＝日本生協連、後援＝厚生省）を開催し、日本の生協運動の国際的ポジションと役割を再認識することを通じて協同組合の基本的価値を深めあった。

▒ 平和・福祉運動などの新たな広がり

平和とくらしを守る組合員活動も新たな広がりをみせている。S

SDⅢ（第三回国連軍縮特別総会）へは主婦を中心にした組合員代表が二二八名派遣され、日常のとりくみとしても「親と子の原爆写真展」「SSDⅢ報告活動」「平和行進」などが草の根活動の広がりをもち、核兵器廃絶、被爆者援護をめざす生協のヒロシマ・ナガサキ行動に、過去最高の七二〇〇名の組合員が参加した。こうした活動にたいして国際連合より「平和の使徒」（Peace Messenger）の称号が日本生協連に贈られた。

安心・安全を求める組合員は、チェルノブィリ原発事故以降、食品の放射能汚染問題、原子力発電への関心を急速に高め、日本生協連は放射能測定器の設置など検査体制も強化し、食品の安全確保に努めるとともに「原発問題」に関する見解をまとめ、会員論議をすすめている。ユニセフ募金、アジア生協連帯募金、自主的な高齢者助け合い、福祉活動などは、今後の生協活動の幅の広がりを示すものとして生活文化活動の広がりとともに注目される。

▒ 二一世紀を展望した食糧・農業問題へのとりくみ

政策上の整理も前進している。厚生省の食品添加物表示の改訂に対応して、「食品添加物表示の自主基準」の策定、産直・食糧問題・協同組合間提携促進にかかわる「生協産直指針（案）」「農法・農薬問題の指針（案）」の提起と会員論議をすすめた。同時に、「二一世紀のビジョン」委員会を設置し、三年ごとの中期計画から長期計画に本格的にとりくむ体制をととのえることとなった。

4　労働者住宅運動

▒ 新設住宅着工、前年にひきつづき高い水準

一九八八年の新設住宅着工戸数は、一六八万五〇〇〇戸で前年にくらべ〇・六％増となった。その特徴は、①前年を超え七二年に次ぐ史上三番目の高水準、②六年連続して増加し住宅着工に大きく寄与してきた貸家は、対前年比〇・〇％以下の微減、③利用関係別にみると、分譲住宅が対前年比一八・八％と大きく伸長、④新設住宅に占める非木造住宅のシェアが五八・六％と四年連続五〇％を上回り非木造化現象がすすんだ、⑤新設住宅に占める共同住宅のシェアが五九・〇％と過去最高であった前年を上回り、さらに住宅の共同化がすすんだ、などがいえる。

利用関係別の動向をみると、持ち家は五〇万九〇〇〇戸と三年ぶりに減少（対前年比六・九％減）した。前年に増加を示した民間資金住宅が再び減少（同六・一％減）に転じ、公的資金住宅も三年ぶりに減少（同七・五％減）となった。持ち家の着工動向を三大都市圏とその他の地域に分けてみると、三大都市圏が二四万三〇〇〇戸（同七・三％減）、その他の地域が二六万五〇〇〇戸（同六・五％減）とともに減少した。

貸家は、八五万九〇〇〇戸と（同〇・〇％減）と七年ぶりに減少し

た。地域別にみると、三大都市圏が五六万八〇〇〇戸（同二・九％減）と七年ぶりの減、その他の地域は二九万戸（同六・二％増）と七年連続の増加を示した。

分譲住宅は、二九万三〇〇〇戸（同一八・八％増）と二年連続の増加、地域別では三大都市圏が一九万五〇〇〇戸（同八・六％増）、その他の地域が九万八〇〇〇戸（同四六・一％増）となっている。公庫資金分譲住宅も一六・五％と四年連続の増加を示した。分譲住宅を戸建と新設マンションに区分してみると、戸建は一二万三〇〇〇戸（同一一・九％増）、マンションも一六万八〇〇〇戸（同二五・五％増）と、ともに二年連続の増加となった。分譲住宅全体に占める新設マンションのシェアは、ここ六年五四～五五％台となっていたが、八八年は五七・二％と伸長した。

また、居住水準の指標となっている戸当たりの床面積をみると、全体平均では七九・九平方メートルと前年より〇・七平方メートル上回り、水準としては六年ぶりに前年水準を上回ることとなった。また、利用関係別にみても、すべてで前年水準を上回った。

持ち家は一三一・一平方メートルと前年より〇・二平方メートル上回ったが、これは過去最高の平均床面積であり、一四年連続で前年水準を上回ったことになる。

貸家は四七・一平方メートルと前年水準を二・二平方メートル上回った。

分譲住宅は八七・四平方メートルで前年より三・一平方メートル拡大した。分譲住宅は八〇年に八三・七平方メートルと最高となったあと、都市部を中心にした狭小なマンションが増加したため、面積の縮小傾向にあったものの、これまでの最高となった。

八八年の新設住宅は、地価の高騰が潜在需要を顕在化させたこと、金利水準が低位で安定していたこと、住宅税制が優位に措置されていること、勤労者のライフステージ・ライフスタイルの変化にともなう住ニーズへの積極的対応等により着工戸数を伸長させ、前年にひきつづき高い水準で推移させたものとみられる。

▒ 地価高騰、住宅地へ波及

土地価格の動向を都道府県が実施する「昭和六三年基準地価調査結果」から概観すると、つぎの特徴がみられる。

① 全国の地価上昇率は、全用途平均で七・四％である。用途別にみると、住宅地七・四％、宅地見込地七・〇％、商業地八・〇％、市街化調整区域内宅地六・三％と、ポイントからみれば全般的には落ち着いた動きを示したものの、宅地見込地および市街化調整区域内宅地については、前年上昇率を上回ることとなった。

② 地域別にみると、東京圏は住宅地二四・一％、商業地一五・八％と前年の上昇率を大幅に下回り、前年、東京圏の上昇率が全国平均を引き上げたのとは逆に引き下げた形となった。しかし、いちじるしい地価上昇は大阪圏等へ波及し、大阪圏では住宅地二六・九％、商業地三六・四％、名古屋圏も住宅地一三・〇％、商業地二〇・一％と急激な上昇を示し、地価の上昇が中心商業地から相当広範囲の商業地、住宅地などにおよんでいることを示した。また、三都市圏とも、宅地見込地と市街化調整区域内宅地でいちじるしくポイントが上昇しており、地価の高騰が宅地見込地や市街化調整区域内宅地におよんでいることも示している。

③ 都道府県別に住宅地の変動率をみると、埼玉県三三・九％、

千葉県三三・〇%、大阪府三〇・九%、愛知県一二・五%、兵庫県一四・一%、京都府一〇・八%、奈良県一二・五%などが顕著な上昇率を示した。

政府、「総合土地対策要綱」を閣議決定

政府は、土地高騰を中心とする土地・住宅問題について、八八年六月二八日の閣議で、「総合土地対策要綱」を決定した。

要綱は、(1)土地の所有には利用の責務がともなうこと、(2)土地の利用にあたっては公共の福祉が優先すること、(3)土地の利用は計画的におこなわれるべきこと等の土地対策の基本認識を示し、実施施策として、①首都機能、都市・産業機能等の分散、②宅地対策等の推進、③住宅対策の推進、④土地利用計画の広域性・詳細性の確保等、⑤都市基盤施設整備の促進、⑥地価形成の適正化、⑦土地税制の活用、⑧国公有地の利活用等、⑨土地に関するデータの整備、⑩土地行政の総合的調整の推進等の一〇項目をあげている。とくに勤労者住宅について、②の宅地対策では、宅地開発の推進として「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」等の活用、市街化区域内農地の宅地化推進として土地区画整理事業・農住組合制度等の活用が、また③の住宅対策では、大都市圏における良質な住宅の確保を目標とし計画の策定を進める、公的住宅供給の推進として公的主体による住宅供給の推進施策および住ニーズにこたえた公的賃貸住宅の供給の多様化等がのべられている。

しかし、これらの諸施策は従来指摘されてきたものの集約とはいえ、実施プロセスなど具体策を欠いているため、今後に課題を残しているともいえる。

勤住協・住宅生協など、土地・住宅政策について政府へ要求

右のような動きにたいし日本勤労者住宅協会（勤住協）・住宅生協等は、「土地は公共財」という理念が住宅・土地政策のなかに十分生かされず、土地が無計画に、環境との調和を無視したまま利用されたり、投資や投機の対象となっている状況ならびに依然勤労者の住環境の向上の需要が強いことにかんがみ、①住宅政策を進めていくうえには国民の健康で文化的な生活の確保についての国の保障責任を基礎として、住宅政策の理念、基本的あり方等が明確にされ、その目標達成のために国または地方自治体がこうずべき諸施策を明確にすべきであること、②真に豊かな住宅環境を実現するため、地価高騰を再び引きおこさず、総合的で一貫性のある土地政策を推進するために、すべての国民のために有効に利用する、土地の公共的な利用を優先させる立場をとりつつ、国民生活の安定と向上に寄与する立場を明確にさせること、を基本とし、つぎの政策等をすみやかにとるべきことを労働団体とともに政府へ要求した。

① すべての国民にたいし、健康で文化的な生活を営むにたる住宅を保障するため、国の住宅政策の基本目標と、その目標達成のため国・地方自治体がこうずべき施策の骨子を明記した「住宅基本法」を制定すること。

② 国土をすべての国民のために有効に利用するため、土地の公共利用を優先させる原則にたった「土地基本法」を制定すること。

③ 首都圏で供給される住宅は、平均的勤労者の五年分の年収で確保できるようにすること。また、都市部、大都市では「公共賃貸住宅優先政策」に転換するとともに、賃貸住宅の家賃は、月収の二

○%を上限とすること。

④ 第五期住宅建設五カ年計画の公共賃貸住宅の建設戸数を大幅に増加するとともに、計画が完全に達成できるよう強力な対策をこうずること。

⑤ 住宅金融公庫の貸出枠の増額、融資条件の大幅改善、住宅ローン減税の拡充など住宅建設促進策を実施すること。

全住連の活動状況

全国住宅生活協同組合連合会（全住連）は、地域勤労者の住宅ニーズにそって、公的融資付き分譲住宅の供給拡大をはかりつつ、年金融資、リフォーム、個人住宅の新築受注、宅地分譲、住宅機器販売、住宅等の仲介・賃貸しなど事業の多角化にとりくむ必要があるとし、大要つぎの活動に全力をあげている。

(1) 勤労者のための住宅政策の検討と提言をおこなうため、住宅政策委員会を設置する。

(2) 勤労者の要求である低家賃公営住宅の建設と入居条件緩和の運動を展開する。

(3) 住宅生協の事業を規制している各種の法改正にとりくむ。

(4) 税制・公的融資の条件の改善で勤労者が住宅を取得しやすくする運動をすすめる。

(5) 労福協、労働団体と協力して住宅シンポジウム開催の検討をする。

(6) 勤住協事業の拡充と条件の改善につとめる。

(7) 住宅生協等の経営基盤の強化のために、①年金住宅の融資条件改善ととりくみの拡充、②隣県生協との共同化の促進、③共同購入、共通仕様、規格の統一、COOP住宅、等価交換などの研究開発、④需要者ニーズの調査等、⑤組合員拡大キャンペーン、⑥出資金の拡充等の環境整備、⑦事業遂行能力拡充の研修会。

(8) 労働金庫の融資条件改正要請。

以上のように、社会経済の変化のなかで住宅生協等においても時代の推移を的確に把握し、全力を集中して対応していくこととしている。

多様な住ニーズに対応する勤住協事業

勤労者の住ニーズは、高度化・多様化してきており、最近では、①高齢化社会への対応、夫婦共働きのライフスタイルの進行、また土地の高騰化の影響等もあって、二世帯三世代同居もしくはお互いに近くに住む「隣居・近居」型のライフスタイルのニーズ、②仕事のために大都市で生活をしている、さらに転勤のある就業形態であるため定住がむずかしいなどの理由により、将来は土地の価格水準が低く親もいる故郷へもどるというニーズ、③仕事のため大都市に生活をするものの、余暇時間のすごし方としては都会の喧噪を離れ田舎でのんびりしたいというニーズなどが顕在化してきている。

これらのニーズに対応するため、住宅金融公庫は、子が親のために融資を受けられる制度の創設等をおこなってきていたが、勤住協においてもこれらの融資を活用しつつ勤労者が住環境整備ができるよう、首都圏を中心に、親・子が隣居するペア・マンション、高齢者対策の機能等が充実している高規格住宅（公庫特別仕様の高水準の住宅）などを供給している。

このほか、分譲住宅の供給についても一宅地に二以上の住宅プランから選択する方式の採用、民間事業主体との共同による民間住宅付き宅地分譲事業の実施、地方公共団体の宅地分譲と勤住協の住宅分譲による一括共同分譲の実施が検討されている。

八八年度の勤住協事業は、住宅金融公庫等の建設資金融資を受けておこなう団地開発手法による住宅供給戸数が二四八八戸（実績見込み）、勤労者の個別に存する住ニーズに対応して一戸ごと建設供給する手法（クローバー事業）による住宅供給戸数が三二二戸（実績見込み）、合計二八一〇戸となっている。

勤住協事業に関する法令改正

土地・住宅の供給手法を拡大するため、勤住協の事業に関する法令改正が、つぎのとおりおこなわれた。

(1)　日本勤労者住宅協会法施行規則の改正

従来、勤住協は、「勤労者が自ら居住するための住宅」を供給することとされていたが、さらに、勤労者自らは居住しなくとも「親族が居住するために住宅を必要とする場合」についても、当該勤労者に住宅を譲渡することができることとなった。

(2)　土地区画整理法の改正

本法は土地価格の高騰にたいし、公的団体による住環境の向上に寄与する良質な宅地の供給を増加させつつ土地価格の低廉化をはかるため、当該事業手法を充実させたものである。今次改正で、勤住協は、新たに設置された同意施行制度の実施主体として住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社等とともに規定された。これにより、勤住協は、地権者から同意を得て土地区画整理事業を個人施行者として実施することができるようになった。

(3)　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の創設

大都市を中心とした土地価格の高騰にたいするため、良好な宅地を供給する宅地開発事業を緊急に促進するため、特別の措置として創設されたものである。大都市においては、一の都府県の区域を越える広範な地域におよぶいちじるしい宅地需要があり、これにこたえることのできる優良宅地開発については、開発規制諸法令の解除手続きの優先的な取り扱い、住宅金融公庫の融資の特例、税制上の優遇措置などがこうじられることを定めたもので、本法に定める認定を受けることのできる事業主体として、勤住協も他の公共団体とともに規定された。

八八年においては、政府の「土地問題に関する世論調査」（総理府）、また労働団体等においても、連合の「土地・住宅問題についての緊急アンケート」、電機労連の「電機労働者の生活白書」（住宅等に関する調査）、財団法人東京労働者福祉厚生協会の東京労福協等との協力による「首都圏勤労者の住宅需要等に関するアンケート」等が実施されたこと、またその調査内容にみられるように、勤労者・国民の土地・住宅にたいする関心は高く、これらにまとめられている土地・住宅に関する要望を概括すると、勤住協・住宅生協等は、勤労者の住ニーズの変化に対応して多様な事業手法を展開してきているものの、さらに地域社会の特性等にもとづく要請、勤労者個別のライフスタイル等による要請にこたえていく必要があり、労働団体、勤労者との連携を強めて事業展開していかなければならないとしている。

VI 国際労働組合運動

世界労連、「新しい思考」をめぐって

内部論争

国際商業労連、海外進出した

日本の銀行を批判

国際自由労連、世界労連、国際労連の組織現勢
（1986年）

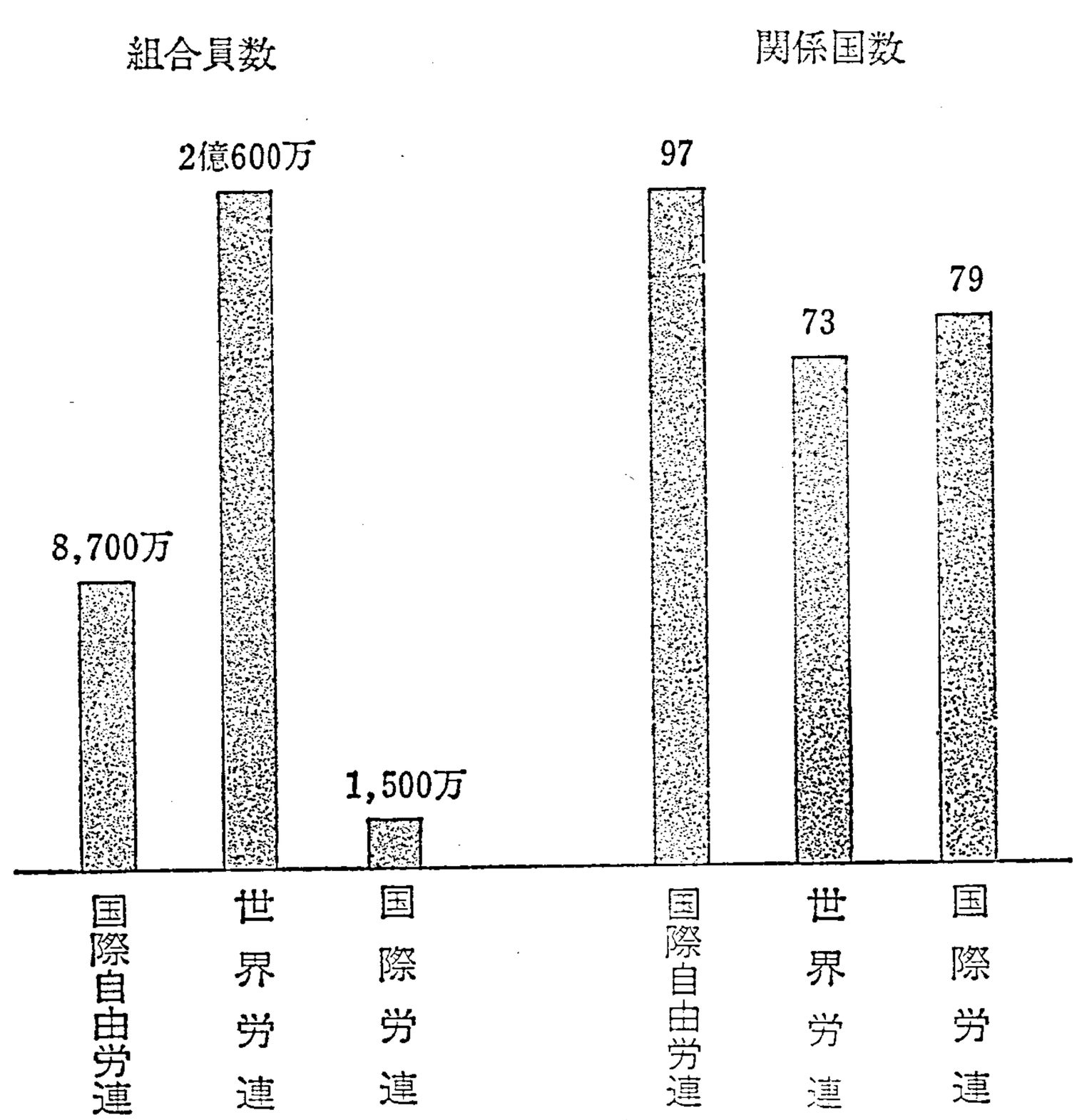

〔出所〕「ICFTU 組織現勢」(1988.3)，「Europa Year Book 1986」，「Year Book of international Organizations (1985～86)」

概況

☆　八八年には、鉄道労連と鉄産総連がITFに、国公労協がPSIに、日放労がIFJにそれぞれ新たに加盟した。

☆　オタワ・サミットに向けての労働サミットが、五月に開催された。

☆　FIETは、加盟組織から、海外で営業している日本の銀行が労働組合権を尊重しないなどの苦情申立てを受け、日本の労使関係政策についての調査を開始した。

☆　国際自由労連・国際産業別組織系の会議として注目されるのは、つぎのとおりである。国際自由労連（ICFTU）関係では、第一四回世界大会（三月）、APRO第一四回大会（八月）が開催された。ITS関係では、国際繊維皮革労組同盟（ITGLWF）第五回大会（九月）、IMF関係では、ホワイトカラー労働者会議（一一月）、松下世界協議会（一一月）、PTTIでは第一〇回アジア太平洋地域大会（一一月）、ICEF世界大会（一二月）、IGF第一四回総会（一〇月）、ISETU—FIET第七回大会（一〇月）、IFJ第一九回大会などであった。

☆　世界労連系の国際労働組合会議としては、世界労連の第三九回執行局会議（三月）、第四一回総評議会（一〇月）、産業別労働組合インター関係では、公務員インター第八回大会（三月）などが開催された。

☆　OECD・TUACは四月に総会を開催し、オタワ・サミットに反映させる声明を発表した。また、CGILの加盟問題については結論を持ちこした。

概況

Ⅱ　国際労働組合組織の動向と日本の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在、国際労働組合には大別して、つぎの三種類のものがある。

①　原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの——世界労働組合連盟（略称・世界労連、WFTU、組合員二億六九〇〇万人）、国際自由労連（ICFTU、八七〇〇万人）、国際労働組合連合（国際労連、WCL、一五〇〇万人）。

②　産業別・職業別の国際労働組合組織——世界労連傘下の一一の産業別労働組合インターナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一五の国際産業別・職業別組織（ITS）、国際労連傘下の国際産業別組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連（FISTAV）のように、いずれにも所属せず、それらの枠を越えた国際産業別組織。

③　各国の労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した国際組織——アラブ国際労働組合連合（ICATU）、アフリカ労働組合統一機構（OATUU）、ラテンアメリカ労働組合統一常設会議

（CPUSTAC）、ヨーロッパ労働組合連盟（ETUC）。

日本の労働組合の加盟状況

以上の国際労働組合組織のうち、日本の労働組合が組織的関係を持っているのは、国際自由労連と世界労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。八九年一月一日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係はつぎのとおりである。

〔国際自由労連〕連合（一括加盟）、全逓、都市交、全官公

〔世界労連〕全建労、全自交、建設一般全日自労、運輸一般、医労連、国公労連、日高教

〔国際産業別組織ITS〕①国際金属労連IMF——金属労協IMF・JC。②国際運輸労連ITF——国労、都市交、海員、航空同盟、日航客乗労組、交通労連、私鉄総連、観光労連、運輸労連、鉄道労連、鉄産総連。③国際繊維被服皮革労連ITGLWF——ゼンセン同盟。④国際化学エネルギー一般労連ICEF——化学エネルギー労協ICEF・JAF。⑤国際郵便電信電話労連PTTI——全逓、全電通、国際電電労組、情報通信労連。⑥国際鉱山労連MIF——炭労、非鉄金属労連、全炭鉱。⑦国際食品労連IUF——IUF加盟組織連絡協議会IUF・JCC。⑧国際自由教育連盟IFFTU——日教組。⑨国家公務員労連PSI——自治労、全水道、国公労協。⑩国際商業事務技術専門職労連FIET——FIET日本加盟組合協議会FIET・JLC。⑪国際製版印刷労連IGF——全印刷。⑫国際建設・林産労組連盟IFBWW——全化同盟（合板部会）、建設同盟、全林野、日林労。⑬国際ジャーナリスト連盟IFJ——日放労。

〔世界労連傘下の労働組合インターナショナル〕①建築木材建築資材労働組合インターナショナル——全建労、建設一般全日自労。②運輸港湾漁業労働組合インターナショナル——全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インターナショナル——日本医労連、国公労連（準加盟）。④世界教員組合連盟——日高教（準加盟）。

〔中立の国際産業別組織〕①国際映画放送労連FISTAV——民放労連、映演共闘。②国際音楽家連盟——音楽ユニオン。

八八年には、鉄道労連と鉄産総連がITFに、国公労協がPSIに、日放労がIFJに、それぞれ新たに加盟した。ITF加盟については、鉄道労連と鉄産総連が加盟することを決定し、三月一五〜一六日のITF執行委員会で承認された。国公労協の加盟は、四月二四〜二五日のPSI中央執行委員会で承認された。日放労は、五月三〇日から開催されたIFJの世界大会で加盟が承認された。

2　国際労働組合組織の動向

国際自由労連、アメリカ政府首脳と会談

国際自由労連の活動としては、トップレベル使節団が米国・ワシントンを訪れ、レーガン大統領をはじめ、シュルツ国務長官、マクローガン労働長官、パウエル国家安全保障問題担当大統領補佐官などの政府高官と会談した。ICFTU使節団派遣は、ICFTUが「平和・安全保障・軍縮」およびこれに関連する経済・社会問題についての自由な労働組合運動の見解を積極的に伝えていくためのイニシアチブの一環として位置づけられている。同様の会談が、デクエアル国連事務総長およびキャリントンNATO事務総長との間でも開かれており、八七年にはソ連の指導者ゴルバチョフ共産党書記長との会談もおこなわれている。

先進国労組指導者会議、オタワで開催

八八年五月三一日、先進国労組指導者会議（レイバー・サミット）が、カナダのオタワで開催された。会議には、六カ国から一一のナショナルセンターと国際自由労連など四つの国際組織の代表が参加した。AFL＝CIOとCGT＝FOは、TUAC未加盟のCGILが招待されたことを不満として会議を欠席した。日本からは、連合の竪山会長と総評の江田副議長らが出席した。

この会議は、例年、主要先進国首脳会議（サミット）に先立って開催されるもので、先のTUAC総会で採択された労組側の声明を再確認したうえでカナダのマルルーニー首相と会見し、声明の趣旨を一九日からのサミットに反映させるように申し入れた。

世界労連、「新しい思考」をめぐって内部対立

世界労連は、とくに平和運動にとりくんでいる。ザカリア書記長は、全加盟組合、友好組合、産別インターに書簡を送り、六月九～一二日におこなわれる「第二の平和の波」行動に全力をあげてとりくむよう要請した。

世界労連の内部で問題となっているのが、「新しい思考」の問題である。「新しい思考」とは、「全人類的利益が階級利益に優先する」という考え方である。この問題は一〇月に開催された世界労連第四一回総評議会の対立点となった。議案は「新しい思考」を色濃く反映し、資本主義国の階級闘争の意義、軍事同盟の問題、核兵器廃絶の課題などの問題を欠落させたものであった。これにたいして、日本の世界労連加盟組合を代表して発言した川島威世界労連副評議員は、「資本主義諸国の労働組合運動に否定的な役割をもつもの」としてきびしく批判し、議案は「新たな対話の精神」で「国際自由労連との同一目標をめざす立場から統一行動をよびかけていることについても「国際自由労連の反労働者的・反動的な本質と、反共分裂主義にたいするきびしい批判とたたかいをぬきに、労働者の利益を守る国際共同行動の発展はあり得ない」と強調した。

TUAC、サミットに向けて声明を発表

西側主要国で構成される経済協力開発機構労組諮問委員会（OECD・TUAC）は、八八年四月二九日、パリのOECD本部で総会を開催し、六月一日に開催される主要先進国首脳会議（サミット）に反映させる声明を発表した。

声明は、従来と同じように、政府の積極的投資による雇用開発を最優先課題として設定する、さらにOECD各国の公共投資が一九七〇年代後半から低下している実態を指摘し、公共投資の減少が経済・社会全体に大きな負担を与えるとしている。

日本に関しては、八七年に公共事業の面でかなりの効果を示したが、現在ではもはや内需拡大と購買力増強による補充が必要になっていると指摘している。また、各国政府にたいしては、雇用保障と開発のために、①労働者代表への情報公開請求権および労使協議・交渉権の保証、②深刻な不況の影響を受けている労働者への社会的保護の拡大、③パートタイム労働者にたいする労働法規と労働条件の完全適用、④すべての労働者への訓練・再訓練機会の提供、⑤青年労働者の学業終了から実社会への移行にたいする配慮、という政策を採用するように求めている。さらに、雇用拡大のための労働時

間短縮の必要性を強調し、時間外労働にも言及し基本賃金の是正をはかると同時に構造的な時間外労働の廃止を主張している。時短の項目ではとくに日本の実情を指摘し、労働時間を年間一八〇〇時間以下に短縮すべきであるとした。声明は、このほかに、①為替の安定、②発展途上国援助のためのOECD全加盟国の政府開発援助（ODA）の大幅な拡大などをかかげている。

このほか、イタリア労働総同盟CGILの加盟問題が主要議題となっている。CGILは、八六年一一月にTUACへの加盟を申請、TUACは、八七年一二月に開催された運営委員会でCGIL加盟問題について審議した。従来、TUAC加盟については、同じ国の加盟組合の支持があれば加盟を承認するのが慣例であり、TUAC既加盟労組のCISL、UILはこれまでの共同行動もあり、CGILの加盟を支持していた。ところが、カークランドAFL・CIO会長は、CGILが共産党系であることをおもな理由に難色を示し、CGT・FO代表がそれに同調した。これにたいしてCISL、UILの代表がCGILの変化を強調して反論し、CGT・FOを除く欧州労組は加盟に賛成した。最終的には、この運営委員会では結論は出さないこととし、①加盟問題を真剣に検討する、②決定はいつまでも遅らせられない、などの点を了承して会議を終え、一二月の委員会に持ち越されることになった。だが、八八年四月二八～二九日の第八〇回総会、一二月八～九日に開催された第八一回総会でも結論が出ず、八九年五月の総会で投票により決定されることになった。なお、日本の連合は、この問題については、八八年三月二日、連合発足後初のICFTU－LC運営委員会で、連合としてヨーロッパ勢はほぼ承認、AFL－CIOは反対の情勢のなかにあって、「弾力的に対応していくが、そのため諸国労組とよく話し合って調整していきたい」との態度を確認している。

FIET、海外の日本の銀行の労務管理を批判

国際商業労連（FIET）は、日本の銀行の労使関係政策に関する調査を開始した。近年、FIETは世界各地の加盟組織から、海外で営業している日本の銀行は、労働組合権を尊重しない、あるいは現地の労使関係法および慣行を遵守しないとの苦情申し立てを受けている。

現在、日本主要二六銀行は、海外に七〇〇を越える支店をもち、八〇年以来、六倍となっている。海外の日本の銀行にたいし各地の労働組合から寄せられるのは、つぎのような苦情である。日本の銀行は、①大多数の職員が労働組合を支持していても、労働組合の承認を拒否する、②労働組合への加入を阻むため、職員を威嚇する、③団体協約を一方的に破棄する、④労働条件を一方的に変更する、⑤団体交渉による賃金決定よりも個人別賃金決定を好む。FIETの調査で、組合の批判の対象となった日本の銀行は、三菱銀行、東京銀行、東海銀行である。

H・マイヤーFIET書記長は、つぎのとおりコメントした。

「世界の多くの国で、銀行部門が労働組合の力の砦である。労働組合は国内の銀行においてその存在を構築してきたが、それが外国の銀行の反労働組合的行為により切り崩されようとしている。日本の銀行がその国際的ネットワークを拡大するにつれ、それらの労使関係に関する苦情の数も拡大してきた。FIETはこの問題に注意を喚起するにあたり、労働組合権が完全に認められることを確実に

するため、日本の銀行の海外支店網にたいする労使関係政策に影響を与えることを期待する。」

ＦＩＥＴは、また専門職・管理職職員を組合運動の主流に効果的に組み込むために、八八～八九年に組合員獲得運動を開始することを決定した。ＦＩＥＴは、八九年一〇月に専門職・監督職世界大会を開催し、この運動を支援することにしている。

２　国際労働組合の諸会議

１　国際自由労連ＩＣＦＴＵ、国際産業別組織ＩＴＳ系の会議

ＩＣＦＴＵ第一四回世界大会

八八年三月一四～一八日、国際自由労連大会が「変化への挑戦」をメインテーマとしてオーストラリアのメルボルンで開催され、世界八二カ国から約五〇〇人の代表が参加した。日本からは、連合の堅山会長、宇佐美、藁科の両会長代理をはじめ主要産別の三役クラスのほか、全逓、都市交、全官公の各加盟組織の幹部、オブザーバー参加した総評の真柄事務局長らをふくめ六五人が出席した。

大会では、失業や発展途上国の累積債務問題、基本的人権と労働組合権の侵害など各国の労働組合が直面している緊急の課題を報告するとともに、ＩＣＦＴＵの今後四年間の戦略について討議した。ＰＳＩを代表してゴットバウム会長が、大会決議として提案されている公務の民営化に反対する決議案を支持し公共業務を金もうけの道具にしてはならないことを強調した。他の代議員の多くからも、民営化反対のたたかいの必要性がのべられた。女性差別撤廃のための労働組合のとりくみの強化についても、各国の女性代議員が中心となってとりあげた。アフリカ諸国の代議員からは、南アフリカのアパルトヘイトに反対するたたかいの重要性が強調され、ＩＣＦＴＵや各国の国際連帯行動がより強化されるように訴えられた。中南米や中東の代議員からは、軍事独裁、独裁政権下で自立して民主主義、労働組合権のためにたたかう労働組合の実情が報告された。また、発展途上国においては対外債務による労働者の生活破壊が進行しており、労働者の生活、生命の維持、貧困の追放のために、労働組合の国際共同行動や国際機関への働きかけの必要性も強調された。多国籍企業にたいする労働組合権と団体交渉の確立の必要性や国際的な共同行動の展開についても、多くの代議員から指摘された。また、新技術導入が労働者の雇用喪失とならないような労働組合としての政策の樹立と政府や企業にたいする団体交渉の強化も多くの代議員から強調された。イラン・イラク戦争、パレスチナ紛争などの平和的解決や民族としての権利の尊重についても、ＩＣＦＴＵが持っている暴力・軍事力の否定と、平和に向けての政策を支持する発言も当該国の代議員からおこなわれた。

その後、教育プログラムや女性・青年労働者の運動促進、国際連帯など今後の行動計画についても原案どおり採択された。最終日に二九本の決議を採択、ナラヤナン会長（マレーシア）、ヴァンデルベ

ーケン書記長（書記局）などの執行体制を決定した。

▒ ICFTU・APRO第一四回大会、連合初参加

国際自由労連アジア太平洋地域組織（ICFTU・APRO）の第一四回大会が、八月四～六日、タイの首都バンコクで開催され、二二カ国から、およそ二〇〇人が参加した。日本からは、連合が加盟組織としてはじめて参加、薬科満治会長代理、田中良一副会長をはじめ一一人の代議員が出席した。また、加盟産別では、全逓、都市交、全官公が参加し、全体で一六人の代議員が出席した。総評は招待組織の資格で丸山康雄顧問と山田陽一国際局長が傍聴した。

大会では、多国籍企業の活動への危惧感や市場先導による経済運営にたいして疑問の声があがり、ODAの増額について先進各国が足踏みをしているなかで、トロント・サミットで竹下首相が今後五年間のうちに日本からの援助を倍増するとした発言を評価し期待する声も聞かれた。技術革新など労働組合運動が直面する課題について考察した「二一世紀に向けて――労働組合運動の展望」と題する宣言を採択、さらに、南アフリカに関する決議、労働組合への女性の統合に関する決議、APROの太平洋地域小組織設立に関する決議など一三の決議を採択した。

▒ 一九八八年度ITS総会

国際産業別組織（ITS）の八八年度総会が、一月六～七日、ブリュッセルで開催された。この会議には、一二のITS書記長が出席し、国際労働組合運動の現状について論議し、ラテン・アメリカの労働組合情勢、とくにチリ、パラグァイ、スリナムの民主化の進展に重点を置いた特別セッションを設けた。会議は、ニジンスキーをITS総会議長に、ICFTU理事会への四名のITS代表として、H・レブハン（IMF）、J・ロフブラッド（IFBWW）、H・マイヤー（FIET）、ニジンスキーを再選した。

▒ IMF関係の会議

〔IMFゼネラル・エレクトリック（GE）世界会議〕　八八年四月六～七日、米国ワシントンで開催された。この会議には、世界二〇カ国から多国籍企業GEに関係する金属労組代表一五〇人が参加し、各国報告、パネル討論などをとおして情報交換をおこなった。今後の対応、結束の強化をうたったワシントン宣言を採択した。

〔IMFホワイトカラー労働者世界会議〕　一一月八～九日、西ドイツのハンブルグで、一七カ国六〇人の代議員が参加した。この会議では、一九九〇年代のホワイトカラー労働者のためのIMF活動方針が討論された。

〔IMF松下世界協議会〕　一一月一六～一七日、大阪で開催され、世界の松下労働者を代表する一一カ国一二組織八〇人の代議員が参加した。この会議の目的は、グローバルな電機・電子産業における動向を背景とする松下の工場の状況や方針について討論することにあった。松下労働者の国際連帯などを誓った大阪宣言を採択した。

▒ ITGLWF第五回世界大会

国際繊維被服皮革労組同盟（ITGLWF）の第五回世界大会が、八八年九月二六～二九日、日本では初めて東京・新宿の京王プラザホテルで開催された。大会には、五〇カ国から約四〇〇人の代表が

参加した。先進国、NIES、途上国間で深刻な摩擦を発生させている繊維貿易摩擦への対応が焦点となった。

「行動計画」は、この点について、MFA（国際繊維協定）が七〇年代と八〇年代との繊維貿易にある程度の安定をもたらしたと認識し、①第四次MFAが期限切れとなる九一年を機に、先進国、途上国双方の雇用機会を確保するために秩序ある貿易調整がはかられるよう運動する、②MFA当事国すべての社会的発展を促進するために、MFAがいかなる形で継続されようとも、そのなかに社会条項（国際公正労働基準や労働基本権の承認など）を盛り込むように働きかける、としている。

また、大会では、貿易問題とも関連して、多国籍企業の進出する自由貿易地域の拡大と、そこにおける低労働条件が労働者におよぼす悪影響もクローズアップされた。今後四年間の活動指針となる「世界行動計画」を採択し、労働時間について「先進国では週三五時間、開発途上国では週四〇時間労働を今後四年間で達成するよう努力する」ことが盛り込まれた。

ICEF世界大会

国際化学エネルギー一般労連の第一九回世界大会が、八八年一二月七～九日、東京・新宿の京王プラザホテルで開催された。三六カ国の加盟組織からおよそ四八〇人が参加した。「ふれ合う真実」をスローガンに、「きれいな地球、安全な職場、尊い命」をサブスローガンに開催され、多国籍企業問題、エネルギー政策、環境問題、新技術の導入、労働組合権、職場の安全などを議論した。

また、決議としては、「地球の環境に関する決議」「化学兵器の廃止に関する決議」「労働組合権、経済的・社会的発展および国際連帯に関する決議」「南アフリカのアパルトヘイト廃止に関する決議」の四つの決議を採択した。

役員改選では、N・クリストファーソン会長に代わって、西ドイツ化学・製紙・窯業労組のヘルマン・ラッペ委員長を新会長に選出した。日本からは、本田廣市全化同盟会長が七人の副会長の一人として再選された。

PTTI第一〇回アジア太平洋地域大会

国際郵便電信電話労連（PTTI）第一〇回アジア太平洋地域大会が、一一月一一～一四日、タイのバンコクで開催された。大会には、一八カ国、三七組織を代表する九九人の代議員と二九人のオブザーバーが参加し、最大規模の大会となった。このほか、大会に先立って開催されたPTTI地域婦人セミナーに参加した三一人がオブザーバーとして参加した。日本からは、全電通、全逓、KDD労組、情報通信労連から代議員三一人、オブザーバー六人ほかが参加した。

大会は、活動報告のほか、「労働組合権、市民権、民主主義および自由に関する報告」および「PTT機構の変化に関する報告」の研究報告をうけ、討論した。結論として、大会は、「平和と民主主義に関する決議」、「アジア太平洋地域におけるPTT労働者の労働組合権および市民的権利に関する決議」、「アジア太平洋地域の郵電事業における諸変化とPTT労組にたいする挑戦に関する決議」を採択し、さらに五名の地域選出世界執行委員と一二名のアジア太平洋諮問委員を選出して閉幕した。

PSIの会議

〔PSI・PTTI労働組合権シンポジウム〕 国際公務員労連（PSI）とPTTIの主催による公務部門の労働組合権確立国際シンポジウムは、八八年四月一九～二〇日、ストックホルムで開催され、一八カ国から一七七人の代表が参加した。日本からは公務員共闘、自治労、国公労協、全電通、全逓の代表一〇人が参加した。「くいとめよう！ 労働組合権への攻撃を」をテーマとして開催されたこのシンポジウムでは、労働組合の権利への攻撃にいかに反撃するかが、論議された。

〔非核平和国際公務員会議〕 七月二五～二六日、PSIと自治労の共催により、PSI加盟の二二カ国、三七組織の代表二〇〇人が参加して広島で開催された。会議では、エンゲルベルツPSI書記長が、真の恒久的平和を実現するための労働組合の役割について問題提起をおこない、核実験、原発、核燃料輸送などが論議された。すべての核兵器廃絶、核エネルギーの凍結と段階的廃止を求める「宣言」が採択された。

ISETU―FIET第七回大会

国際音楽放送映画演劇労連（ISETU―FIET）第七回大会が、一〇月一九～二一日、開催された。大会には、五〇人の代議員などが参加した。

大会では、技術革新、民営化、国際化、その他の構造変化、著作権侵害、より強力な国際規約の必要性など、この部門における最近の動向に関する報告が討議された。これらの問題と各国の文化の促進、公務員の権利、平等、平和と軍縮、およびアパルトヘイトに関する多数の決議が採択された。大会では、ウォルター・バッハー（オーストリア）を会長に、イレーヌ・ロバディ（スイス）を書記長に再選した。

APRO―FIET銀行部会

国際商業事務技術労連・アジア太平洋地域組織（APRO―FIET）は、八月二九～三一日、バンコクで銀行部会を開催し、セミナー形式で討論をおこなった。「労働組合と金融サービスの将来」について結語を採択した。結語での加盟組織への要求事項のなかには、日本の諸銀行の労使関係政策の状況の公表もふくまれている。

IGF第一四回大会

国際製版・印刷労連（IGF）第一四回大会は、八八年一〇月一〇～一三日、アムステルダムで開催された。大会には、IGF加盟組織の代議員とオブザーバーなど一六〇人が参加した。日本からは、全印刷二人、印刷関連組織の代表として共同印刷労組、コクヨ労組から一人ずつ、合計四人の代表が参加した。

大会では、「職場でともに」のテーマのもとに、活動報告を討議し、IGF行動計画を新しい状況にあわせ、印刷出版産業の多国籍企業に関する背景報告を検討した。また、スペイン語を公用語に規定する規約改正、情報技術、パートタイム労働、多国籍企業、吸収と合併、若年者の雇用、欧州統一市場、平和と軍縮と開発、人権および労働組合権、連帯など、多様な多くの決議を採択した。会長には、エルウィン・フェルルマン（ドイツ印刷製紙労組会長）、書記長に

はアルフレッド・カウフマンがそれぞれ満場一致で再選された。

IFBWW技術会議

八八年一一月二八～一二月三日、米国マイアミビーチで開催された。三六カ国、六二組合から一一七人が参加した。日本からは、全林野一人、建設同盟六人の代表が参加した。

この技術会議は、最近の技術開発がIFBWWの分野にどのような影響を与えているかを討議し、ILOと協力して国際的な運動を拡大することを目的として、開催された。会議の席上、欧米、日本においてIFBWW関連分野での急速な技術革新が、雇用不安、低賃金の固定化、労働災害等により労働条件を悪化させ、同時に、生活・自然環境の破壊が増大している実態が報告された。労働組合の対応としては、①政策決定の段階から労働組合として参加する、②法的な団体交渉の権利を得る、③技術進展の国際的な情報交換を増大する、④ILOの三者協議によって国際基準を確立する、などの決議を採択した。

IFJ第一九回大会

国際ジャーナリスト連盟（IFJ）の第一九回世界大会が、八八年五月三〇日～六月三日、オランダのマーストリヒトで開催された。この大会には、四二カ国・地域から約一〇〇人の代表が参加した。日本からは、日放労の中西副委員長らが出席した。

発展途上国での政府による抑圧へのとりくみ、先進諸国での言論規制の動きなどを討議した。大会では、取材制限に反対する決議、反アパルトヘイトに関する決議等を採択した。

2　世界労連WFTU系の会議

世界労連第三九回執行局会議

八八年三月二八～三〇日、アジスアベバで開催された。三四カ国三八組合から一〇八人の代表が参加した。

この会議では、①核軍縮時代の開発と労働組合、②アフリカ労働者・人民への国際連帯の強化、③世界労連の情報宣伝活動のいっそうの強化、という三つの議題が問題とされた。

世界労連第四一回総評議会

八八年一〇月二四～二七日、アジアで初めてインドのニューデリーで開催され、七五カ国、八六組織から二〇〇人以上の代表が参加した。日本からは、日本医労連、国公労連、国労、統一労組懇から四人の代表が参加した。会議では、第一一回世界労働組合会議の指針にしたがった世界労連と産別インター間の協力および各インターの産別活動のいっそうの強化、アジア・太平洋地域における労働組合運動の状況と当面の重点を議題とし、アジアの労働者・労働組合、諸国民との連帯決議、国連軍縮週間にあたっての平和・安全保障発展のための軍縮に関する宣言など一六の決議等を採択した。

公務員インター第八回大会

八八年三月二二～二五日、ブルガリアの首都ソフィアで公務員イ

ンター第八回大会が八二年以来六年ぶりに開催され、九五カ国から三三六人が参加した。日本からは加盟組織である国公労連の代表三人および医労連の代表二人、招待参加の自治労の代表三人が出席した。大会は、最終日にマイネル書記長が結語をおこない、労働者の生活と権利の擁護と拡大、核兵器禁止などをめざすたたかい、ニカラグァ、南ア、チリ、パレスチナの闘争支援のために統一し協力してたたかおうと呼びかけ、「労働組合の権利、自由、連帯」決議、運動方針などを採択して大会を終了した。

▒ 労働組合と青年労働者に関するアジア・太平洋労組会議

八八年一月二〇～二二日、ソ連カザフ共和国の首都アルマ・アタでアジア・太平洋労働組合調整委員会が主催し、全ソ労評の協力により開催された。この会議には、二〇カ国のアジア・太平洋諸国と四国際組織から四二人が参加した。日本からは、統一労組懇から二人が参加した。会議では、深刻な失業、多国籍企業、核兵器廃絶をめぐる平和の問題がとりあげられた。

3　TUAC関係の国際会議

▒ TUAC第五〇回運営委員会・第八〇回総会

八八年四月二八～二九日、パリのOECD本部で開催された。日本からは、連合の田中副会長が出席した。

運営委員会の主要議題はCGILの加盟問題であった。AFL・CIOは、CGILには共産主義の影響があると加盟に反対し、イタリアのCISLは加盟に賛成した。結局、TUAC全体のコンセンサスを重視するDGB、TUCの主張により、時間を延ばして再審議をすることとなった。

また、総会では、①OECD閣僚理事会およびトロント・サミットに向けてのTUAC声明草案、②第三世界にたいする対策、③海外投資、④アパルトヘイト、⑤労働時間問題などが論議された。

▒ TUAC第八一回総会

八八年一二月八～九日、開催された。会議では、二年にわたって懸案となっているCGILの加盟問題が議論されたが結論がでず、八九年五月の総会で投票によって決着がつけられることになった。

【参考資料】 ①『労働運動白書（平成元年度版）』、②『自由労連通信』、③『世界労働組合運動』、④『世界労働情報』、⑤『世界の労働』、⑥『労働運動』、⑦『国公労調査時報』、⑧『医療労働』、⑨『ニュース多国籍企業労組会議』、⑩『ニュース化学エネルギー労協』、⑪『FIETニュースレター』、⑫『PTTIニュース』、⑬『IMF国際労働ニュース』、⑭『国際食品IUFニュース』、⑮『週刊労働ニュース』、⑯『自治労』、⑰『全電通』、⑱『農林新聞』、⑲『全印刷』、⑳『NIPPRO』、㉑『統一労組懇』、㉒『国公労新聞』、㉓『国際金属労連（IMF）中央委員会本部書記局報告』、㉔金属労協『第二六回定期大会一般経過報告』、同『第三〇回協議委員会経過報告』、㉕『自治労第五二回定期大会・一般経過報告書』、㉖全電通『一般経過報告書（三）』、㉗『第七九回総評定期大会各局報告書（I）』、㉘国際自由労連日本加盟連絡協議会『ICFTU（国際自由労連）第一四回世界大会報告書』、同『ICFTU第一四回地域大会報告書』、㉙総評国際局『ICFTU第一四回大会報告』、㉚IMF・JC『第三一回協議委員会経過報告』、㉛『自治労第五四回定期大会・一般経過報告書』、㉜*Frashes from trade unions*　㉝*Free Labour World*